

定むべきにあらず。大金國志^{六卷}に、五國城は、金都西樓即ち上京の東北千里に在りとあるに照しても、その位置が伯都納にあらざること甚だ明白なり。(二)扈從東巡日錄^{八卷}に曰く、寧古塔より東行すること六百里にして、差突里噶尙と云ふ所あり、松花江と黒龍江の合流點に當る、この地に大なる城跡あり、これ古の五國城なりと傳ふと。大清一統志^{十卷}に、この紀事を引用して、五國城は寧古塔の東北に在りと記せり。謂ゆる五國は、松花江の下流より黒龍江の下流に互る地方に散在したるものなるが故に、この二河の合流點附近に五國城を求めむとするは、その理なきにあらねど、右の説は、證據完からず、猝に之を信するは不可なり。(三)朝鮮の記録は、五國城を會寧の附近に在りと謂ふ、關北誌に、甫乙下鎮は、一名五國城又は雲頭城ともいひて、會寧の西に在りといひ、鰲山邑誌にも同様の紀事を載せて、附圖に之を注記し、北路紀要に、會寧に雲頭城あり、相傳へて完顏城又は五國城とも稱すと云ふといへるが如きは、その例なり、北關誌に、雲頭城は、完顏某の築ける所なりと傳ふといふ。近年、雲頭城址より數多の古瓦發見せられたる中に、天王の二字を刻せるものあり。内藤博士は、この二字を根據として、雲頭城は、蒲鮮萬奴の築けるものならむと謂ふ。蒲鮮萬奴は、一に、完顏萬奴^{元史卷百十 九塔思傳}ともいはれ、金の末に、滿洲東部を横領して、自ら天王^{元史卷一並に高麗史卷二十二}と號し、國を大眞^{同上}又は東眞^{高麗史卷二十二}と名づ

けたり。されば、完顏城の名も、その謂れあることにて、天王の二字を刻したる瓦の出でたるも、全く偶然に非ず、内藤博士の説は宜しく従ふべく、從て、雲頭城が古の五國城に非ることも、自から説明せらるべきなり。雲頭城を五國城なりと傳へたる由來は、この城の近傍に於て、往々宋の崇寧錢を得、城の傍に、俗に皇帝墳と稱する大墓、並に侍臣の墳と稱せらるる小墓數多ありて、大墓は即ち宋の徽宗を葬れる所なりと臆測したるに本づけり。されど、宋錢は、多く金國に流通し、宋錢が發掘せられたればとて、その地が必ずしも宋と歴史上の關係ありと斷すべからず、又皇帝墳と呼ばれたりとて、果して何人の墓なるかを明かにせず、強て之を宋の徽宗に附會するに非なり。大韓疆域考^{六卷}に引用せらるる海東釋史には、説を爲して、金祖の景祖穆宗は、今の咸興に居り、遼の命を承けて、鷹を捕ふるため、東北の五國と戰ひたるを考ふれば、會寧は、正に咸興の東北に位し、謂ゆる五國城も、その地方に在るべきこと當然なりと謂ふ。金の始祖が、高麗より來れりといふ傳説はあれど、景祖穆宗は、すでに上京の地に居りしこと、金史^{一卷}の明記する所にして、朝鮮の咸興に居たりといふは、何の證據もなきことなれば、右の論は、曲解たること言ふまでもなし。又大韓疆域考は、胡里改路の治所を豆滿江流域に在りしと考へ、五國城は、胡里改路の中に在りし地點なれば、之を今日の會寧なりと認めて可なりといひ、文獻通

考に遼より五國に赴て鷹を捕ふるために、長白山を超えたりと云へる紀事を引用し、若し五國城が寧古塔より北に在るならば、長白山を超ゆべき謂れなきに非ずやといふ。然れども、胡里改路が、豆滿江の地方に非ることは、前に論じ置けり、又遼より五國に入る爲に超えたりといふなる長白山は、甚だ廣き意味に用ゐられたるものにして、決して、今日の白頭山附近のみを指したるには非ず。要するに、五國城を朝鮮の北邊に求めむとするは、論據薄弱なるを免れず。(四)柳邊紀略に曰く、五國城は、或は羗突里噶尙に在りといひ、或は朝鮮の北邊に在りといひ、或は寧古塔に近き槍頭街にして、其處に五ツの古城址ありといふ、蓋し五國城は、鶴里改路の境内に在り、鶴里改は、即ち虎兒哈胡里改の異譯なれば、槍頭街の説、信に近かるべしと。五國城とは、元來五國即ち五部を統轄したる所にして、五ツの城の集團したるものに非ず、又この五部は、必ずしも一所に集結せるものに非ざれば、五ツの古城址あればとて、之を五國城の遺址と考ふるは早計なり、且つ今の寧古塔地方は、金の上京より東南に當りて、東北とは謂ふべからざるをや。(五)寧古塔紀略に曰く、衣朗哈喇は、金の五國城と相近し、この城、今は略々其形を存するのみなりと、衣朗哈喇は、今の三姓の土名にして、滿洲語にて、衣朗(Han)は三なり、哈喇(Hala)は姓なり、盛京通志^{卷二十八}本^{卷二十八}に、三姓地方に五國城ありと傳ふれど、その確否を知らずといふ、滿

洲源流考^{卷十}にも同様の紀事あり、聖武記^{卷一}には、寧古塔より東北^{實は}三百里に依朗哈喇あり、即ち五國城の故址なりと記す。蓋し五國城を今の三姓附近に在りとするは、寧古塔紀略に始まるに似たり。滿洲源流考^{卷十}に引用せらるる元一統志に、混同江は、長白山に發し、北に向て渤海の建州の西を流れ、更に東北に向ひ、上京を経て、五國頭城に達し、又東北流して海に入るとあるは、五國城が、金の上京の東北に位したる地なるを示すと共に、之を今の三姓附近なりとする説の當れるを證するものなり。只金の上京の東北方とのみにては、論據やや弱けれども、前に述べたる如く、五國城は、即ち金の胡里改路の治所にして、その位置は、上京の東六百三十里^{約五百二十}なりといひ、この距離は、今の白城と三姓の間の距離に近きを觀れば、右の説は、愈々從ふ可きものなること明かなり。大金國志^{卷六}に、五國城は、金都の東北一千里に在りといふ、この里數に據れば、五國城は、今の三姓よりなほ遠く東北に位したるものの如く、前に述べたる羗突里噶尙の説に思ひ當らざるに非れど、一千里とは、只遠きことを示したる概數にして、實距離にはあらざるべく、強てこの里數に拘泥する要なかるべし。

以上五説の中に、五國城は今の三姓附近にありしといふ説、最も信に近し。この城は、遼代に於て、謂ゆる五國を鎮撫する爲に置かれたる要地にして、これより東北方、松花

江・黒龍江の合流地方にかけて、五國あり、金の祖先是、遼の命を承け、東海の濱に産する名鷹を獲むがため、屢々五國の地に入りて、これと戦を交ふることありしが、遂にその煩に堪えずして、兵を擧げて、遼に叛くに至れり。後に、宋の徽宗・欽宗は、金の兵に捕へられて、五國城に幽せられ、徽宗は、天會十三年一一一三、欽宗は、正隆元年一一一五を以て、共にこの地に歿したり。

一〇 烏古迪烈

烏古と迪烈との二部は、金史 卷二 地理志に、蒲輿路に近しとのみいひて、その位置を詳にせず。蒲輿路は、前に述べたる如く、今の嫩江の東方にて、廣大なる地方なり、その北界は、遠く國境に至り、東方は、胡里改路に、南方は、會寧府境に接したれば、烏古迪烈の二部が蒲輿路に近き部族なりしとせば、恐らくは、蒲輿路の西方、即ち嫩江の西方に當る地方なるべし。嫩江右岸の支流に、綽爾河あり、音の類似より考ふれば、迪烈部は、この河の流域に居たるものならむ。遼史に、迪烈と烏古とは、常に相並んで記るるを觀れば、この二部は、甚だ相近かりしこと明かなり。遼史 卷八 耶律休哥傳に、休哥が室韋・烏古の二部を征服したる紀事を觀るに、迪烈は、又、室韋とも相近かりしに似たり。室韋は、遼代に於

ては、今の黒龍江の上流たる額爾古納(Argun)河の流域に居たる大部族なり。依て想ふに、烏古は、室韋と迪烈の間にして、今の雅爾河の上流より、海拉爾河の上流に互る地方に居たるなるべし、なほ後考を待つ。

二 咸平路

咸平路は、北と東とは、上京路に界し、南は、東京路に、西は、北京路に接し、咸平府と韓州とを含める狭小なる地域なり。

一 咸平府

咸平府は、遼の咸州にして、その治所を平郭縣第三〇頁といひ、別に七縣(二)を領せり。その中、(イ)銅山縣第三〇頁、(ロ)新興縣第二九頁、(ハ)慶雲縣第二七頁、(ニ)清安縣第四九頁は、すでに前に見え、次の三縣は、なほ説明を要す。

(一)元史 卷五 地理志に、金の咸平府の所屬として、平郭の外に五縣を揚げ、金史 卷二 地理志に見ゆる七縣の中の銅山・榮安・玉山の三縣なき代りに、安東縣を加ふ。この相異の理由明かならねど、察するに、金

末に至りて、咸平府の屬縣に變更を加へたるに由るなるべし。金史に、咸平府の軍名を安東軍といへりとあれば、安東縣は、府治に近く置かれたるものならむ。

永榮安縣今の開原縣の西にて遼河右岸 この縣の東に遼河あり、大清一統志卷三十九に、この縣の故城は、今の開原縣の西にて、遼河の西岸に在りといふ。

へ歸仁縣今の開原縣の北、鶯鶯樹附近 この縣の北に細河ありといふ。遼東志卷一に、細河は、開原の北八十里に在り、歸仁縣の北を西流して、小創忽兒河に入り、小創忽兒河は又、大創忽兒河に合し、西に流れて遼河に入ると見ゆ。大創忽兒河は、今の招蘇太河、小創忽兒河は、今の蓮花泡河なるべく、而して細河は、今の四平街の西南三十清里の邊にて蓮花泡河に注ぐ河のことなるべし。遼東志に又、歸仁の故城は、開原の北百里に在りといふ、これと細河の位置とを併せ考へて、歸仁縣は、今の鶯鶯樹の附近に在りしならむと思はる、この村は、開原の北約百清里に在り。松漠紀聞に、咸州即今の開原と安州次への距離を百二十里、約百三清里となす、安州は即ち歸仁縣なれば、之を鶯鶯樹附近とすること不可なきに似たり。
(二) 歸仁縣が遼代に何州と呼ばれたるか、は、金史に見えず、遼東行部志には、これ遼の安州なりと記せり。元一統志滿洲源流考卷十一所引にも、歸仁縣は、咸平府の北に在りて、舊の安州なりと謂ふ。安州は、遼代に在ては、東京道に屬したりき。

(二) 金史の地理志に、歸仁縣は、遼代には、通州に屬したりと記す。通州は、遼の東京道に在りて、今の農安縣の近傍なること、前に述べたれば、歸仁縣が、通州に隸したりとしては、兩者の間違きに過ぐ、殊に、歸仁縣は、遼の安州にして、通州所屬の歸仁縣とは別なること明白なれば、金史の紀事は、誤と謂ふべし。
ト玉山縣今の開原縣の東方 金史の地理志に、玉山縣は、承安三年一一一九年に、設けられ、馬速集平郭並に林河の間の地方を含み、凡そ六百里に上ると謂ふ。平郭は、咸平府治と思はるれど、馬速集、林河の位置明かならず、只歸仁以上の諸縣が、みな咸平府の北と西と南とに在りて、一もその東になきを觀れば、玉山縣は、恐らくは、咸平府東方の山地を含める廣き地方を領したるものか、なほ考ふべし。

二 韓州

韓州は、遼代にも同名なりき第二八頁を見よ。その治所は、遼東行部志に據れば、四たび所を移せり、初め遼河の濱に在り、次で白塔寨に移り、三たび柳河縣に移り、最後に奚營に移りぬ。遼代の治所は、柳河縣第二八頁を見よにして、金代のは、臨津縣なれば、臨津縣は、蓋し奚營と同地なるべく、今の八面城の地方に在りしならむ第一三九頁を見よ。韓州は、なほ一縣を領せり、即ち柳河縣なり。

(二)柳河縣の境内に、拘河柳河の二河ありしといふ。柳河は、蓋し縣名の本づく所にして、今の八面城地方に在りしものなれば、恐らくは、今の條子河に當り、拘河は、今の蓮花泡河に當るべきか。蒙古游牧記一卷科爾沁の條に曰く、金史に拘河柳河の名あり、蓋し今の開原縣境内の内遼河と外遼河とを指せるなり、遼河は、開原縣にて二支に分れ、一は拘河といはれ、一は柳河といはれて、共に南流し、承德奉天の境に近く又合するに至る、今遼河は拘柳河と呼ばれずして、巨流河と稱せらる。滿洲源流考十卷二にも同じき説明を掲げ、遼河は、一に巨流河、向驪河又は拘柳河といふ、金史は誤て拘柳を分けて二河と爲したるなりと謂へり。されど、金の韓州の域内なる拘河と柳河とを、今の開原鐵嶺の西に在りといふなる内遼河と外遼河に比定せむこと、地理に於て、甚だ穩當ならず、又拘柳を一河の名として、之を遼河の別名とするも、頗る早計に失し、殊に巨流河とは、今の新民府の東方なる遼河の別名と覺しく、之を拘柳河に附會するは、斷じて不可なりとす。

内外遼河のことは、盛京通志四十八卷本、卷十三に遼河は鐵嶺縣の西南にて、二支に分れ、内遼河外遼河となり、下つて開城に至つて復た合し、更に巨流河と呼ばるとあるにて知るべし。ダンギユ (d'Anville) の支那地圖には、この遼河の二支を記さず、水道提綱も亦、これにつきて言ふ所なし。明代に於て、今の鐵嶺の西方なる遼河の河道は、今のよりなほ西に偏したれば、盛京通志は、明代の河道と、その後のものとを對比して、これに内外の別を附したるに非るか。而して、明代のもの即ち外遼河は、盛京通志編纂の頃には、只その迹を存するのみなりしかと推察せらる。明代の河道につきては、稻葉氏

の明代遼東の邊疆を参照すべし。

今の地理に由りて、咸平路の疆域を考ふるに、北は、奉化縣境に至り、西は、遼河に界し、南は、鐵嶺縣境に接し、東は、大體に於て、東遼河(赫爾蘇河)の上源地方に及びたるなるべし。

三 東京路

東京路の疆域は、大體に於て、遼河下流の平原、遼東半島並に鴨綠江下流の右岸地方を含みたり。その府州縣の名稱と位置とは、多くは遼代の舊に據れり。

一 遼陽府

遼陽府は、今の遼陽州なり。金の太宗の天會十年一一三二年一たび南京と改められたれど、幾もなく又舊の如く、東京と稱せられたり。その治所を遼陽縣といひ、側に東梁河あり、女真名を兀魯忽必刺といふ、今の太子河なり、必刺は、滿洲語の *Bira* に當り、河の義なれど、兀魯忽の義明かならず。屬縣三の中、(イ)鶴野縣第四頁を見よ、(ロ)宜豊縣第四七頁とは、遼代

のものと同じく(ハ)石城縣は、金の新設に係れり。

金史の地理志に、興定三年九月、以石城縣之靈巖寺爲巖州、名其倚郭縣曰東安、置行省と見ゆ。遼東志一卷に、遼陽の東南八十里に安平の礦山ありて、行省の碑ありと見ゆれば、金の巖州は、定めて今の安平なるべし。而して、盛京通志四十八卷本に、遼陽の東五十七里に、石城山あり、上に石城の迹を存す、これ巖州の遺址なりとあるは、恐らくは、石城縣の遺址にして、巖州には非るべし。なほ、遼の巖州第二四頁、衍州第四七頁の條を参照すべし。

二 澄州

澄州は、遼の海州にして、今の海城縣なり。金の天德三年一一五、海州を改めて澄州といへり、その治所を臨溟縣といふこと、亦遼代に同じ。明一統志卷二に、この縣は、海州東百八十里に在りと謂へるは、甚だ恠むべきことなり。今日、海城は、海岸を距ること遠けれども、遼金の頃には、海岸は、なほ深く北方へ彎入して、今の海城も、海を距ること遠からざりしと思はる、臨溟といふ名義より推しても、この縣が海に近かりしことを想定し得べく、正に澄州の州治たりし所なり。

三 藩州

藩州第二三頁は、その治所を樂郊縣といひ、遼代にも同名なり。その屬縣四あり、章義縣第二五頁、遼濱縣第二五頁、挹樓縣第一〇頁、雙城縣第二九頁みな前に見ゆ。

(二)挹樓縣の境内に、范河清河ありき。范河は、今も同名にて、鐵嶺の南に在り、清河は、今の懿路河にて、一に小清河といふ。女真名清河を叩隈必刺といへり、女真語 Ku-wen (叩隈)は、玉の義なり (Grube, Sprache und Schrift der Jüden, S. 33) その意味に由りて、清河と謂へるならむ。

四 貴德州

貴德州第二二頁は、州治を貴德縣といひ、遼代にも同名なり。その屬縣たる奉集縣第五頁を見よ、前に見ゆ。

五 蓋州

蓋州は、その治所を建安縣といひ、遼の辰州第七頁にして、金代には、一たび曷蘇館路一第一八六頁の治所となれることあり。その屬縣の中、湯池熊岳の二縣は、遼の舊に據り、秀巖縣は、金の明昌四年一一九、大寧鎮といへる所に設けられたるものにして、泰和四年一二〇

一たび廢せられ、貞祐四年六一二に至りて、復び置かれたり、今の岫巖縣是れなり。盛京通志四十八卷本に、蓋平の東二百四十里に岫巖古城あり、その東十里に新城あり、その建置年代不明なりと見え、大清一統志十九卷三に、この説を掲げて尙ほ、舊志に據れば、岫巖新城は、蓋平の東百六十八里に在り、その古城は、新城の東四里に在り、この古城は、今の岫巖に非ずと謂ふ。右二説互に異なり、いづれが正しきかを知らざれど、謂ゆる新城は、今の岫巖にして、古城は、金代のものにて、今の岫巖の附近に在りしものと思はるれど、其の舊址は詳ならず。

六 復州

復州第四九頁は、遼代にも同名にて、その治所を永康縣といひ、化成縣第四八頁を領せり。

七 來遠州

來遠州は、遼の來遠城第八頁にして、鴨綠江の島中に設けられたる所なり。この州は、鴨綠江下流地方に於ける金の境界を成し、對岸なる保州即ち今の義州は、高麗の有なりき。保州は、もと遼に屬したりしを、遼の衰ふるに及び、高麗は、金に請ふて此の地をおの

れの有となしぬ。^(二)尤も、これは、幾多の交渉を重ねたる末のことにして、保州が、金の承認を経て、全く高麗の有となれりしは、金の天會四年六一二以後のことなり、その後なほ、境界のことに付きて紛議起りたるも、天會八年〇一三に至り、鴨綠江を以て金と高麗の界とすることに一決したり。但し鴨綠江が、兩國の界線を成せるは、その下流の部分にして、上流の左岸地方は、尙ほ金の領たりし所にて、嘗て高麗の徳宗の代に設けられたる長城第一七七頁を見よは、高麗の北界となり、それより北は、金の有に屬したりと認めらる。
^(一)金史卷百三 高麗傳、並に高麗史卷十四、十五、十六 参照。

八 婆速府路

後に見ゆる箭内氏の「滿洲に於ける元の疆域」の中、遼陽路の條を見よ。

四 北京路

北京路の疆域の大部分は、東蒙古に在りて、西喇木倫河と老哈河との流域を含める地方なりき。その滿洲に關する部分は、遼河西方の地區に係れり。北京路は、大體に於て、

遼の中京道と上京道とを併せたるものに相當し、その府州縣の名稱と位置とは、遼の舊に據れるもの多し。

一 大定府

大定府第五三頁は、その治所を、大定縣といひ、又附郭として長興縣第五五頁を有したるもの如し。その屬縣には、富庶縣第五五頁、松山縣第六七頁、神山縣第六三頁、惠和縣第五九頁、金源縣第五八頁、和衆縣第六三頁、武平縣第六〇頁、三韓縣第五九頁並に靜封縣ありて、靜封縣の外は皆遼の舊に據れるものなり。

熱河志卷六に、靜封縣、一統志作靜豐、謂靜豐廢城、在松州東五十里、是松山靜封境界、毘連爲今赤峰縣屬翁牛特旗境と見ゆ。松州は、松山縣のことなれば、靜封縣は、蓋し今の赤峰州の南方に近き邊に在りしならむ。この縣の新設せられたるは、金の承安二年一一九七年に係れり。

二 利州

利州は、その治所を阜俗縣第六一頁といひ、別に龍山縣第六六頁を領したり。

三 義州

義州は、今の義州にして、その治所を弘政縣といひ、別に、開義縣第七二頁と同昌縣第六八頁を領したり。

四 錦州

錦州は、今の錦州府にて、その治所を永樂縣といひ、別に安昌縣第七三頁、神水縣第五六頁を領したり。

五 瑞州

瑞州第七九頁は、その治所を瑞安縣といひ、別に海陽縣第八〇頁と海濱縣第七九頁を領したり。

六 廣寧府

廣寧府は、今の廣寧縣にして、その治所を廣寧縣といひ、もと山東縣第二〇頁と呼ばれ、金の大定二十九年一一八九年に名を改められたるなり。その屬縣の中望平縣は、大定二十

九年に、梁漁務第一三二に見よに設けられたる所、閩陽縣第二一頁のことは、前に見ゆ。

七 懿州

懿州第四六頁は順安、靈山の二縣を領し、順安は蓋し州治なるべく、靈山の位置不明なり。大定六年六一六川州の廢せられし時、その屬縣たりし同昌、宜民の二縣は、一旦懿州に隸屬し、承安二年七一七川州復び置かるるに至り、右二縣亦これに屬することとなり。泰和四年一四〇川州更に廢せられ、同昌縣は懿州に、宜民縣は興中府に屬することとなりぬ。

八 興中府

興中府第六九頁は、その治所を興中縣といひ、別に永德縣第七一頁、興城縣第七三頁、宜民縣第七五頁を領したり。

九 建州

建州第七七頁は、その治所を永霸縣といへり。

一〇 全州

全州第九七頁は、承安二年七一七に設けられ、治所を安豐縣といひ、別に、靜封縣前と盧川縣後とを領したり。靜封縣は泰和四年一四〇大定府に隸することとなり、盧川縣は、後に臨潢府に屬するに至りしが、その年代詳ならず。

一一 臨潢府

臨潢府第八一頁は、その治所を臨潢縣といひ、別に長泰縣第八三頁、寧塞縣位置不明、長寧縣第九頁及び盧川縣を領せり。

盧川縣は、もと黑河鋪といはれたる所にして、承安二年の設置に係り、黑河即ち今の察罕木倫のほとりにて、次に見ゆる慶州の南二百二十里約百九十里の邊に在りしといふ。

一二 慶州

慶州第八五頁は、その治所を朔平縣といひ、別に孝安縣を領したり。この縣は、天會八年一一三慶民縣と改められ、皇統三年一一四を以て廢せられ、その位置詳ならず。遼代に、慶州の域内に、祖州と懷州とありしが、祖州は、天會八年に、奉州と改められ、皇統三年、懷州

と共に廢せられき。

一三 興州

興州第六四頁は、その治所を興化縣といひ、別に利民縣第六四頁と宜興縣第六五頁とを領したり。

一四 泰州

泰州第八六頁は、その治所を長春縣といへり。

邊堡

金の北京路の北邊には、北方民族の侵入に對する防備として、所々に堡塞を設け、之を連ねて一線となし、邊堡と名づけたるものあり。(二)この邊堡は、もと泰州の域内に在る十九堡と、臨潢府の域内に在る二十四堡とより成れるものなりしが、その配列不齊なればとて、大定二十一年一一八一年その配列を更め、直列の堡戍を連ねたる一線となし、且つその堡線に傍ふて壕を開かむとせしも、壕は沙雪に堙塞せられ、禦と爲すに足らざるを知り

て、實施するに至らざりき。其後、承安年間一一九六年—一二〇〇年承相襄は、又この邊堡に改良を加へたれど、その位置は、前のものと異なる所なきに似たり。大體邊堡の位置は、東北、達里帶石より、西南に向て、鶴五河を経て、撒里乃に互る線上に在りしなり。達里帶石の位置詳ならず、黒龍江興地圖に、之をば、今の齊齊哈爾と墨爾根の中間なる奇罕哈達なりとすれど、如何あらむ、只齊齊哈爾の近傍に在りしことは、今尙はこの地方に土壁の遺址存するに由つて、之を推量し得可し。鶴五河(三)は、今の洮兒河の一支貴勒爾河に注ぐものにして、興安嶺の東麓に在り。撒里乃(四)は、臨潢府の近傍に在りし所なれど、その位置明かならず。而して、慶州の北二十里(四)、泰州の北四百里(五)に在りしといへる邊界は、即ちこの邊堡を指したるものならむ。今の地理を以て言へば、この邊堡は、西南は今の察罕木倫河上流地方より、東北に向て、鶴五河の邊に於て洮南府の北境を過ぎ、以て齊齊哈爾の西方に達したるものなるべく、その線は、略ぼ興安嶺と並行したるもの如し。今日、察罕木倫河の上流地方並に齊齊哈爾の西方に於て、長き土壁の址を存する所あり、土人は、之を成吉思汗の造れるものといふ由なれども、是れ蓋し金の北京路邊堡の遺蹟に外ならざるべし。

(二) 金史の地理志北京路の條を参照せよ。

(三) 金史卷九襄傳。
十四

(三)大清一統志卷四百

(四)金史の地理志に、慶州北至界二十里とあり。

(五)金史の地理志に、泰州北至邊四百里と見ゆ。

北京路は、大體に於て、今の承德府、朝陽府並に洮南府の疆域を含み、北は邊堡に接し、東は今の嫩江と遼河とを以て、上京路と東京路とに界し、南は長城を以て中都路に、西は西喇木倫河の上流地方より燕山山脈に互る界線に由りて、西京路に隣したるなり。

五 補遺

地理志を除きたる金史の他の部分、並に其他の書に見ゆる金代の地名部族などにて、その位置の稍、詳に知り得べきものを擧ぐることに、左の如し。

一 移里関河

移里関河は、隆州の地方に在りしといふ^(一)、隆州は今の農安縣なれば、この河は、定めて今の衣兒門河なるべし。移^(二)、移里関河も亦是れに同じ。

(一)金史卷六十七烏春傳

(二)第三九頁を見よ。

(三)金史卷八十一溫地罕蒲里特傳。

二 醫巫閭山

金史^三卷三に、天會七年、詔禁醫巫閭山、遼代山、陵樵採と見ゆ。この山は、今も同名にて、廣寧縣西に在り。この山の名は、屢、遼史に見ゆ。

三 窩謀海村

金の世祖、烏春の住地を攻めむとて、窩謀海村に至れりといふ^(一)。烏春の住地は、今の瑚爾哈河の上流地方に在りしと覺ゆれば、この村は、今の吉林寧古塔街道上なる鄂默和索羅站なるべし。

(一)金史卷六十七烏春傳。

(二)第一六七頁を見よ。

四 海古水

金史卷一に、獻祖初め海古水の側に居り、後に安出虎水の側に移れりといふ。東三省輿地圖説に、海古水は、今は俗に海溝と呼ばれて、今の阿勒楚喀の東北二十清里に在りといへるは正し。海古は、一に海姑とも書せり。

(一)金史卷六 輩魯傳。

五 胡論嶺

金の將軍撒改が、潺春、星顯二河の地方に遠征を行ふとて、途に胡論嶺を超えたることあり、潺春、星顯は、今の豆滿江北に在りし河なること前に言へり。(三)鳥春も嘗て、金の世祖の住地を侵さむとて、活論、來流二水を超えて北に進みたることあり。(三)來流水は、今の拉林河、活論水は、拉林河上流の支流たる今の活龍河なり。胡論嶺も、蓋し、活論水の近傍にて、今の拉林河の上源なる拉林山のことなるべし。胡論と活論とは、同音なり。

活論水は又、胡論水とも書し、その地方に加古部ありき。又、鳥春が、金の世祖を攻めむとて、活論來流の二水を渡れる時、朮虎部に屬する一村に宿れることあるを見れば、朮虎部も亦今の拉林河の上源地方に居たるものならむ。

(二)金史卷七 阿疎傳。

(三)第一八一頁を見よ。

(三)金史卷六 桓絀傳。

(四)金史卷六 謝庫德傳。

(五)金史卷六 烏春傳。

六 益褪水、益海水

金の軍が、遼の黃龍府を攻めたる時、金の將軍阿徒罕は、その戰に與かり、その後、照散城位置未詳を救はむとて、益褪水を渡りぬといふ。(二)この河は、今の農安縣の東方なる伊通河なること疑なし。將軍婁室が、寧江州の戰後、移嫩水と益海水との地方を征服したりといへる移嫩水も亦、益褪水に同じく、益海水は、恐らくは、今の伊通州の西方を流るる鴉哈河のことならむ。但し婁室が咸州今之開原縣を攻むる前に、征略せりといへる益改水は、益海水とは同じからず、今の葉赫城の傍を流るる膽河を指したるなるべし、伊改水といへるも亦、この益改に同じ。

(二)金史卷八 阿徒罕傳。

(二)第五〇頁を見よ。

(三)金史卷七 十二 婁室傳。

(四)同右。

(五)金史卷百二 納蘭綽赤傳。

七 沃里活水

沃里活水は、金の東京(今の遼陽)の近傍にて、又首山に近かりし河なり。^(二)今の太子河を、金代に兀魯忽必刺とも云ひ、沃里活は、即ち兀魯忽の異譯にして、同じく今の太子河のことなり。首山も、今同名にて、遼陽の西南に聳ゆ、一に手山とも書せり。^(三)

(二)金史卷七 閻母傳。

(三)金史卷二 地理志 遼陽府の條。

(四)遼史卷八 蕭考穆傳。

八 完都魯山

完都魯山は、金の上京路に在りて、今の松花江と烏蘇里江の間なる完達山のことなる^(一)

こと明かなり。完達山は、土名を納丹哈達拉といふ。完都魯は、一に合撻刺とも書せり。^(二)

(二)金史卷二 地理志。

(三)金史卷二 天輔四年の條。

九 匹古敦水

金の世祖の頃、烏春といへるもの、來流水以南、匹古敦水以北の地は、おのれの領土なりと謂ひて、みづから誇り居たり。^(一)烏春は、今の瑚爾哈河の上流地方に居り、永く金祖に抗したる人なり。匹古敦水は、蓋し今の阿勒楚喀の東方なる斐古圖河ならむ。來流水即ち今の拉林河と、今の斐古圖河の間の地方は、金祖の領地なりしかば、烏春は、この兩河の外方なる總ての地をおのれの領土なりと誇張したるものなるべし。金の太祖が、その征服したる部族を分ちて、みづから匹脫水北の部族を治め、撒改をして、來流水地方のもの^(二)を治めしめたりといへる、匹脫水も亦、匹古敦水と同じきものならむ。

(二)金史卷六 烏春傳。同傳に匹古敦とあるは非なり、同書同 桓絀傳に匹古敦とあるを正しとす。

(三)金史卷七 撒改傳。

一〇 阿里門水

直隸里部の人叛きて、耶懶路を掠めたれば、婆盧火といへるもの、金祖の命に由りて、之れを討ち、阿里門水に進みたることあり。^(二) 耶懶路は今の興凱湖の東南にて沿海の地方なり。^(三) 直隸里部は烏蘇里江と黒龍江の合流する地方に住める今の Duchaer 人のことなるべく、南に向て、耶懶路を侵したるならむ。遼代に、右二河の合流地方に、鐵离^(四)即ち鐵驪といへる部族あり、その南に阿里眉といへる部族あり、阿里眉は、恐らくは、今の烏蘇里江下流地方に居たるものにて、阿里門水のほとりに住めるより、其の名を得たるなるべく、従て阿里門水とは、烏蘇里江の下流を指したる名ならむか。吉林通志^(五)一巻十に、阿里眉部を吉里迷^(五)見ゆ^(五)と同一と考へたるは非なり。直隸里部よりなほ東方と覺ゆる地方に、兀勒部ありき、これ今の厄勒河(額勒河)のほとりに居たるものなるべく、この河は、黒龍江と烏蘇里江の合流點の東方にて、海に近し。

(二) 金史 卷七十一 婆盧火傳。

(三) 第一八四頁を見よ。

(四) 第四五頁を見よ。

(五) 契丹國志 卷十二

(五) 金史 卷七十一 婆盧火傳。

一一 婆盧木部

^(二) 婆盧木部は、その音の類似より考へて、蒲盧買水のほとりに居たるものなるべし。この河は、ハルピンの東北約二百清里、南流して松花江に入る、今の布雅密河なり。

(二) 金史 卷百二十 斐滿達傳。

(三) 第一六七頁を見よ。

一二 烏延部

^(三) 烏延部は、禪春水のほとりに住みき。^(二) この河は、今の豆滿江の一支たる嘎呀河なるべし。

(二) 金史 卷六十五 謝庫德傳。

(三) 第一八一頁を見よ。

一三 溫迪痘部

第三篇 滿洲に於ける金の疆域

溫迪痕部は、統門水のほとりに居り^(一)、統門水は、今の豆滿江なり。^(三)胡論水のほとりに
も、同名の部族ありしと覺ゆ。^(三)

(一)金史卷六留可傳。

(二)第二一四頁を見よ。

(三)金史卷八廸姑迭傳。

一四 紇石烈部

紇石烈部は、星顯水のほとりに^(一)、陶溫水、徒籠古水のほとりに^(二)、活刺渾水のほとりに^(三)
も、亦阿里民忒石水のほとりに^(四)も居りて、その住地は一所に限られたるに非ずと思はる。
星顯水は、今の豆滿江の一支たる布爾哈特河なるべく、陶溫水は、黑龍江と松花江の合流
點の西南なる今の吞河、徒籠古水は、今の吞河の東北に近き多隴鳥河、活刺渾水は、ハルビ
ンの北約二百五十清里なる今の付拉董河にして、阿里民忒石水の位置は詳ならず。^(七)

(一)金史卷一並に同書卷六阿疎傳。

(二)金史卷一

(三)金史卷六臘醅麻產傳。

(四)同右、鈍恩傳。

(五)第一八一頁を見よ。

(六)第一六七頁を見よ。

(七)第一六七頁を見よ。

一五 烏古論部

烏古論部は、統門水と渾蠡水^(一)の合する地方にも居り、又蘇濱水^(二)のほとり
にも住みたりと覺ゆ。

(一)金史卷一並に同書卷六留可傳。

(二)金史卷一

一六 奧純部

統門、渾蠡二水合流の地なる烏古論部の人に留可といへるもの、數々鳩塔部^(一)と奧純部
とを誘ひて叛けりといふを觀れば、この二部は、烏古論部に近き邊にて、奧純部は、今の綏
芬河のほとりに居たりと思はる、斡准部と同じきものなるべし。^(三)

(一) 第一六九頁を見よ。

(二) 金史^{卷六十七}留可傳。

(三) 第一六九頁を見よ。

一七 僕散部

僕散部は、乙離骨嶺の地方に居たりといへば、今の朝鮮の鏡城^{咸鏡北道}の邊に居たるもの歟。

(一) 第一七九頁を見よ。

(二) 金史^{卷百三十五}高麗傳。

一八 烏薩札部

烏薩札部は、來流水(即ち今の拉林河)のほとりに居たること、金史^{卷五十六}謝里忽傳に見ゆ。

一九 吉里迷

金史^{卷二十四}地理志に、金之壤地封疆、東極吉里迷、兀的改諸野人之境と見ゆ。吉里迷は、今

の黒龍江口の邊に住める Gilemi (Gilyak) のことにして、次に出す所の兀的改、その他黒龍江下流地方に住みたる諸部族と共に野人と稱せられたるなり。野人の名は、金史^{卷五十五}天德二年の條にも、十二月甲寅、野人來獻異香、却之と見ゆ。吉林通志^{卷十}に、吉里迷は、明代の乞列迷にして、今の濟勒彌なりといへるは正し、吉里迷は、蓋し Gilemi の音譯なるべし。

二〇 烏底改

烏底改は、右に云へる兀的改に同じ。金史^{卷七十三}晏傳に、天會初、烏底改叛、太宗乃命晏督扈從諸軍、往討之、至混同江、諭將士曰、今叛衆依山谷、地勢險阻、林木深密、吾騎卒不得成列、申略乃潛以舟師浮江而下、直擣其營、遂大破之と見ゆ。これにて知らるる如く、烏底改は、混同江(松花江)に近き大なる森林地方に住みたる部族なり。Tungus 語にて、森を Waji といひ、人を ^{Mei} といふ、烏底改は、恐らくはこの Waji-Kai の音譯なるべく、その住地は今、の烏蘇里江下流と松花江下流の間の地方なりしならむ。遼代の兀惹部^{第一〇六頁}を見よ、蓋し烏底改と同じきものなるべし。

第四篇 東眞國の疆域

金末遼東に怪傑あり、^(一)蒲鮮萬奴といふ、初め金に仕へて或は宋と戦ひ或は蒙古を防ぎしが、宣宗の時叛賊征討の命を受けて遼東に至るや、遂に其地に據りて自立し、後、東、豆、滿江流域に移りて東眞と名くる一大國を建て、慄悍なる東方の女眞族を統べて、南、高麗を侵し、西、金を脅かし、東、陞に雄視すること約そ二十年、遂に新興の蒙古と對して、實に當時の二大勢力たり。萬奴死して其國直ちに亡びたりと雖も、彼の崛起によりて滿洲に於ける金の威力は全く地を拂ひ、之に反して蒙古の遼東經略は頓に活氣を加へしのみならず、其高麗を羈屬するの端緒も亦之によりて啓かれたるを思へば、彼の行事の本末を審にするは、金元兩朝並に高麗の歴史を研究する者に取りては、頗る緊要の事なりと言はざるべからず。然るに大金國志及び金史には萬奴のために特に傳を立てざるのみならず、その之に關する記事概ね零碎にして殆んど用を爲すに足らず、幸に元史、高麗史

等あり、志史二書の傳へざるものを收めて大に詳なり、若し其記事を摘出し、反覆之を讀み細心之を考ふれば、ほゞ其事蹟の概要を闡明するを得ん。本篇已に題して「東眞國の疆域」といふ、萬奴の行事の本末を叙するが如きは固より本篇の趣旨にあらず、而も材料の缺乏は吾人をして直ちに地理上の攻究に入りて其目的を達するを得しめず、乃ち萬奴に關する記事の零篇斷簡を蒐め、一々之に批判を加へて取捨選擇し、以て萬奴の事蹟を明にせんと企てたり、之れ蓋し金末元初に於ける滿洲の地理を考へ、東眞國の疆域を知るべき唯一の方法なりと信すればなり。

(一)東眞國王を蒲鮮萬奴とすること、金元の諸史概ね異辭なし、ひとり元史^{卷百十九}の塔思傳及び通鑑續篇^{卷二}に完顏萬奴とあり。是に於いて萬奴の姓に關する疑問起る。乾隆四年校刊の元史^{卷一}に附載せらるる考證に曰く、考布希原文^{○原刻元史}作蒲鮮、爲金之庶姓、完顏爲金之國姓、無一人兩姓之理、紀傳必有一誤、或當時賜姓、則未可知、但萬努^{○即萬奴}於金史無專傳、無憑訂正、姑從闕疑と。清の大儒錢大昕も其著十駕齋養新錄^{卷九}に於いて「萬奴之氏、一以爲蒲鮮、一以爲完顏、未審孰是」といへり。想ふに金史の各本紀及び完顏阿里不孫傳には蒲鮮萬奴とのみ見ゆれば、萬奴の本姓は蒲鮮にして完顏にはあらざりしならん。高麗の高宗五年十二月より翌年正月に互れる江東城總攻撃^{後文に詳なり}の聯合軍に萬奴の遣はせる元帥の名を元史には胡土といひ、高麗史には完顏子淵と見えたり、白鳥博士の蒙古

民族の起源と題する論文史學雜誌第十八篇の中に「ツングース語に子をクツツケ又はグツツケといひ、訛りてはフッタ hutta ウタ na ウツツエウチエなどとなる」とあれば、胡土はクツツ又はグツツと音じ、此元帥の本名なりしを、萬奴自立の後擅に完顔の姓を僭用し、更に胡土は子の義なるに因み、子淵といふ漢名に改めしものならん、果して然らば萬奴に完顔の姓あるも亦之と同じく、彼自立の後、金の國姓を僭稱したるものと解して然るべきなり。

金の章宗泰和六年宋寧宗開禧二年宋軍來りて蔡州今の河南汝陽府を侵し大敗して歸る、此時金軍の副將を蒲鮮萬奴といふ、萬奴の名の史に見ゆるは蓋し之を以て始とす。(二)其後五年宋寧宗嘉定四年、金永濟大安三年、元太祖即位六年金軍蒙古の兵を野狐嶺附近に防ぎて大敗す、時に萬奴又金の監軍たり。(三)後又幾もなくして彼は滿洲に至り、宣宗の貞祐二年西曆一四一二年には遼東宣撫使に拜せられ、咸平今の開原に居りて滿洲方面鎮撫の大任に當りぬ、而も此時已に異志を懷き唯その機會の來るを待ちしなり。(三)

(二)金史卷百三完顔賽不傳に曰く、泰和六年六月宋將皇甫斌遣率步騎數萬由確山今の汝寧府褒信、今光州息縣東北七十里包信店分路侵蔡、聞郭悼李爽之敗、阻溱水不敢進、於是揆散揆遣賽不及副統尙廐局使蒲鮮萬奴、深州刺史完顔達吉不等、以騎七千往擊之、會溱水漲、宋兵扼橋以拒賽、賽等謀潛師夜出、達吉不以騎涉水、出其右、萬奴等出其左、賽不度其軍畢渡、乃率副統阿魯帶、以精兵直趨橋、宋兵不能過、比明、大潰、萬奴以兵

斷眞陽今正陽縣路諸軍追擊、至陳澤、斬首二萬級、獲戰馬雜畜千餘、兵還、進爵賜金幣甚厚。金史卷十二、章宗本紀參照蔡州、確山等地名の比定は大清一統志卷百六汝寧府及び同書卷百七光州の條による。

(三)通鑑續編卷二十、嘉定四年九月の條に曰く、蒙古自撫州進攻奉聖州、破之、遂至野狐嶺、時金招討使完顔九斤監軍、完顔萬奴等率兵號四十萬、駐于嶺下云々と、元史には此事を元の太祖の七年嘉定五年に係け、完顔九斤を紇石烈九斤とし、續資治通鑑は全く之に従へたれども、續資治通鑑綱目及び御批通鑑輯覽が續編に據りて記したるは正し、成吉思汗實錄四二唯萬奴の名は金史にも元史にも見えざるに、皇元聖武親征録には爲奴、元史譯文證補には幹奴の名を以て、何れも九斤と共に此戰役の金將として擧げられたるを見れば、完顔萬奴即ち蒲鮮萬奴が此戰役に參加したること疑なく、綱目の記事の根據あることを知るべし。野狐嶺は大清一統志卷三十四によれば今の直隸省宣化府萬全縣西北三十清里に在り。

(三)金史卷百三完顔鐵哥傳に曰く、貞祐二年西曆一四一四年樞密使徒單度移剌以鐵哥充都統、入衛中都、今遼東北路招討使兼德昌軍節度使蒲鮮萬奴在咸平、今の開原忌鐵哥兵強、驟取所部騎兵二千、又召泰州今伯都訥西軍三千及戶口、遷咸平、鐵哥察其有異志、不遣、宣撫使承充召鐵哥赴上京、今阿勒楚北、八頁參看命伐蒲與路、齊齊哈爾の東、瑚裕爾既遷、適萬奴代承充爲宣撫使、撫前不發軍罪、下獄被害云々、一六四頁參看河の地方、一七四頁參看

萬奴の待ちたる機會は遂に來りぬ、即ち耶律留哥の叛亂なり。留哥は契丹人なり、金に仕へて滿洲西北面の契丹人を統率したりしが、蒙古の成吉思汗元の太祖起るや、金廷は契丹人の蒙古に内應せんことを疑ひ、新に施設する所ありしより、留哥遂に自ら安んぜず、

金帝永濟の崇慶元年元太祖七年通れて隆安吉林省農安縣韓州盛京省八面城の地に至り、兵十餘萬を集めて其都元帥と爲り、威遼東に振ひしが、幾もなくして蒙古に降り、命せられて其地に鎮せり。後二年金の宣宗は青狗を使者とし、重祿を以て降を勧めしも従はず、加之青狗は其勢の不可なるを度り、反つて留つて留哥に臣屬するに至りぬ。是に於いて宣宗大に怒り、遼東宣撫使蒲鮮萬奴に命じて之を伐たしむ、萬奴乃ち兵四十餘萬を統べて北進し、留哥の軍と歸仁縣盛京省昌圖府鸞樹附近一九八頁參看の北なる河蓮蓮花池池上に戦ふ、金兵大敗し、萬奴散卒を收めて東京遼陽に奔る、留哥乃ち咸平に入り、之を中京と改稱し、今の鐵嶺以北の地を奄有す。(一)宣宗此敗報に接して大に失望せしも、猶全く彼の罪を論せず、此年十一月詔を下し前過に懲りて後功を圖るべしと諭し、未だ毫も彼の忠勤を疑はざりき。(二)翌年三月彼は精銳を選び濟州今の奉天二廣寧二〇七頁參看の兩城に配置し、以て留哥の南下と蒙古軍の東進とに備へ、自ら東京に居りて暫らく形勢を觀望したりしが、金の國都既に河南の開封今同に遷り、國勢日に蹙まり、頽運挽回の事復望むべからざるを知るや、此年十月戊戌の日、先づ留哥を敗ると偽り報じ、越えて十四日、遂に東京に據りて叛きぬ。(三)鐵哥の眼力違はざりしなり。金史卷十宣宗本紀に「貞祐三年十月壬子、遼東賊蒲鮮萬奴僭號改元天泰」といひ、元史卷一太祖本紀に「十年金貞祐三年冬十月、金宣撫蒲鮮萬奴據遼東、僭稱

天王、國號大真、改元天泰」とあるもの即是なり。然るに幾もなくして咸平の耶律留哥は果して南下して一擧に東京を破りぬ、萬奴は何處に通れたりけん、明ならず、唯其妻孥を棄て、僅に身を以て免れたりしを知るのみ。(四)

(一)元史卷百四十九耶律留哥傳。

(二)金史卷百三奧屯襄傳に曰く、「貞祐二年十一月詔諭襄及遼東路宣撫使蒲鮮萬奴、宣差蒲察五斤曰、上京遼東國家重地、以卿等累效忠勤、故委腹心、意其協力盡公、以徇國家之急、及詳來奏、乃大不然、朕將何賴、自今每事同心、併力備禦、機會一失、悔之何及、且師克在和、善鈇從衆、尙懲前過、以圖後功、予は此詔諭が此年十一月に發せられしことと、懲前過以圖後功等の語あるとに由りて、之を以て歸仁の敗軍に關するものと推定し、蒲鮮萬奴にも之と概ね同様なる詔諭を賜はりしことと想像するなり。

(三)金史卷十宣宗本紀。

(四)元史耶律留哥傳。

元史卷百十九木華黎傳に、太祖成吉思汗の十一年七月、木華黎が金人張致の占領せる興中府今直隸省陽府を回復し、尋いで張致の居城たりし錦州今盛京省錦州府を圍むこと月餘にして、遂に之を占領したる事を記し、次に「拔蘇今の海州復今同、海今海州三州、斬完顏衆家奴、咸平宣撫蒲鮮等率衆十萬遁海島」とあり。(一)ここに咸平宣撫蒲鮮といふは萬奴が曾て遼東宣撫使として咸平

に居りしが故にて、親征録にも咸平等路宣撫など見えたり。さて萬奴は何人に逐はれて何れの海島に逃れしか、此記事のみにては未だ詳ならねど、此文に見ゆる金將完顔衆家奴は恰も此年を以て契丹人を今の鳳凰城附近に破りたる金の蓋州今蓋平縣の守將衆家奴と同一人なるべし。^三然れども東京以南の海蓋復蘇等の諸州の地悉く木華黎の蒙古軍に占領せられ、蓋州の守將衆家奴亦斬られしに當り、萬奴が逃れて海島に入るといふを見て、萬奴も前年東京を逐ひ出されて以來、蓋州附近に居りしを、木華黎の軍に攻められしか、若くは其軍容の盛なるに辟易したるか、孰れにしても蓋州附近より動きて海島に入りしものと假定し、此假定の上に更に一步を進めて所謂海島を以て今の黄海又は渤海の或島に擬定せんとする人あらば、吾人は其推斷の餘りに匆卒なるを尤めざるを得ず、何となれば、耶律留哥は萬奴を東京に破りし後一ヶ月ならざるに蒙古に降りて廣寧に居りしも、而も錦州に自立せる張致の兵勢盛にして、一日も之に對する防備を怠ること態はず、加之廣寧城すらも一時は張致の黨に沒せしもの如く見ゆれば、留哥は蓋し其身の安全を計るに急なりしのみ、東京咸平等の諸城の如きは固より已に彼の有にあらす、乃ち一たび留哥に破られし萬奴は必ずしも其後久しく東京以南に潜伏するの要なく、否却て蒙古の勢力の及ばざりし咸平附近に赴きたりしものと推測するを得

べければなり。此問題に關し吾人は重要な記事を金史卷百三紇石烈桓端傳に見るを得たり、曰く、

貞祐三年蒲鮮萬奴取咸平東京瀋澄諸州及猛安謀克人亦多從之者。三月萬奴步騎九千侵婆速今九連城近境桓端遣都統溫迪罕今在怕哥今在鞏擊却之。四月復掠上古城今在遣都統兀顏鉢轄拒戰萬奴別遣五千人攻望雲驛今在都統奧屯馬和尚擊之、都統夾谷合打破其衆數千于三叉里今在五月都統溫迪罕福壽攻萬奴之衆于大寧鎮今在拔其壘、其衆殲焉。九月萬奴衆九千人出宜風今遼陽之東及易池今遼北之湯地堡桓端率兵與戰、其衆潰去云々。

是れ萬奴に關する金史の記事中唯一の詳密なるものなり。然るに若し此等の事實が貞祐三年に起りしこと果して此文の如しとせば、元史の紀傳及び金史本紀の記事は悉く之と矛盾し、萬奴の事實は爲めに全く明瞭を缺くに至らんとす。然らば此記事は信憑するに足らざるかといふに、決して然らず、蓋し僅々九ヶ月間の萬奴の行動に就いて此くまで詳細なる事實を傳へ、而も其間に何等攙入の形跡をも見ざる以上は、其根據を當時の記録に有せしものなること殆んど疑を容れざればなり。是に於いて吾人が已に金史本紀及び元史の紀傳に本づき説き來れる以上の事實は、依然之を事實と認め、同

時に此新らしき史料との調和を保たしめんが爲に、吾人は右の文に貞祐三年とあるを以て編纂者の過誤と爲し、實は貞祐四年とあるべきものなりと推定す、此く推定して先づ此兩種の史料の間に存する矛盾を避け、而して後次の如く結論を下さんと欲す、曰く萬奴は耶律留哥の東京を去りて廣寧に退きし後、幾もなくして東京を回復し、更に北は咸平・瀋州・南は澄州大寧鎮等を占領したりしが、東京以南の地に於いては桓端を始め、多くの金の將帥に攻め立てられて志を得ず、乃ち退いて東京若くは咸平方面に居りしに、蒙古の元帥木華黎の大軍東に來り、先づ遼西の諸城を陥り、ついで蘇復海等遼東の諸州を抜くに及んで、萬奴は遂に衆十萬を率ゐて海島に通れしものなりと^(四)。然らば所謂海島とは果して何れの地なりしか、吾人は之を以て今の朝鮮の北境、豆滿江下流域を指ししものなりと斷言す、其理由は叙述の便宜上之を後文に譲り、今は直に東遷後の萬奴の行動に就いて考ふる所あるべし。

(二)乙亥太祖十年 錦州張鯨聚衆十餘萬、殺節度使、稱臨海郡王前年、至是來降二月。詔木華黎以鯨總北京十提控兵從、援忽闌通鑑續編に善忽闌徹里必に作る、南征未附州郡、木華黎密察鯨有反側意、請肅也先監其軍、至平州鯨稱疾逗留、復謀遁去、監軍肅也先執送行在、誅之、鯨弟致憤其兄被誅、據錦州叛、通鑑續編に張致自らすといひ、元史太祖本紀には漢興皇帝略平濼瑞利義懿廣寧等州、今朝陽錦州永平三府の地に、木華黎と偕號し、興龍と改元すと見えたり。略平濼瑞利義懿廣寧等州今朝陽錦州永平三府の地に、木華黎當る二〇六一二〇八頁を見よ。木華黎

率蒙古不花等軍數萬討之、州郡多致所署長吏降、進逼紅羅山、主將杜秀降、奏爲錦州節度使七月、丙子、祖十年一致陷興中府、通鑑續編及金史によるに、此年六月致は金、七月進兵臨興中、先遣吾也而、續編に元年、致溜石山、東南ならん、又遣蒙古不花屯永德縣、朝陽府東南約百清里、東四十里とす、候之、致果遣鯨子東平、援溜石、蒙古不花引兵趨之、馳報、木華黎衣半引兵疾馳、遇于神水縣、南約百清里、東夾擊之、大敗之、斬大平及士卒萬二千八百餘級、拔開義縣、四十清里、開州、進圍錦州、致遣張太平、高益出戰、又敗之、圍守月餘、致憤將校不戮力、殺敗將二十餘人、高益懼、縛致出降、伏誅、續編に乃閉門自守、月餘、其之、遼西平とあり、續資治通鑑卷一百六、廣寧劉瑛懿州田和尚降、悉屠之、拔蘇復海三州、斬完顏衆家、奴十には之を十一月の條に繫けたり。廣寧劉瑛懿州田和尚降、悉屠之、拔蘇復海三州、斬完顏衆家、奴咸平宣撫蒲鮮等率衆十餘萬遁入海島、

(一)元史耶律留哥傳に曰く、丙子太祖十一年、乞奴金山青狗統古與等推耶斯不魯帝號於澄縣、州名今の海城、二〇二頁參看、閱月耶斯不魯其下所殺推其丞相乞奴監國、與其行元帥鴉兒、分兵民爲左右翼、屯開保州、開州は今三二六頁參看、保州は今の朝鮮義州、五、金蓋州、今の蓋平縣、二、守將衆家、奴引兵敗之云々、翌年秋の頃、木華黎の軍錦州を占領せし時、廣寧の劉瑛來り降りしこと、木華黎傳引く、(二)に見ゆ、劉瑛は張致の黨なり。

(四)高麗史卷十二高宗世家の三年間七月の條に、金の東京總管府よりの移牒なるものを録す、その文に曰く、

「昔有韃靼古、特兒入京、已與大軍、年前講好去訖、月、講和を指す、三、而後契丹等、乞奴金山、嘯聚、蠶耗

邊方殺戮我生靈、焚燒我倉廩、致皇天之厭穢、斂衆怨以同歸、脅從者倒戈而攻、同謀者領軍而服、既人心之戴舊、全遼海以如初、唯叛賊萬奴、弃一方之重委、忘皇國之大恩、用心不臧、爲天不祐、近被隆安府行省移刺○耶津留、全舉大軍征討、旋不三月、應有賊徒、盡行殺滅、雖有殘零、餘黨逃在山林、亡無日矣、既此賊之失利、捨貴邦以何之、竊恐巧言詐謀、間諜兩國、旁生侵擾、若或過界、嚴設除虞、就便捉拿、牒送前來、近者契丹餘寇、西欲渡河、聞知韃靼約會本朝大軍、挾攻掩殺、自知無所歸、而奔波逃去、潛犯婆娑境、……以此今移牒前去、借糧備馬、匹貴國宜量力起送前來、患難相救、憂樂相同○下。

さて此月には木華黎は猶錦州城包圍中なるべく、萬奴は春以來遼東半島の諸城を攻めて克つ能はざりし時なれば、東京即ち遼陽が當時暫らく金の有に歸したる事必無とは斷言し難きも、而も堂々たる總管府などの存したりとは思はれず、且此牒文には事實の捏造も誇張もあり。按ずるに今の鳳凰城方面を守れる金の一將軍が東京總管府のを用ゐて金の遼東に於ける勢力の猶甚だ盛なるを吹聴し、高麗をして金に糧食馬匹を送らしめんとせしに外ならざるべし。隨て東京は瀋州咸平等と同じく萬奴の有たりしものと推定す。

萬奴が遼河の流域を棄てて東方に遷れるは元の太祖の十一年一〇二一に在りしこと疑なきも、其何月なりしかは明ならず。但し前節の注第一に引ける木華黎傳の記事に據れば、木華黎の軍の始めて興中府に逼りしは此年の七月にして、兩軍の決戦は神水縣

の東にて行はれ、蒙古軍遂に興中府を占領し、ついで開義縣を占領し、而して後始めて錦州を圍めり、興中府に逼りし時より錦州城包圍の時まで幾何の日子を経過したるかば、之を詳にし難きも、此記事より推測するに十日二十日の間なるべし、果して然らば錦州の包圍を開始せるは七月の末か閏七月の初なるべく、而して錦州の落城はその一ヶ月後に在れば、之は恐らく八月の初旬か中旬なるべし、續資治通鑑卷六十に興中府及錦州の落城を以て十一月の事となせるは、蓋し編者の誤解なり。さて蒙古軍は其後更に遼東半島に進入して蘇復海三州を占領せり、之にも一ヶ月内外の日子を費したるべし、即ち萬奴が其衆を率ゐて遼河流域を去りしは此年の冬なるべきこと推測に難からず。吾人は此く推測して更に元史を見るに、其太祖本紀十年丙子の條に、冬十月蒲鮮萬奴降、以其子帖哥入侍、既而復叛、僭稱東夏とあり、萬奴は此年の春より屢、盛京省の南部に金軍と戦つて常に志を得ず、九月には遼陽蓋平間の戦に大敗せり、然るに此時蒙古の大軍既に錦州を取り、今や進んで遼東半島の諸城を風靡す、金に叛きて而も金軍に敗られたる彼れ萬奴は窮餘の一策として疑を蒙古に通じ、以て當面の苦痛を緩うせんと計るは固より怪むに足らず、乃ち太祖本紀に萬奴の蒙古に降りし事實を十月の事と爲せるは的確にして疑ふべからず、隨て蒙古軍の三州占領は九月若くは十月に在りしこと亦殆んど

疑を容れず。かくて萬奴は蒙古に降りたれども彼れ固より長く之に臣事するを肯んせず、而も形勢日に非にして遼東は到底彼の手に入るべくも見えず、是に於いて決然之を棄てて東遷し、再び自立したるものなり、本華黎傳に海島に遁れ入るといひ、太祖本紀に復た叛くといふもの即ち之を言ひしに外ならず。要するに萬奴の遼河流域を去りて東方に自立したるは此年十月以後なりしこと毫も疑ふべからざるなり。

さて吾人が最後に引用せる元史の記事に萬奴は國號を東夏と稱せりとあり、即ち前年始めて金に叛きて自立せし時に建てたる國號は大真といひしを改めたるものなり。然るに高麗史には萬奴の國を東真とのみいひて絶えて東夏といひしことなし、夏と真とは字音の上より毫も相似の點なければ、此二つの名稱は決して同一音の轉訛にあらざるは勿論なり、たゞ夏の字は眞の略字真と其形甚だ相似たり、即ち東夏と東真とは字音に於いて轉訛することなきも字形に於いては誤り易し、然らば二者孰れが誤なりやといふに吾人は夏字は眞字の誤寫にして東夏は當に東真とあるべきものと推定す、蓋し前年萬奴が始めて遼陽に於いて天王と稱したる時も、此年東方の或地に據りて再び自立したる時も、彼れの根據地も其領域も共に今の滿洲の一部にして、此時までは少くとも名義上金國に屬したる地域なり、故に萬奴が金國に叛きて自ら國王と稱する場合

には、此地方の舊名女眞を採りて其國號とすること如何にも自然の考案なり、殊に萬奴其人が女真人たるに於いてをや、乃ち彼れ始めて遼陽に自立せし時には其國號を大真といへり、言ふまでもなく大女眞の略稱なり、而して東遷後再び自立せし時には東女眞の略稱東眞を用ゐしなり。^(一)此の如き例は絶無に非ず、契丹即ち遼が渤海を滅ぼしし時、其故地を東丹と名けたるは蓋し東契丹の略稱なるべく、遼の皇族の一人耶律大石が中央亞細亞に建てたる黒契丹^(二) カラキ マイ を一に大丹ともいへるは、大契丹の略稱に外ならざるべし。^(三)萬奴が其國名を改めて東夏と稱したることは、嘗に元史の太祖本紀に見ゆるのみならず、皇元聖武親征錄にも同じく然れば、一概に之を誤謬として斥け難きに非ずやとの反問も起るべけれど、此二つの記事は共に聖武開元記に基けるものなるが故に、^(四)此原書に眞字を夏字に誤りたりしを、後の二書が之を襲ひしものところを推測せらるれ、二書の記事が一致するの理由のみを以て吾人が上に述べたる推定を動かさんとするの非なるは論辯を俟たざる所なり。

(一) 東女眞の名は始めて高麗史^{卷二} 元宗十一年の條及び同書^{卷五} 地理志東界の條に見ゆ。
 (二) 遼史^{卷二} 太祖本紀天顯元年二月の條に「丙午改渤海國爲東丹云々」とあり。

(三) 黑韃事略に呷辣吸給の注に「黑契丹一名契丹、一名大丹」とあり。呷辣吸給は Kara Khat の對音なり。遼河流域を去りし後、萬奴は蒙古と同盟して或は金の軍と戦ひ、或は契丹の餘黨を攻めしが、其兵を用ゐるや概ね高麗の西境、鴨綠江流域に於いてせり。萬奴は如何にして蒙古と同盟せしか、蒙古は何故に之と連合を約したるか、而して兩者の離れて再び相戦ふに至るの過程は如何。是れ吾人の次に研究すべき問題なり。

元の太祖七年二二一契丹人耶律留哥は金に叛きて蒙古に降り、九年萬奴の率ゐたる金の征討軍を撃ち破り、翌年其部下耶厮不等の自立を勸むるを拒みて、潜かに其子薛闌と共に漠北に赴き、太祖成吉思汗に謁して大に優遇せられたりしが、留哥の部衆は素より蒙古に降るを肯んせず、乃ち留哥の西行を機として蒙古に叛き、翌十一年遂に耶厮不を推して遼帝と稱せしめたり。己にして耶厮不は其部下に殺され、僞丞相乞奴代つて國を監し、僞行元帥鴉兒高麗史に鴉兒に作ると共に兵民を分ちて左右翼と爲し、開州保州の間に屯せしめしが、一部は金の蓋州の守將衆家奴に敗られ、一部は耶律留哥の率ゐたる蒙古兵に敗られ、乞奴鴉兒は益、東に走り、此年八月には鴨綠江を渡りて高麗に亂入せり。(一)高麗王高宗大に驚き、西邊の諸城に命じて防禦に努めしめ、金の來遠城鴨綠江中の島上。主亦頻りに在り。八頁參看に高麗の邊將に牒を移して兵馬芻糧を索め、又此契丹賊を夾攻せんと計るなど、狼狽の

狀譬へ難きものありき。加之、金は滿鮮萬奴も乞奴鴉兒等の契丹人と兵を合せて金の地を侵略するものと信じ、翌年金宣宗興定元年 高麗高宗四年正月には金の來遠城と高麗の寧徳城義州東南四十との間に文書の往復ありし結果、高麗は専ら契丹人の防禦に當り、金は主として萬奴の南下に備ふることとなれり。(二)果然萬奴は兵を遣はして鴨綠江下流域に出でしめ、屢、金軍を敗り、又高麗の西境を騒がせり。(三)

(一) 元史卷百四十九耶律留哥傳。

(二) 高麗史卷二十二 高宗世家に曰く、高宗四年正月甲申、金來遠城移牒寧遠城曰、叛賊萬奴本與契丹同心、若併軍往侵貴邦、其患不小、且爲貴邦所擊、則必奔還我國、苟犯貴邦、宜急報之、我卽出軍掩擊。寧徳城回牒曰、丹兵曾入我疆、屢致摧挫、若萬奴繼至、恐分我軍力、以致丹寇復振、若侵上國、事在俄頃、未可及報、請預設兵馬、遮阻萬奴、使不至於弊邑、弊邑亦堤防丹兵、無使至於上國。

(三) 高麗史卷二十二 高宗世家に曰く、高宗四年四月己未、金萬奴兵來破大夫營、……戊辰、金兵九十餘人渡鴨綠江、入義州、分道將軍丁公壽出兵禦之、有虎頭金牌官人棄兵跪曰、我元帥于哥下也、夜與黃旗子軍戰、不克來奔、願將軍活我、……九月辛巳、西北面兵馬使報、女眞黃旗子軍自婆速府渡鴨綠江、來屯古義州城、……十月庚申、趙冲與黃旗子軍戰于麟州、大敗之、……五年六月己未、北界分道將軍丁公壽報、女眞叛賊黃旗子賈裕來屯大夫營、請與相見、遂至鴨綠江賓館宴慰、乘其醉、擒裕等七人、又殺麾下二十餘人、金元帥于哥下聞

裕被擒親詣公壽謝之欲結和親因請糧及馬公壽遂聞于朝給米三百斛」又金史三卷完顏阿里不孫傳に曰く興定元年元太祖十二年……是時蒲鮮萬奴據遼東侵掠婆速之境高麗畏其強助糧八萬石云々」右の記事中大夫營は今の九連城附近婆速府は今の九連城麟州は今の義州南三十五里なり第三編婆速府の條參照た古義州とあるは此記事の前後に義州とあるものと地を異にして並び存したりしとは思はれず單に義州といへば今の九連城の對岸なる義州を指すこと勿論なり。想ふに當時の義州城は現今のそれと同一地なれども始建の義州城即ち保州城八頁は少しく其地點を異にしたりしなるべくここに所謂古義州城はその遺址を指ししものならん。

又右の高麗史の記事に見ゆる黃旗子軍を以て吾人は蒲鮮萬奴の黨にして黃旗を翻へせるが故に此名ありしものと推定す先づその女眞黃旗子軍若くは女眞叛賊黃旗子軍といひて特に女眞の名を冠して金と言はざる點より見るも然か思はるるにあらずや殊に萬奴の兵が大夫營を攻めたる日より九日目に金の元帥于加下が高麗の丁公壽に憐を乞ひたる語に黃旗子軍に敗られて來り奔るとあるに徴するも大夫營を攻めたる萬奴の兵なるものが即ち于哥下の所謂黃旗子軍なりしことと推測に餘あるべし。さて元史の太祖本紀によれば萬奴は太祖の十一年高麗高宗三年の末に於いて國號を東眞東夏とあるの誤なると前文に詳述せり。といひたるにも拘らず高麗史には萬奴兵又は黃旗子軍など稱して絶えて東眞の名を用ゐず高宗五年元太祖十三年十二月の條に至りて始めて之を用ゐたるは一見怪むべきに似たるも此年六月までは未だ萬奴の國を東眞と號せしことを知らざりしを其後に至りて始

めて之を知りしが爲めなりと解釋せば則ち可なり高麗史初見の時を以て國號制定の時とし却て元史の記事を疑ふは大早計と言はざるべからず蓋し高麗史の編者は同一人若くは同一地の名を記録するに當りて關外の諸將又は邊陲の官吏等より接受せる報告に基づきて編纂し毫も私意を以て改めざりしが故に蒙古女眞等の地名人名が往々二三様の異なる文字を以て音譯せられ前後に殆んど統一なきは讀者をして屢思はぬ誤謬に陥らしむる缺點なれども而も此の如きは同時に此書の長所にして讀過の際往々吾人をして宛も古文書を取扱ふが如き感あらしむるまでに貴重なる史料を藏する所以なりされば五年六月以後に至りて萬奴が國號を立てたるは已に一年半餘も以前の事なりしを知りたればとて高麗史の編者は六月以前の報告文書に訂正を加ふことを爲さざりしなるべし。要するに吾人は黃旗子軍を以て萬奴の兵なりと斷定す随つて金は高麗との約束にも拘らず遂に其侵掠を防遏すること能はずして遂に高麗にまで進入せしめたるものと言はざるを得ず。

此年契丹人の高麗に在るもの其勢漸く猖獗となり平安兩道は勿論東は咸鏡南道より南は忠清北道に及び京城當時の南京開城當時の王都平壤當時の西京の三京も屢肉迫せられて高麗上下震駭を極めたりしがこの間に乞奴は金山に殺され金山は統古與に殺され統古與は又賊舎(二)に殺され僅に二年の間に契丹人は四たび其主を易へ従つて其軍に統一も

なく節制もなく、殆んど草賊同様に各、其好む所に随つて東西に轉戦し奪掠を恣にしたるを以て、此は高麗全土を騷がししものなるべし。而も此内訌のために其兵勢漸く衰へしもの如く、翌十三年高宗五年一十二月、哈真札刺耶律留哥等の率ゐる蒙古軍、萬奴の部將完顔子淵一名胡土の率ゐる東真軍、及び趙冲、金就礪の率ゐる高麗軍が、日を期して江東城下(三)に會し、力を協せて之を圍むや、喊舍遂に敵する能はず、翌年正月自刎して死し、其官人軍卒婦女凡そ五萬餘人は虜となり、一部は耶律留哥の領地内に徙され留哥傳一部は高麗の地に留められぬ。高麗の將趙冲等乃ち契丹の俘虜を州縣に分送し、間曠の地を擇んで之に居らしめ、田土を給し、農業を営ましめたり、俗に其地を契丹場といへりとぞ。(三)

江東城の大勝に因りて高麗は契丹人の寇掠を免れたれども、而も之より蒙古及び東真に向つて年々貢物を献せざるを得ざるに至りぬ、但道遠く旅行困難なるを以て、彼自ら使者を遣はして來り取るべく、高麗往いて入貢するにはあらずと定められ、爾後兩國の使者頻りに來りて重幣を徵すれども、高麗貧弱にして悉く其徵索に應ずる能はず、爲めに彼の怒を買ひ、漸く兩國の兵を被るに至りぬ。

(二)喊舍は高麗史に喊捨に作り、元史の太祖本紀及び高麗傳には六哥に作る、今暫らく元史の留哥傳に

從ふ、

(三)今の朝鮮平壤府の西北に江東縣あり、故城は縣の西二十韓里、大同江の東に近く存したるなり。
(三)以上元史の留哥傳及び高麗史卷百の金就礪傳による。

江東城の攻撃に當りて蒙古は東真と連合し、萬奴は耶律留哥と協力せり、此兩國同盟の成立は一見甚だ怪むべきに似たれども、仔細に之を觀察すれば、勢必ず然らざるを得ざりしものあるなり。さて蒙古の遼西經略は木華黎によりて略ぼ完うせられしも、遼東の經略に至りては耶律留哥の恭順によりて一時僅かに咸平、東京等二三の要地を占領せしのみ。契丹の耶厮不乞奴等自立を謀るや、留哥は之を討ち、今の鳳凰城以東に至りしも、而も直に西歸し、曾て張致の黨に沒したりし廣寧、懿州の二城を招撫し、退いて西喇木倫の北なる臨潢に居を定め、咸平附近の諸城は再び蒲鮮萬奴の占領に任せたり。其後木華黎の東征によりて海復、蘇の三州は勿論、蓋州も蒙古に歸附し、萬奴の東遷後は遼河の全流域概ね蒙古の勢力範圍に入りしこと殆んど疑を容れず、而も蒙古は果して久しく此地域を羈屬し得たりしやといふに、決して然らず。金史卷十宣宗本紀に「興定二年元太祖十三年五月己亥、大元兵狗錦州、元帥劉仲亨死之」とあるは、太祖の十一年に木華黎の占領せる錦州は、其後一旦金に回復せられ、此時まで蒙古の有にあらざりし事を示し、錦州

と同年に木華黎の軍に降れる海州復州蓋州等も、其後金に回復せられ、約十年間蒙古の號令の遼東半島に及ばざりし事は、元史卷百四十九王榮祖傳に、太祖の十九年以後に、蒙古の將撒里台王榮祖等が金軍を破りて蓋州宣城今の岫巖第五編遼陽路附錄七參看等十數城を拔きたる記事(三)を載せたるによりて證明せらる、太祖の世に於ける蒙古の遼東經略は其根抵の意外に薄弱なりしこと之に由て想見すべきなり。蓋し蒙古は當時専ら支那方面の經略を以て其用兵の目的としたるものにて、未だ十分に滿洲方面の經略に従ふこと能はず、木華黎の北京錦州乃至海蘇復三州の攻略も實は支那北部の占領を確實にせんがための策に出でしもの如く、其後の木華黎は専ら支那内地に轉戦して金の主腦を苦め、復た滿洲方面を顧みることなかりき。されば江東城を攻めたる蒙古の將軍哈真札刺は特に漠北より師を出したるものにて、木華黎の部將にはあらざりしなるべく、留哥は臨潢附近にて其軍と會して高麗に赴けるなるべし。之を要するに元の太祖の世に於ける遼東は大體に於いて依然金の領土と認むるを以て最も允當なる見解なりと信す。(三)

然れども太祖の雄才大略は嘗て試みたる遼東經略の全然無効に歸するを傍觀するものにあらず、乃ち契丹人の遼東及び高麗を蹂躪するに乗じて舊業を回復せんと欲し、曩には耶律留哥を促して之を伐たしめしが、後には更に哈真札刺の二將に命じて東に

向はしめたり。是時に當りて蒲鮮萬奴は自立して東真國天王と稱し、頻りに四隣を攻略せしが、而も彼の恐るる所は金の追討なり、乃ち金を敵とする點に於いて蒙古も東真も相同じかりしなり。加之、鴨綠豆滿二江の女真民族を統屬するは萬奴の宿志にして遼東に於ける金の勢力を根絶して、滿洲の一部に其領土を樹立するは成吉思汗の熱望なり、而して其目的を達せんがためには、兩者各、高麗に對して劃策する所なかるべからず、即ち兩者は一面、金を敵とするの點に於いて、一面、契丹人を平げて高麗に恩を賣らんとするの點に於いて利害の一致を見たり、是れ兩者が嘗て一たび干戈の間に相見えし間柄なるにも拘らず、江東城下に同盟連合して遂に各、其目的の一半を達するに至れる所以なり。

(二) 通鑑續編卷二にも同様の記事あり。

(三) 榮祖字敬先、珣長子也……珣卒○甲申即ち太祖十九年の正月…從嗣國王字魯黎○木華黎の子…會金平章政事葛不哥

行省於遼東、咸平路宣撫使蒲鮮萬奴僭號於開元、遂命榮祖還副撒里台進討之、拔蓋州宣城等十餘城、葛不哥走死、金帥郭琛完顏曳魯馬趙遼李高奴等猶據石城、復攻拔之、曳魯馬戰死、遼與高奴出降、虜生口千餘……己丑授北京等路征行萬戶、換金虎符、伐高麗、圍其王京、高麗王力屈遣其兄淮安公奉表納貢、進討萬奴擒之。

(三)金史卷十宣宗本紀の興定元年元太祖十二年より三年までの條、竝に同書卷百完顏素蘭傳等に見ゆる遼東に關する記事を參看せよ。

江東城陷落の結果蒙古と東眞とは果して共に高麗に逼りて納貢を承諾せしめ、爾來毎年使者を遣はして貢物を取るに至りぬ。然れども江東城已に陥り、兩國各、其目的を達せし以上は、復た連合を繼續するの必要なきのみならず、其新に求むる所は同じく高麗に於ける勢力の扶植に在りしを以て、幾もなくして兩國の衝突を見るは固より自然の勢なりき。

抑、高麗は初りり蒙古を恐れ、東眞を侮れり。江東城下同盟を約するの時、蒙古の元帥哈眞が使者を高麗軍の陣中に遣はし、「果與我結好、當先遙禮蒙古皇帝、次則禮萬奴皇帝」と言はしめたるに對し、高麗の老將軍金就礪は「天無二日、民無二主、天下安有二帝耶」といひて、唯蒙古帝のみを遙拜したりといふ。^(二)されば其後、東眞は同じく使者を發して納貢を促ししが、往々にして高麗の拒絶する所と爲りしかば、高宗十四年七二二以後、頻りに高麗の東北面に來寇し、咸興府以南の地も屢、其侵掠を被れり。^(三)然るに蒙古は江東城陷落の年、西域征伐の軍を出して、太祖成吉思汗親しく之を統べ、木華黎は依然支那に在りて金の征討に専らなりしを以て、全く遼東、高麗の經略を爲すの暇なく、太祖の二十年二二

年、其使者高麗の境上に殺されしも、猶其罪を問ふこと能はざりしが、太祖死して太宗窩闊台立つに及んで、始めて東方經略の業をつぎ、其三年高宗十八年、一二三一年、遂に大軍を出し、將軍撒禮塔一作撒里台は高麗の四十餘城を略し、高宗は其弟懷安公を遣はして降り、蒙古は官を置きて其地を分鎮せしむるに至れり。^(四)蒙古已に高麗を屈す、乃ち萬奴の東眞國との交渉を開くは必然の勢なり、而して蒙古の兵威は今や殆んど海内に冠絶す、是に於いて蒙古に東眞征伐の議起り、太宗五年一二三三年、春之を決し、皇子貴由後の太宗諸王按赤帶國王塔思五に命じ、兀良合台札忽兒、臣移刺買奴、石抹孛迭兒、王榮祖等の諸將を率ゐて東に向はしめ、其秋九月遂に萬奴を擒にせり。元史^{卷百十九}塔思傳に曰く、太宗五年癸巳秋九月、塔思從定宗于潛邸、東征、擒金威平宣撫完顏萬奴於遼東、萬奴自乙亥歲聚衆保東海、至是平之。乙亥は元の太祖の十年にして高麗の高宗の三年なり。かくて萬奴は東京即ち遼陽に據りて始めて天王と稱せしより、是に至るまで十九年にして亡びぬ、然れども餘黨猶高麗の東北面を侵すことを止めず、以て高宗の四十五年元の憲宗八年に及べり。是より先き、其兇熾漸く衰へ、高麗は東北面兵馬使を置きて之を鎮したりしが、此年十二月蒙古軍來りて和州に屯するに及んで、龍津縣の人趙暉及び定州の人卓青は和州以北の地を以て蒙古に降り、蒙古は雙城總管府を和州に置き、趙暉を總管とし、卓青を千戸に任せり。^(六)和州は今

の永興府、龍津縣は今の德源府東三十里、定州は今の定平府なり。^(七)

(二) 高麗史 卷百三 金就礪傳。

(三) 同書 卷十三、二十四、高宗世家。

(三) 同書 卷十二、高宗世家、十二年春正月の條及び同書 卷三、高宗世家、十九年十一月高宗が蒙古に上れる狀を參看せよ。

(四) 元史 卷二、太宗本紀及び高麗史 卷十三、高宗世家。

(五) 元史 卷二、太宗本紀、同書 卷百二十九、塔思傳、同書 卷百二十一、兀良合台傳、同書 卷百四十九、移剌買奴傳及び王榮祖傳、同書

卷百五、石抹宇迭兒傳。

(六) 高麗史 卷十四、高宗世家。

(七) 東國輿地勝覽 卷十八、永興及び定平の條、同書 卷十九、德源の條。

以上は蒲鮮萬奴の傳にして同時に東眞國の歴史なり。かく説き來りて今や始めて本稿の主眼たる東眞國の疆域に就いて研究すべき機會に到達せるなり。

已に述べし如く、元の太祖の九年^一一萬奴は耶律留哥に破られて東京^遼に奔り、翌年十月其地に據りて自立せしが、幾もなくして再び留哥に攻められて東京をも棄て、留哥の廣寧に退きて後、又東京咸平等の諸城を回復し、十一年春より秋に至るまで、頻りに

南方の攻略を企てしが遂に成らず、偶、木華黎の大軍遼東半島に入り、兵勢頗る盛なりしかば、萬奴は此年十月を以て蒙古に降りて一時其銳鋒を避けしが、遼東の地遂に志を果し難しと斷念せしにや、彼はその後幾もなくして海島に逃れ、蒙古に叛きて國を東眞と號せり。吾人は所謂海島を以て遙かに豆滿江下流域を指すものと推斷したるに、清の碩學魏源は其著元史新編に於いて萬奴は前後共に東京に據りて自立したるものと解し、其東遷を認めざるなり。吾人は先づ彼の見解を駁し、而して後、吾人の東遷説を述べん。元史新編 卷十、東夏の條に曰く。

略○上 既而留哥攻東京陷之、萬奴率衆十餘萬、遁入海島。又明年丙子^{太祖十一年}冬十月萬奴來降、以其子帖哥入侍。及留哥所部內亂、萬奴復襲據東京、僭稱東夏。其地南接高麗、北界混同江、與留哥東西樓、接壤通聘、故戊寅年^{太祖十三年}曾遣其元帥胡土、將兵助留哥、攻咸舍

略○下

魏源が萬奴の海島に遁れ入りし原因を以て留哥の東京占領に在るものの如く言へるは、先づ其研究の甚だ足らざるを自白するものなり、其復襲東京僭稱東夏といふが如きも亦蓋し何等の根據あるにあらず、ただ勿々元史の記事を讀過して、海島を出でて東京に自立したるものと解したるに外ならざるべし。又萬奴の領域を南接高麗、北界混同

江と爲せるは必ずしも當らざるにあらねど、萬奴の居城を今の遼陽と認めたる魏源が何故に此く断定するに至りしかを怪まざるを得ず。殊に同書東遼の條に耶律留哥の事蹟を略述して「時混同江以南爲完顏萬奴所據、號東夏國、留哥止據混同江以北、東樓西樓之地」とあれど、混同江は今の松花江の上流又は全流を指すものなるに、其以北の東樓西樓とは、是れ亦解し難きにあらずや、西樓は古の臨潢府の西南、今の西喇木倫の北に近く、東樓は西喇木倫老哈木倫兩河の合流點附近、即ち今の朝陽府阜新縣の西なるべければ、斷じて此二ヶ所を以て混同江の北とは言ひ難し。魏源は當時の地理に關して殆んど何等の研究を試みず、只留哥が臨潢に居りし事實あるに基きて、東樓西樓等の地名を引用し、更に架空の説を爲して「與留哥東西樓接壤通聘」といふに至る。要するに魏源の非東遼説なるもの全く憑據するに足らず。

(二) 八四頁及び九二頁參看。

(三) 魏源の該博を以て此かる誤謬を敢てするに至りしは、蓋し高麗史を見るの機會なかりしがためなり、故に固より深く咎むべきにあらず、而も少くとも萬奴の事蹟に關する彼の研究は決して周到なるものにあらざることとは彼といへども首肯せざるを得ざらん。

然れども茲に動もすれば吾人を惑はしむるものあり、即ち萬奴が海島に逃れし後の

記事に、萬奴の居る處を遼東と言へるもの少からざること^(二)是なり。遼東の名は、素と遼河以東の地の意味にて用ゐられしものなれども、後世に至りては、普通に今の盛京省、若くは之に吉林省の西南部をも含めて概稱する時に用ゐらるるが故に、萬奴の根據地が果して豆滿江下流域即ち朝鮮の北境ならんには、之を以て遼東と稱するは、一見甚だ怪むべきに似たれど、決して然らず、廣義の遼東は此地方をも含みしこと、當時其實例に乏からず。今其一二を擧ぐれば、元史^{六卷十}世祖本紀に「至元二十七年正月合丹寇遼東、海陽」とあり、海陽は一に海洋ともいひ、今の朝鮮咸鏡北道吉州なれば、朝鮮の東北沿海地方さへ猶遼東の中に汎稱せられしことを證すべし。又同書^{十一卷二}成宗本紀に「大德八年正月辛巳、詔諸王駙馬往遼東、捕海東鶻者、毋給驛」と見ゆ、海東鶻は一に海東青といひ、吉林省の東部に産する鷹の一種なり、乃ち茲に所謂遼東も亦廣義の遼東なり。其他開元路^(三)吉林大を遼東道の内に編入し、水達達路^(四)又は之に近き處を遼東と稱せり。殊に元史^{十九卷五}地理志に「金末其將蒲鮮萬奴據遼東」と記したる後、直に「元初癸巳歲、出師伐之、生禽萬奴師、至開元恤品、東土悉平」とあるは、益、吾人の説を確かむるに足るものなり、何となれば當時の開元は無論豆滿江流域をも含み、恤品は其北方なる綏芬河流域なりしこと^(八)斷じて疑なければなり。

(二)吾人の屬目せるものを擧ぐれば概ね左の如し。

興定元年○元太祖十二年…是時蒲鮮萬奴據遼東、侵掠婆速之境云々。○金史卷百〇三、完顏阿里不孫傳。

金末其將蒲鮮萬奴據遼東云々。○元史卷五十九、地理志。

癸巳○元太祖五年從國王塔思討萬奴於遼東、平之云々。○元史卷百五十、一石抹李迭兒傳。

癸巳石抹查剌從國王塔思征金帥宣撫萬奴於遼東之南京云々。○元史卷百五、十石抹也先傳。

癸巳領兵從定宗征女真國、破萬奴於遼東。○元史卷百二十、元真合台傳。

太宗五年癸巳秋九月塔思從定宗于潛邸東征、擒金咸平宣撫完顏萬奴於遼東云々。○元史卷百十九、塔思傳。

(三)東國輿地勝覽卷五 吉城縣の條。

(四)第五篇滿洲に於ける元の疆域開元路の條參看。

(五)元史卷四 世祖本紀に曰く、至元二十三年二月、罷山北遼東道開元路宣慰司云々。

(六)第五篇水達達路の條參看。

(七)元史卷四十一 順帝本紀に曰く、至正八年遼東鎖火奴反、詐稱大金子孫、水達達路脫朮孫唐兀火魯火孫討擒之。

(八)第五篇開元路の條參看。

(九)一八四頁參照。

以上は萬奴の據りたる地、若くは擒にせられたる地が遼東とあればとて、決して之を

以て今の盛京省境内の地と爲すを得ず、殊に魏源の如くに強ひて再び東京に據りて自立すとも曲解すべきにあらすして、遙に豆滿江下流域を指せるものとしても、毫も不都合ならざることを立證せるものなり。然らば吾人は何故に萬奴の國を以て特に豆滿江下流域とするか。以下之を説明するに先だち少くとも其國は豆滿江下流域若くは東海に近き處に在りしことを論證せん。

先づ第一に擧ぐべきは、元史卷百十九 塔思傳の文なり、曰く、太宗五年癸巳秋九月、塔思從定宗于潛邸東征、擒金咸平宣撫完顏萬奴於遼東。萬奴自乙亥歲聚衆保東海、至是平之と。

この遼東は普通に所謂遼東にあらずして、廣義の遼東と見るべきこと、已に絮説せり、而してここに所謂東海も亦盛京省の南なる黄海若くは渤海を指せるものにあらずして、遙に東方に存する海、即ち日本海を指し、而も東海を保つとある以上は、日本海に面する地方に據りしものと解せざるを得ざるなり。次に吾人の考證に資すべきは、前に引用せる元史王榮祖傳中の記事なり。(二)其文には萬奴の據れる地を以て遼東とは言はずして、僭號於開元とあり、之を既記の地理志の文と互見して、開元は一城の名にあらずして、恤品と同じく一地方の名なるべく、後には開元路といふ一行政區劃名となりしも、太祖の世には未だ固より此かる區劃名の存すべき筈なく、唯之に由つて今の吉林省の東半

部一帯の地を總稱し、往々朝鮮咸鏡道の一部をも含みしが如し。^(三)是に於いて吾人の所謂廣義の遼東には豆滿江の左右をも含めること益々明なり。更に同一記事によりて王榮祖行軍の經路を考ふるに、彼は先づ蓋州蓋平の宣城等十餘城を抜きて、金の遼東に於ける總司令官葛不哥をして窮死せしめ、ついで石城今の九連城の西を陥れて其餘黨を平げ、後鴨綠江を渡りて高麗に入り、其王京即ち開城府を圍みて之を降し、更に進んで萬奴を討ち遂に之を擒にせるなり。萬奴の僭號は太祖の十一年一二年にして高麗の納降は太宗の三年一二年なり、葛不哥の窮死と石城の陥落とは此間の事なりしは疑なければ、其年を詳にする能はず、殊に蒙古の高麗征伐は萬奴征伐とは直接の關係なきに拘らず、^(三)ここには萬奴征伐の途中に起れるものの如くに記述せるは必ずしも従ふべからず、而も編者の意蓋し之を以て王榮祖行軍の順路を示さんとしたるものなるべく、少くとも吾人は此記事中進討萬奴擒之の文あるによりて、萬奴の根據地は高麗の王京より更に東方に在りしことを推測するを得るなり。^(四)

(一)二四五頁注(二)参照。

(二)第五編開元路の條参照。

(三)但し高麗史卷二高宗世家の條に「十八年冬十月癸丑朔蒙古二人持牒至平州○黃海道平山……其牒云我兵

初至咸新嶺○義州迎降者皆不殺汝國若不下、我終不返降、則當向東真去矣とあるを見れば、此年の高麗征討は翌々年の東真征伐と必ずしも無關係にはあらざりしもの如く、少くとも撒禮塔の統べたる蒙古軍の一部は高麗納降後、本國に凱旋せず、直に北行して貴由の遠征軍と合し、遂に萬奴を滅ぼししなるべく、而して王榮祖の如きは即ち其一人なるべし。

(四)金史卷百九完顏素蘭傳に曰く「宣宗興定二年四月以蒲鮮萬奴叛、遣素蘭與近侍局副使內族訛可同赴遼東、詔諭之曰萬奴事竟不知果何如卿等到彼當得其詳、然宜止居鐵山○今の考、鐵山か若復遠去則朕難得其耗也」と、これ萬奴の事體不明なるにより之を偵察せしめんとせるものなり。さて錦州は此年五月を以て蒙古に入り、蓋州宣城等十餘城は更に六年を経て始めて蒙古に入る、即ち此使節派遣の時は少くとも盛京省南部一帯の地は殆んど悉く金の領域たりしものなり、若し萬奴の根據地が東京即ち今の遼陽なりしならんには、何の必要あつて察訪の特使を派遣すべき、已に萬奴の事體全く詳にせられざりしとせば、之れ即ち萬奴の根據地が金の勢力範圍と相去ること甚だ遠かりしことを證明するものなり。

以上述ぶる所によりて、萬奴の建てたる東真國は決して遼河流域にはあらずして、それよりも遙かに東方に在りしこと明かなるが、さて之を今の何れの地方に比定すべきか、其疆域は如何、其根據地は如何。是れ吾人の次に攷究すべき問題なり。

さて江東城陥落の年、蒙古の成吉思汗は親ら大軍を將ゐて西域の征討に向ひたれば、蒙古の滿洲及朝鮮方面に對する經路は一時頗る消極的となり、高麗へは毎年貢物受取の使者を派遣するに止まり、東真との關係も概して平和的なりしこと前にも已に一言せり。^(二)然るに東真は江東城の戰爭以前こそ高麗及び金と鴨綠江下流の地方に干戈を交ゆるの必要ありたれ、其後は高麗の恐るるに足らざることを知り、且金の國威日に衰へ、到底遠く兵を出すこと能はざるを知りたれば、兵を轉じて専ら高麗方面に其勢力の扶植を努めたり。即ち高麗の高宗十一年元の太祖十九年正月、萬奴は使者を遣はして、成吉思汗西域に出征し生死不明なること、而して蒙古の留守訛赤斤成吉思汗の末弟貪暴不仁なるを以て已に舊好を絶ちたること等を偽り報じて、蒙古の頼むに足らざることを極言せしめ、別に、東真は青州に於いて、高麗は定州に於いて各、榷場を置きて互市を行はんことを要求せしめたり。定州は今の咸鏡南道定平府にして、青州は恐らく今の北青府なるべし。ついで十四年太祖二十二年九月には定州及び長州定平府南五十五里に寇し、十月高麗軍を宜州德源府に破り、翌年七月長平鎮永興府東四十五里に入り、十六年元の太宗元年一旦高麗と和を結びしが、其後又屢、入寇すること止めざりき。^(三)さて東真兵の高麗東北面に來寇せるもの、南は德源以南に及びしこと疑なく、而して北は定平に入寇せることをいふも、定平以北の地名を擧ぐるを見

ず、之れ偶、定平以北の地が當時已に東真の所領たりしこと、換言すれば高麗の疆域が定平以南に限られたりしことを證明するものなり、蓋し定平以北の地は金の曷懶路に屬せしものなれば、^(三)萬奴の自立と同時に東真國の一部となりしものなるべし。たゞ前にも言へるが如く、東真は榷場を北青に設けんことを乞ひ來りしことあるを以て、此國の南境は北青にて限られしが如くにも見ゆれど、同時に高麗の榷場を定平に置かんことを提議したるを見れば、兩國の境界は、寧ろ北青と定平との間に在りしものと推測すべし。殊に十六年の和議に際して東真の使者は咸州咸興に來り、高麗は長平の鎮將陳龍申をして之と應接せしめたる事實に徴して、吾人は更に一步を進めて、兩國の境界は咸興と定平との間に在りしものと推定するを得べし。更に高麗史卷五十八地理志、東界の條を讀みて吾人の説の全く誤らざるを知る、その文に曰く、

東界本高勾麗舊地……恭愍王五年稱江陵朔方道、七月遣樞密院副使柳仁、雨攻破雙城、於是按地圖、收復和登定長、預高文宜州及宣德、元興、寧仁、耀德、靜邊等鎮諸城、前此朔方道以都連浦爲界、築長城、置定州、宣德、元興三關門、沒于元、凡九十九年、至是始復之、以壽春君李壽山爲都巡問使、定疆域、復號東北面、九年稱朔方江陵道、以此考之、鐵嶺以北爲朔方道、以南爲江陵道云々

是れ東眞國亡び、元代つて其地を領し、更に南に擴げて安邊府の鐵嶺に及びたりしを、元の衰亂に乗じて、高麗の之を收復したりし始末を記せるものなり、^(四)即ち元末に於ける元と高麗との境界は都連浦なりしことを言へるものなり。而して此都連浦はやがて東眞高麗兩國の境界にして、柳仁雨の收復せし地は、東眞の疆域以外に元の新に占領したるものを指すに外ならず、蓋し都連浦は古へ都麟浦といひ、咸興府の東三十五里に在り、宣德鎮は府南四十五里、元興鎮は定平府南五十里、定州は今の定平府なれば、都連浦を以て終點とせる長城は、元の末年に於ける元高麗兩國の境界にして、三關門は其南、即ち高麗の領内に設けたりしこと明なり、而して是れ吾人が前に考定せる金の曷懶路及び東眞國と高麗國との境界線に相當するものなり。^(五)

(二)江東城陷落の際、蒙古の元帥哈眞等は高麗の將軍趙冲等に向つて、自今高麗は毎年蒙古に貢物を納むべく、其貢物は蒙古より特に使者を出して受取るべく、而して蒙古の使者は必ず萬奴の地境を経由して高麗に来るべければ、之を證として渡すべしと諭告せり。然れども其後五年を経て高宗の十一年、^{元太祖の}に來れる蒙古の使者著古與は常例に違ひて婆連路即ち九連城方面、^{第五編遼陽路附錄婆連路}條參を經由して來り、貢物を受取りて歸れる途上、偶、何者にか殺されしより大事件となり、蒙古は高麗が賊を放ちて殺さしめたるなりと詰り、高麗は之に對して大に辯解に努めたり。そは兎に角、蒙

古の使者は少くとも高宗の六年より十一年まで五年の間は常に萬奴の地境即ち東眞國內を經由して高麗に来れるなり、是れ吾人が蒙古東眞兩國の關係は概して平和的なりきといふ所以なり。

^{高麗史卷二十三、高宗世家、十九年十一月の條に見ゆる高宗の陳情書參看。}

(三)高麗史卷二十三、高宗世家。

(三)一七五頁參照。

(四)高麗史卷百三、辛禡傳第十四條に、高麗の使者明國より歸りて皇帝太祖の勅旨を傳ふるの語あり。之によれば、元朝に代れる明朝は元朝の舊版圖を領有するの權利あるが故に、高麗の鐵嶺以北の地も當然明國の領土に入るべきものなることを主張せるなり。辛禡は使者を遣はして之に答へしめて曰く、貴國の主張は一理なきにあらねど、弊國此地を元朝より回復してより日尙淺きことなれば、希くは憐を垂れて此數州の地を賜へよと。是に由て之を觀れば、鐵嶺以北の地が一時元の版圖たりしこと毫も疑を容れず。

(五)二五七頁參照。

東眞人の高麗を侵すもの皆常に其東北面よりし、而して咸興府附近を以て高麗との境界としたりしこと、果して前述の如しとせば、東眞の領土は今の咸鏡道の大半を含みしこと推測に餘あり。然れども東眞の國都、即ち萬奴の根據地は果して咸鏡道の北部

に在りしか、將た又咸鏡道以外に在りしか、上文屢引用せる高麗史の記事には卒然として其國人の咸鏡道南部に入寇せるを見るのみにて、未だ毫も其根據地の那邊に在りしかを知るに由なきなり。是に於いて吾人は萬奴の居城に就いて考究する所なかるべからず。元史卷百五十石抹也先傳に、也先の子查刺の萬奴征討の事を記して曰く、

癸巳○太宗五年從國王塔思征金帥宣撫萬奴於遼東之南京、先登衆軍乘之而進、遂克之、王解

錦衣以賜、辛丑太宗嘉其功、授眞定北京兩路達魯花赤○達魯花赤は官名、癸卯卒于柳城、年四十四、

然るに、同じ元史卷百五十二に別に石抹阿辛傳あり、阿辛の子查刺が南京に萬奴を敗りし事を記す。也先と阿辛とは同一人なり、元史の編者は偶、其譯字の異なるを見て別人なりと誤解し、かくは同一人の爲めに二傳を立つるに至りしならん。さて也先傳には、也

先の事蹟を詳述して查刺の事蹟を略記し、阿辛傳には阿辛即ち也先の事蹟を略記して查刺の事蹟を詳述せり。阿辛傳に查刺の東征を言ふこと左の如し。

及從國王○塔思軍、征萬奴、圍南京、城堅如立鐵、查刺命偏將先警其東北、親奮長槩、大呼登西

南角、摧其飛櫓、手斬陣卒數十人、大軍乘之、遂克南京、詰且木華黎解錦衣賞之云々。

萬奴は太宗の五年秋九月を以て皇子貴由國王塔思等の率ゐる蒙古軍に破られて擒となりしこと既述の如し。然らば塔思の部將石抹查刺が奮戰して遂に占領したる南京

城は、萬奴の領せるものなりしこと固より疑を容れざるも、果して萬奴自身の居城たりしや否や、即ち萬奴は南京の陥落と同時に生擒せられしものなるや否や、猶之を疑ふの餘地なきにあらず、而も一は前後の事情を考へ、一は此記事の文勢より見て、南京は必ずや萬奴の居城にして同時に東眞國の都たりしものと推定す、少くとも吾人は此く推定するを以て尤も穩當なる見解なりと信ず。然らば南京は何れの地に在りしか。魏源は元史新編卷十七石抹也先傳に於いて南京の地名に何等の注釋をも加へざれども、其東夏傳同書卷十七には萬奴が丙子歲十月蒙古に降りし後、復襲據東京、僭稱東夏といへるを見れば、氏は此南京を以て金の東京、即ち今の遼陽州と爲ししこと疑なく、而して其誤謬なることは、前文已に之を辯せり。然るに故那珂博士も亦同様の誤解を懐かれたりしものと見え、博士の名著成吉思汗實錄卷十二、六には、此元史の記事を引いて南京に注するに「即東京の語を以てせられたり、蓋し博士も魏源も、金の東京路が天會十年二一三に南京路と改稱せられしこと、金史卷十四地理志に見えたと、茲に「遼東之南京」とあるとに因り、金末に於ける南京は東京の別名なりしものと誤解したるならん。遼東の名義に廣狭の別あること已に詳述を経たり、遼東の二字を冠すればとて、茲に所謂南京を以て遼河流域に在りと爲すは速斷に過ぐ。又東京の一たび南京と改まりしことは、地理志の

言ふ所にて誤なきも、而も天會十年に後ること二十一年、即ち貞元元年に燕京北京今のを中都と定めし時、汴京今の開封を南京と名けしが、之と同時に今の遼陽を南京といふを止め、再び東京と稱せしこと疑あるべからず、金史には明文こそなけれ、金末の記事に東京とあるもの、皆今の遼陽を指したること、一たび金史を繙かば明々白々ならん。^(三)さて萬奴の據れる南京が今の遼陽にあらずとせば、吾人は之を何れの地に擬定すべきか。

(二)茲に木華黎とあるは當に塔思に作るべきものなり、木華黎は塔思の父にて、同じく國王なりしを以て匆卒の際誤れるなり。

(三)一六〇頁参照。

元史地理志の記事によるに、元の太宗は其五年に師を出して萬奴を生擒し、同七年今の吉林省農安縣に開元南京の二萬戶府を置けり。^(二)萬奴の擒にせられし南京と、萬戶府の名となりし南京とが同一地なりしことは固より疑を容れざれば、此二萬戶府の設置は明かに東真國併合の結果にして、少くとも南京萬戶府は東真の故地を管轄するの目的を以て設けられしものなるべし。次に元一統志の記事によるに、雙城の北に合蘭府あり、合蘭府の北に南京あり、而して南京は開元城の西南に當れりといふ。^(三)さて雙城は今の朝鮮咸鏡南道永興府にして、合蘭府は同道咸興府若くは咸鏡北道鏡城府附近なる

べく、開元城は今の吉林省依蘭府附近(六)なれば、南京は大體に於いて朝鮮の北境に在りしものと推測せらる。かく推測して更に遼東志九卷外志の條を見るに、元明の際、今の開原より輝發河畔の那丹佛勒を経て豆滿江畔の鍾城に出づべき交通路の存したりし事を記し、且鍾城に至る前に南京を経由すること(七)を言へり。之れ即ち南京は鍾城の西に當り、而も相距る甚だ遠からざること、換言すれば、概ね今の豆滿江の支流なる布爾哈圖海蘭二河の下流域、即ち所謂間島の区域内に在りしことを示すものなり。以上述ぶる所によりて南京の所在地は概定せられたれども、かくては餘りに漠然たるの憾なからず、幸にして東國輿地勝覽の南京に關する記事を收むるあり、吾人に與ふるに其位置を推定するの關鍵を以てす、即ち同書十卷五鍾城都護府山川の條に、豆滿江外之地の中に、甫青浦洞の次に南京餘洞を擧げ、別に其古跡の條に南京を擧げ、其注に「自潼關堡渡豆滿江、徑甫青浦、渡舍春川、有古城、號南京、其西北又有山城、其地名未可考。」とあるもの、即ち是なり、潼關堡は鍾城北十八韓里にありて一に潼關鎮といひ、甫青浦は勝覽に「在府城〇鍾城北二十一里、南應潼關鎮、北應穩城小童中〇穩城西南七十八里」とあるものなり、而して舍春川は今の何河に當るべきか詳ならねど、若之を海蘭河に擬すれば、南京は海蘭布爾哈圖兩河の間に在るべく、若し海蘭河と會流後の布爾哈圖河に擬すれば、今の延吉府一名局子街附近に在るべ

し。今龍井村の西に當りて東古城子及び西古城子あり、延吉府の東一里日本に城子山あり、二者孰れか南京の故址なるか、若くは全く他の地に之を求むべきか、固より漫然決すべきにあらず。然るに京都文科大學の内藤博士は昨年明治四十二年末、右の城子山より發掘したる古銅印の蓋に天泰の年號を彫りたるものを入手せられ、吾人も其拓本の寄贈を辱うせり、其刻文を見るに、天泰八年二月分四品印二寸三分二厘五毫の十八字あり、天泰は正しく蒲鮮萬奴の建てたる年號にして、和漢を通じて之と同名のものなければ、此銅印は東眞國に仕へたる官吏の印たること些の疑を容れず、而して寸法は蓋し印の大きさをいへるものにして其蓋の方形なるによりて其印も方形なりしものと推測す。内藤博士は此珍品の發掘によりて今の城子山を以て南京の故址とすべしとの私信を寄せられたるが、吾人も今日に於いては固より此れ以上の憑據すべき史料を有せざるが故に萬奴の據りし南京も、金末元初の南京も、共に今の延吉府の東一里なる城子山に在りしものと推定す。

(二)元志卷五九地理志開元路の條に「金末、其將蒲鮮萬奴據遼東、元初癸巳歲出師伐之、生禽萬奴、師至開元、恤品、東土悉平、開元之名始見於此、乙未歲立開元、南京二萬戶府、治黃龍府」とあり、黃龍府は今の吉林省農安縣城に擬定せらる。三二頁 參看

(三)明一統志卷十五古蹟開元城の條に之を引く。此全文は本書第五篇滿洲に於ける元の疆域中、開元路の條に引用せらる。

(四)東國輿地勝覽卷四永興府建置沿革の條參照。

(五)同上咸興府建置沿革の條に「高麗睿宗四年……以其地還女眞、後沒於元、稱哈蘭府」といひ高麗史卷五十八地理志亦同、其古蹟の條に「元置哈蘭府、其古治在今府南五里」とあり。又高麗史卷百三辛禰傳に「五年八月遼東都司移咨都評議使司曰、近聞納哈出遣人經由哈刺雙城、潛往高麗、行禮云々」といひ、同書卷百三辛禰傳に「十年十一月遼東都司遣女眞千戶白把把山、率七十餘騎、奄至北青州……初、李元紱等至遼東、知都司將遣兵至哈刺雙城云々」とある、哈刺は哈蘭の訛なるべし。

(六)合懶路の治所は今の鏡城附近なり、元の合蘭府が前代の名を襲ひしと同時に、其地を同うせるものと推定せられざるにあらず、故に此く言ふ。一七五頁參照。

(七)第五編、開元路の條參看。

(八)第六編、元明時代の滿洲交通路中、納丹府東北陸路の條參看。

今本稿を終るに臨みて一言附記を要するものあり、そは朝鮮咸鏡北道會寧府の西三十韓里なる雲頭城が明治四十年十月京都大學の小川博士の踏査せられし結果、これ亦萬奴の遺址たること略ぼ疑なきに至れること是なり。(二)博士が雲頭城址に於いて「己丑

年「天」王等の文字ある古瓦を發見し、且雲頭城一に完顔城と稱せらるる事實に基づきて萬奴の遺址と斷定せられたるには吾人は全然同意を表す、但所謂完顔城は萬奴自身の居城たりしか、將た萬奴の築きたる若干城の一たりしか、是れ直に起るべき疑問なれども、吾人は不幸にして之を解決するに足る的確なる材料を有せず、唯前文引用せる元史石抹阿辛傳の文によりて萬奴の生禽せられし地の南京城なりしことを推測し、更に二年の後、黃龍府に置かれし萬戶府の一が南京の地名を冠せしことを思ひ合せて、南京は萬奴の居城、即ち東眞の國都なりと推定し、雲頭城一名完顔城を以て其一支城たりしものと言ふを穩當なる見解なりと信ず。^(三)

(二)博士の論文は完顔城古址考と題し、京都の史學研究會講演集第二册明治四十二年九月發行に記載せらる。その萬奴の事蹟に關する考證には服し難き點少からざれども、こは専ら魏源の元史新編に本づきて立論せられたるが爲めなり。而も博士の論文の主眼たる「完顔城は萬奴の遺址なり」との考證は十分に其目的を達せられたり。今讀者檢索の勞を省かんがために、左に其要點を摘録すべし。

雲頭城は一名完顔といふ……城址に於いて南門の石壁中より「己丑年」の文字ある赤色の屋瓦破片を發見し、更に中央厦屋址より「己」字反文、「天」字王「字」反文、「六月」字、「地」字等ある赤色又は灰色の破片を發見せり。蓋し此地方は渤海の國を建てし頃より金朝に互りて城居せることあるべく、金

の初めて起れる時、高麗の尹璿が北征して城を築けることあるべく、李朝に入りては現に英宗の六鎮を置くに當りて一時雲頭城に守備隊を設け、後之を撤せることありしが故に、「己丑」の干支は未だ直に建築の年代を確定するに足らず。然れども天王なる尊號を稱せるもの、此地方に割據せることありとせば、此古瓦製作の年代は初めて定まるべきなり。恰も之に當るものは金末一二一五乙亥より一二三三年癸巳に至るの蒲鮮萬奴の遼東に據れる事蹟なりとす……今雲頭城の位置を観るに、豆滿江の中流に位し、會寧の小平野に臨み、北は肥沃なる間島地方を控へ、南は輪城の溪谷を通じて鏡城の平野を制し、退守進取共に便なる地勢を占む、後李朝英宗の三年再び此城を修めて會寧と相對し、北方の鎮とせるも是が爲めなり。此に發見せる蒲鮮萬奴の遺跡は或は其根據地の居城なりしならん。

(三)諛聞瑣錄に「成化乙巳即二十一年、西曆一四八五年、冬、鏡城人細田得古印、以獻、其篆文曰「引進使印、其兩隅刻云「天泰四季記。上王成宗朝鮮令弘文館考之、引進使則高麗時官名、如今之通禮院左通、天泰則宋元遼金史皆無云々」とあり。是れ亦萬奴の作りし印に外ならず。

第五篇 滿洲に於ける元の疆域

元代に於ける滿洲の行政區劃は元史卷五十九地理志第二の遼陽等處行中書省の條に記載せらる。この遼陽等處行中書省とは遼陽及び其周圍なる廣大なる地方の政治及び軍事に關して中央政府の中書省と同一なる事務を執行する官廳三の名にして、其管内には遼陽、廣寧、瀋陽、大寧、開元及び合蘭府、水達達の七路と咸平府と、外に屬州十二と屬縣十とを有せり。右の七路中、大寧路の一部は今の直隸省に屬し、東寧路の全部と開元路の一部とは朝鮮の地域に在りて、共に今の所謂滿洲以外なれども、研究上の必要及び叙述上の便宜より、姑らく之を併せ考ふべし。此等の行政區劃即ち路府州縣の治所の比定は勿論、出來得る限りは此等の管轄區域を明にし、以て元帝國の東方に於ける領土を概定するは即ち本稿の目的なるが故に、此目的を達する方法として當時此方面に存せる有らゆる地名を網羅し、一々其位置の擬定を試みざるべからず、之れ本稿記述の順序

が一に地理志の記事に準據するに拘らず、頻々として同記事以外の地名の續出を見、特に附録として重なる城邑の位置を考定せる所以なり。

(二)地理志は元史卷五十八より卷六十三に至る六卷より成る。然れども之を他の正史に於ける地理志に比すれば、其記事遙に粗雜にして屢、元史の他の部分の記事と抵觸す、殊に邊陲の地に關するものに於いて甚しきを見るなり。然れども元代の地理は之を基礎とするの外、他に研究の道なきが故に、此稿に於いても先づ地理志記する所の順序に従ひ、其事實の眞偽は元史の他の部分即ち本紀列傳等の記事は勿論、元以前及び以後の歴史上並に地理上の記録をも參考して之を決定すること、を努めたり。抑、元史の編纂は匆卒の間に成りしを以て、其體裁の備はらざること、其文章の拙劣なること等は、此書の公にせられし當時已に非難の聲あり、清の學者錢大昕の如きは其著養新錄九卷に於いて口を極めて本史の缺點を罵倒せり。如何にも其編纂に統一なく、叙事に精粗ありて、成書として不完全極まるものなれども、當時の史實を傳ふる材料として之を見る時は、同じ錢大昕が「議論平允、攻穢詳核、前代諸史莫能及也」と激賞したる明史に比して寧ろ大に優れる所あるを信ず。故に元史地理志の滿洲方面に關する記事も、頗る簡略にして往々甚しき誤謬をさへ有するに拘らず、詳かに之を本紀列傳等の記事と参照せば、自から其真相を知悉することを得べし。要するに元史は他の諸史と同一視すべきものにあらず、之を元代歴史の資料として取扱はんには、遂には他の諸史に於いて見る能はざる長所あるを發見するに至らん。猶委しくは拙稿元史の惡評に就いて、東洋學報

第一卷
第一號を見よ。

(三)元史^{卷九}百官志に曰く、行中書省凡十、秩從一品、掌國庶務、統郡縣、鎮邊鄙、與都省爲表裏、國初有征伐之役、分任軍民之事、皆稱行省、未有定制、中統至元間、始分立行中書省、因事設官、官不必備、皆以省官出領其事、其丞相皆以宰執行某處省事、繫衝其後、嫌於外重、改爲某處行中書省、凡錢糧兵甲、屯種漕運、軍國重事、無不領之、至元二十四年、改行尙書省、尋復如舊、至大二年、又改行尙書省、二年復舊云々、以て此官衙の職掌と其建置の由來とを概見すべし。今百官志に就いて各行中書省創置の年代を考ふるに、其地方の情況によりて固より同一ならず、中統の初より至元の末に跨れり、而して遼陽等處行中書省は至元二十四年の創置とせられ、地理志の記する所亦之と同じ。然れども是れ必ずしも當らず、先づ元史^{卷十}世祖本紀に「至元二十三年七月己巳罷遼陽等處行中書省」とあるが何よりの反證なり。又同書に「至元六年十月令趙璧行中書省于東京」^{元史卷六}といひ、「高麗王植爲其臣林衍所逐、帝召璧還、改中書左丞、同國王頭、鞏哥行東京等路中書省事」^{同上卷百五}とあるは、「至元七年三月改東京等路行中書省爲行尙書省」とあるに参照して、東京等路行中書省の創置は至元六年に在りしことを示す。さて至元七年改稱せられたる行尙書省は、其後何れの年にか罷められけん、明ならねど、同じ世祖本紀の至元二十三年二月の條には「乙巳立東京等處行中書省」と見え、三月の條には「丁丑徙東京行中書省于咸平府」とあり、兎に角、至元六年以來東京行中書省又は東京行尙書省の名を以て稱せらるるを例としたるに、同年七月の條には「己巳罷遼陽等處行中書省」とありて、東京の代りに遼陽を以て此官衙

名に冠するを見るなり。遼陽即ち東京にて異名同地なれば、彼此通用したるならんが、此通用は之より以前にも行はれたるべく、果して然らば、遼陽等處行中書省の建置は、晚くとも至元六年十月に在りしものと言ふを得べし。又地理志遼陽路の條に「元初廢貴德澄復州來遠軍、以廣寧府婆娑府懿州蓋州作四路、直隸省」とある記事にして、誤なくんば、本省の創置は至元六年よりも更に早く、恐らくは至元の初に在りしならん。之を要するに遼陽等處行中書省は、其名稱に多少の變遷あり、又時に廢せられしことありとしても、大體に於いて至元の初より存在したるものなること疑を容れず。

一 遼陽路

遼陽路は金の東京路と略ぼ其の疆域を同うす。金亡びて滿洲の地悉く元の版圖に入るや、元は前代の行政區劃を改め、東京路を小分して東京廣寧府婆娑府懿州蓋州の五路となし、同時に金代の貴德澄復來遠の四州を廢して此五路の中に編入せり。其如何様に配當せられしかは明文なきも、相互の地理上の關係より推測するに、貴德州は東京路に、澄復二州は蓋州路に、來遠州は婆娑路に入りしこと蓋し殆んど疑を容れず。^(三)此くて東京路の疆域は金代のそれに比して一時大に縮小し、唯遼陽府及び瀋州^(三)を有せしもの

みにて、北は今の鐵嶺縣北境、南は遼陽州南境を以て限られしものと推測せらる。然るに、至元六年^(四)西曆一^(一)二には東京總管府設けられ、廣寧、蓋州、懿州の三路は皆降されて府又は州となりて來り屬したれば、此時には今の盛京省の大半は東京路の管内に入りたり。同じき十五年廣寧府は再び分離して獨立の路となりしが、二年の後には婆娑府路は降されて府となり、東京路の治下に屬せしを以て、遼河以東、鴨綠江以西の地は悉く東京路の疆域となりしのみならず、今の彰武縣を中心とせる遼河以西の地方も亦其管轄を受くるに至りぬ。^(五)至元二十五年東京路は遼陽路と改まり、至元の末年^(六)頃婆娑府は廢せられて、その地に巡檢司^(七)を置く。故に成宗の世の初には遼陽路の治下には、地理志に於いて見るが如く遼陽縣と蓋懿二州とが存するのみとなれり。

遼陽路は其管内の戸數より言へば、當に下路に屬すべきに拘らず、上路の中に入りしは、蓋し其地方が帝國の極東に位し、幾多の異民族を制馭すべき重要なる任務を有するを以て、特例として其資格を高められしものなるべし。^(八)

(二) 來達は遼の世、城名なりしを、金の大定二十二年陞されて軍となり、後更に陞されて州となりしこと、^(九)金史卷十四地理志に明文あり。元史の地理志に「元初廢貴德、澄復州來遠軍云々」とあるは來遠州の誤なり。

(三) 此等の地名は皆前代以來のものなり、松井氏が「金の東京路」の條に其位置を考定せられたるを參看すべし。但懿州婆娑府の擬定は後文之を試むべし。

(四) 金の東京路所屬の八府州中、陞されて路となりし婆娑府^(一〇)、蓋州と廢合せられし四州とを除けば、東京路として残れるは遼陽府と藩州とだけなり。

(五) 地理志遼陽路沿革の條には婆娑府及び蓋懿二州の東京路に屬したる年を至元十七年に繋けたれども、蓋州及び懿州の沿革を略記せる條には共に至元六年の事と爲せり。殊に元史^(一一)卷六世祖本紀の「至元六年十二月の條」に「以懿州、廣寧等府隸東京」とあれば、十七年に東京路に入りしは婆娑府のみなるべし。

(六) 二九五頁。

(七) 元史世祖本紀二十七年の條に其名見ゆ。地理志の記事概ね至元年間の沿革に限らる。故に此く言ふ。(八) 巡檢司といふ官廳の性質明ならず、元史^(一二)卷四上^(一三)百官志に「巡檢司從九品、巡檢一員」とのみありて、屬官もなきものの如し。且つ巡檢の秩は縣の長官達魯花赤^(一四)、後文に又は縣尹の秩が從六品若くは從七品なるに比して遙に低き點より推測するに、縣に隸屬する一小官廳なるべし。現今、縣衙門に巡檢と名くる屬官を置くものもあり。要するに婆娑巡檢司は蓋し遼陽縣に屬せしなるべし。

(九) 元史^(一五)卷四上^(一六)百官志に「至元二十年定十萬戸之上者爲上路、十萬戸之下者爲下路、當衝要者雖不及十萬戸、亦爲上路」とあり。遼陽路の戸數は僅に三千七百八^(一七)、地理志なりしに拘はらず、上路と指定したる

は、此特例に従ひたるなり。

一 遼陽縣遼陽今の遼陽

本縣は遼陽路治の在る所にして、縣治は金代に於けると同じく今の遼陽なり。さて遼陽路の領域中、遼河以東には唯一の蓋州元初の蓋州蓋州路ありしのみなれば、遼陽縣の管轄區域は至元十七年以前には元初の東京路全部を包括し、同年以後には更に鴨綠江右岸の地を加へたるなり。

二 蓋州蓋平今の蓋平

元初の蓋州路も至元六年以後の蓋州も、其治所は當時の蓋州城今の蓋平縣城なりしこと疑なし。蓋州路の疆域は今明かに之を考定するに由なきも、金代の蓋澄復の三州之に屬せしこと、前文遼陽路の條に一言せる如しとせば、今の金復岫巖の三州及び蓋平海城の二縣の地を包有せしものなるべし。降されて東京路即ち遼陽路の屬州となりし後も、蓋し之と同じ。

(二)地理志によるに、蓋州は至元六年東京路の屬州となり、從來所領の熊岳湯池原文誤つて陽池に作る二縣を廢して建安縣に併合せしが、八年には、建安縣をも廢して一蓋州の名の下に此等の地を支配せり。金史地理志によるに蓋州の屬縣には此三縣の外に猶一の秀巖縣ありしに、元史は會て之に就いて一言

せず、思ふに、他の三縣よりも以前に廢せられて金末には其名なかりしものか。尙秀巖の地が宣城の名を以て元代に聞えたりしことは後に之を言ふべし。

三 懿州今の新民府彰武縣

懿州の名は遼の世始めて現はる、但し遼史卷三十八地理志に兩懿州を擧げ、一を上京道の屬州とし、一を東京道の屬州としたるは、已に滿洲源流考卷十に於いて指摘せられたる如くに、一懿州の記事を誤つて兩道に分ち錄せるものにて、素より兩懿州の並び存したりしにはあらず。(二)其果して孰れの道に屬せしかは、明かならざるも、東京道懿州の條に「初曰慶懿軍、更曰廣順軍、隸上京」とあると、上京道懿州の條には「西北至上京八百里」とありて別に東京に至るの里程を言はざるとより推測して、吾人は寧ろ之を以て上京道に屬せしものとするを穩當なりと信ず。

金初懿州は咸平路に屬せしが、泰和の末、北京路に屬し、順安靈山の二縣を領せり。元初懿州路に升されて遼陽行中書省に直隸せしも、至元六年一二六には降されて東京路の屬州となり、領する所の豪州及び同昌靈山二縣を省きて順安縣に入れ、ついで順安縣を省けり。(三)至正二年一三四再び升されて懿州路となり、從來大寧路所轄の興中義の二州を其管内に入れ、以て元の世を終へたり。(三)

(二)支那江蘇省蘇州府文廟の境内に現存する數多の古碑中、地圖を其面に刻したるもの一基あり、題して墜理圖といひ、南宋の淳祐七年一一二四の建設に係る、而も其表示する所の州縣を考査するに、北宋の盛時にして又遼の盛時たりし西曆第十一世紀中葉の形勢を示せるもの如し。今其拓本に就いて滿洲地方の地名を見るに、黃龍府と賓州との間に當りて懿州を表示し、別に顯州の東北、瀋州銀州の西に當りて南懿州を表示す、若し南懿州を以て南懿州の誤なりとせば、之れ正しく遼史地理志の記事に符合し、顯州の東北なる南懿州は上京道に屬し、黃龍府の東北なる懿州は東京道に屬せしものと言ふを得べし。然れども是れ大に疑ふべし、何となれば、(一)遼史に見ゆる兩懿州の記事は合して始めて全きものとなり、之を東京道の條に載録すべきこと、遼史の記事自から之を證して餘あり、(二)黃龍府は疑もなく今の吉林省長春府の屬縣農安附近なり、遼代以來、農安の東北に懿州の在りしこと全く徵證なし、(三)此圖に南懿州とあれば、兎も角、州を山と誤りしが如き最も怪むべし。以上の理由に基づき、此圖碑の建設が遼史の編纂元一至正四年より九十七年前に在りしに拘はらず、予は現在此圖に見ゆる地名の全部が建碑當時の原形を保つものにあらずして、後世の加筆を交ゆるものと推測せざるを得ず、少くとも懿州南懿州の二名だけは遼史地理志に基づき後人の妄りに追刻したるものと推定す。因にいふ、同じき地理志に、一つの成州を二つに書き分け、一半を上京道の條に、一半を中京道の條に載録するを見る、遼史卷三十七及三十八。是れ亦懿州の一にして二ならざるの旁證たるを得ん。遼史の地理志の杜撰なること世已に定評あれど、此石刻地圖と地理志の記事とが符

合するを見て、遼の世南北二懿州ありと誤解する人のあらんことを恐れて、煩を忍びて此くは辯じ置くものなり。

(三)地理志による。豪州は遼の壕州なり、遼史地理志によれば、壕州は顯州の東北二百二十里、上京の東南七百二十里に在り而して懿州は顯州の東北三百里、上京の東南八百里に在り、即ち壕州は懿州の西方に在りて相距ること甚だ遠からざるを知るべし。後文に考證する所の如く、金、元の懿州は遼の懿州に比して稍南方に在りしものとするも、元の懿州と豪州との相近かりしこと疑なし。同昌縣は遼の成州の治所にして、遼史地理志によれば、宜州の北六十里にあり、宜州は今の義州にして、遼の百六十里は約百三十清里に當る。金の世、同昌縣は宜民縣と共に或は懿州に屬し、或は川州に屬し、又單獨に義州に隸せしことあり、宜民は今の直隸省朝陽府の北約百五十清里に位し、金、元兩朝には川州の治所たりしものなり。以上の事實により、同昌は元代に在りては懿義川三州の間に介在せることを知り、其位置の大略を推測するを得べし。順安縣は遼の世、懿州の一屬縣に過ぎざれども、金及び元の世には其治所なりき、吾人の研究の目的たる懿州の位置は即ち此順安縣の位置に外ならず。靈山縣の位置未だ明かならず。第六八七、二七五、九五、二〇七、二〇八頁參照

懿州の位置に就いては、遼史卷三十七地理志に「在顯州東北三百里、因建州城、西北至上京八百里」と見え、明一統志卷二十五に「在廣寧衛北二百二十里」とあるの外、古書に之を記せるものなく、遼東志、全遼志等の如きも直ちに一統志の文を轉載したるに過ぎず。たゞ清朝に

至りて大清一統志卷四十三錦州府三に「界外站道」といひ、盛京通志卷二十八廣寧縣境內古蹟に「其地在邊外」といへるは、一步を進めて其位置の概定を試みんとしたるものにして、殊に前者卷四百九之「牧廠」が、養息牧廠の建置沿革を叙せる條に、「遼金元懿州地」と言へるは、縦令、明一統志の文、廣寧衛北二百二十里に據りたる偶然の擬定なりとしても、猶頗る注意すべきものたるを失はず。蓋し懿州の領域は前にも一言せるが如く、時の前後によりて大小不同あるが故に、精確に之を考定することは固より困難にして、又殆んど不可能の事に近しと雖も、遼金元三代を通じて、懿州の本地たりしものは、大清一統志の説の如く、概ね養息牧廠即ち養息牧河上流域、今の彰武縣管内に擬して大差なかるべしと思惟せらるるなり。考證に資すべき記録甚だ稀にして、到底明確なる比定を期し難きも、古來全く定説なきのみならず、之が研究に力を用ゐし人も亦殆んど絶無なりしを以て、試に茲に卑見を述べて大方諸君子の斧正を乞はんと欲するなり。

先づ第一に注意すべきは、懿州の地が遼河流域と相距ること遠からざることなり。遼史の編者が誤つて之を東京、上京の兩道に分載したるは、偶、此事實を證明して餘あるのみならず、金の世、初め咸平路の管内に入り、後には北京路に屬し、元の世に至りて升されて獨立の路となり、ついで東京路の屬州となり、後又獨立の路となりしが、此最後の場

合には、從來大寧路の所管たりし今の朝陽府及び義州の地が移りて懿州路の管轄となりし事より推測するに、當時の咸平、東京、大寧三路の境界線の交叉點附近は即ち懿州若くは懿州路に當れるなり。さて各道各路の境界線を的確に指示する事、殆んど不可能なれども、其政廳所在地が遼の上京道に在りては、臨潢即ち今の西喇木倫流域の北部なる博羅城(一)、遼の東京道、金元の東京路に在りては、遼陽即ち今の遼陽、金の北京路、元の大寧路に在りては、北京、又は大寧、即ち今の大名城(二)、金の咸平路、元の咸平府に在りては、咸平、即ち今の開原(四)なれば、當時の懿州は遼河流域と近かりしことは勿論、其西方に在りしことも全く疑なしといふべし。

(一) 八一頁

(二) 二〇一頁

(三) 五三、二〇六頁

(四) 三〇、一九七頁

次に考察を要するは前文引用せる遼史及び明一統志の懿州に關する記事なり。遼の顯州は今の錦州府の屬縣廣寧の東約二十四五里に在りしもの、而して遼の三百里は、明清の約二百四五十里に當るが故に、明一統志に明の廣寧衛即ち今の廣寧と元の懿州

との距離を二百二十里と記したるは、毫も遼史の記事と矛盾せざるのみならず、懿州の治所が遼以來常に同一地なりしが如くにも思はるるなり。但し遼の懿州は寧昌縣に治して順安縣を領し、金元の懿州は順安縣に治して一二の州縣を領せるが故に、金元の懿州城即懿州の治所は遼の懿州城と其位置を異にす、若し吾人をして嚴密に遼史及び明一統志に示されたる方向と里數とに遵據して其位置を擬定せしめば、遼の懿州城は金元の其れの稍、東方若くは東北方に在りしものなり。今之を地圖に参照するに、何れも共に養息牧河上流域に相當す、乃ち吾人は其處に懿州城の舊址を求めざるべからず。

(二)二〇頁

(三)金には靈山縣、元には豪州及び同昌靈山の二縣を領せり。

元の至元十五年一二七八年四月高麗の忠烈王は皇帝世祖に謁見のため王妃世子を伴ひて國都開城を出發し、五月甲午の日、崖頭站に次し、丁酉の日、懿州に次し、北京出前を経て六月遂に上都即開平府に達せり。^(三)此事實は當時の懿州が崖頭站を距ること、遠くも三日程の處に在りしことを示す、若し崖頭站の位置にして明なるを得ば、懿州の所在は自から概定せらるべし、然らば崖頭站は何處に在りしか。

崖頭站は其名の示すが如くに一驛站にして大都會にはあらず、隨て其名の文獻に見

ゆること極めて稀なり、吾人は諸書を檢索して僅かに四五の記事を得たれば、以下順次に之を擧げて其位置を考究する所あるべし。先づ第一に牧隱集なり、本書は高麗の名儒李穡の詩集にして、牧隱は穡の雅號なり、元の順帝至正八年高麗忠穆王四年一三三八年穡、李凌幹に隨ひ燕京今北京に至る、其歸途詠する所の詩數首は收めて同集卷二に在り、而して其排列の順序は、直ちに彼の旅行の道筋を示すものの如し、果して然らば、遼陽省と題する詩の次に崖頭驛と題する詩を録したるは、即ち崖頭が遼陽省遼陽行中書省の管内に在りしことを證するものなり。第二に武備志卷二收むる所の遼東圖、第三に讀史方輿紀要の附圖卷遼東圖共に崖頭の名を載録するも、何れも瀋陽奉天の西、邊柵の外に在りしことを示すのみにて的確なる位置は之に由つて知ることを得ず。第四に遼東志附圖中、瀋陽中衛圖に、遼河の東、蒲河の西、長山の南に崖頭大墩の名を見る、而して、其地は、北は遼河を隔てて遼濱縣の舊址と對し、南は蒲河を隔てて沙嶺墩と對するもの如くに表示せられたり。本圖は支那の古圖に於いて普通に見るが如き極めて粗拙なるものなれども、而も決して無稽の想像圖にはあらず、少くとも圖面に表はされたる各地の關係的位置の如きは概ね確實なりと認めらる、隨つて之に由つて崖頭大墩の位置を推定するは、決して不都合なりといふべからず。さて圖中の長山は現今果して此名あるや否や未だ詳ならね

ど遼東志^一によれば、今の奉天の西北八十里といひ、大清一統志^{十八}によれば、奉天の西
 一百里とありて、稍、其記載を異にすれども、兎も角今の巨流河城の對岸に近くある山な
 るべし、遼濱縣は遼の遼州の治所にして、今の巨流河城の北、遼河の西岸に近き遼濱塔と
 いふ處^三即ち是なるべく、而して沙嶺墩は今の沙嶺なること疑あるべからず。かく述べ
 來れば、崖頭の位置は概ね推定せらるべきも、尙茲に第五の資料を提供して以上の記事
 の誤らざるを證せん。高麗史^{十九}卷二忠烈王六年の條に、王が上都に赴くの途次、昌義縣に
 次せしことを記す、昌義縣は遼の廣州の屬縣にして、金には瀋州所屬の一縣となり、元の
 世には廢せられしも尙遼代の名を以て稱せられしものなるべく、明には章義站と稱せ
 られ、今は奉天の西南六十清里に彰驛站の名を以て存す、皆同音の異譯なり。^三さて忠烈
 王の上都に赴くや、北京を經由すること殆んど疑なく、隨つて懿州も亦必由の地たりし
 なり、而して崖頭も昌義も共に其通路に當れる以上は崖頭は遼河の東に在りて而も彰
 驛站の西に位せるものなること些の疑を容れず。最後に遼東志^一遼陽の山川の條を
 見るに、遼河は崖頭及び牛家庄^牛に沿うて南流して海に入るとあり、是れ崖頭の地が
 遼河の東岸に近かりしことを示すものにて、其位置は益、明瞭となれり。^四是に於いて予
 は崖頭站を以て今の^{大民屯}小民屯附近に在りしものと推定す。地圖を按ずるに、此大

小民屯の南に大古城と名くる地あり、是れ或は其遺址ならんか、蓋し元の世には崖頭は
 站又は驛と呼ばれしかど、明の中世、各地に墩台を設けし時、此地を大墩と稱せしほどな
 れば、其遺址の現存すること必無とはいひ難ければなり。

懿州城が養息牧河流域に在りしこと已に疑なく、崖頭が今の大古城若くは其近傍な
 りしこと亦概ね當れりとせば、大古城より三日程の距離を有する懿州城は、養息牧河流
 域中如何なる地點に當るべきか。高麗王が行列を爲しての旅行は一日程約五十清里
 と推測し、大古城より西北養息牧河流域を指して行くこと三日、即ち約百五十清里に及
 ぶ時は、王の一行は今の彰武臺邊門を過ぎて彰武縣附近に達すべきなり、^五果して然らば
 吾人の求むる所の懿州城の故址は今の彰武縣附近なりとの結論を得るなり。此擬定
 果して正當なるや否や。

(一)高麗史^{十八}卷二忠烈王世家四年の條。

(二)二五頁參照。

(三)二五頁參照。

(四)遼河、城西一百里、源出靉靉北建州城東諸山、經金山至洪州、傍崖頭牛家庄、出梁房口、入于海。

(五)大民屯より西北四十清里にして新民府に至り、更に北行すること七十清里にして彰武臺邊門を入

り、更に北行五十清里にして養息牧收廠即ち彰武縣に達す。

懿州は明の永樂八年一四〇一年邊外の地となり、其名も同時に廢せられき。(一)然れども養息牧河の流域は明清時代に於いて瀋陽奉天のより大寧黑城に至るものの必由の地なれば、明清抗爭の際、何等かの名稱を以て史上に現はるべきものなり。乃ち吾人は清初の記録に見ゆる都爾鼻又都爾弼を以て前代の懿州城と殆んど其位置を同うせるものと爲さんと欲す。

(二)大清一統志卷四十三錦州府古蹟の條に曰く、「廢懿州在廣寧縣東北境外……明初置廣寧後屯衛于此、永樂八年徙衛治義州、遂廢爲界外站道」と。

都爾鼻の名は始めて清三朝實錄に見ゆ。但し同書の太祖實錄卷二天命十年三月の條には太祖奴兒哈赤の語として「若征明可由都爾鼻渡遼河、路直且近」と記し、太宗實錄卷一天聰元年六月の條には「六月庚申……巳時上駐驛都爾鼻山岡……秋七月戊辰上自都爾鼻山岡、渡遼河十里外駐驛」といひ、共に都爾鼻を以て遼河の東に在りしが如く記せるは、明かに編者の誤謬にして、太宗實錄卷四天聰八年五月の條に「丁未……大兵西行出上榆林口、戊申大兵渡遼河、抵陽石木河養息牧河沿河立二十營……己酉大兵至都爾鼻地方與前兵會」とあるを以て正しき記事とすべし。蓋し大清一統志卷九十四養息牧收廠の山川の條に杜爾筆山を

擧げ、其脚注に「牧廠即設其下」と記し、同じく古蹟の條に「杜爾筆城在牧廠東南五里、周一里一百七十步有奇、高三丈、東西門各一」とありて、杜爾筆は都爾鼻又は都爾弼と同名同地たること疑なければ、都爾鼻が遼河の東に在るべき筈なければなり。而して開國方略卷二五十の記事に「崇德二年一六三七年太宗は都爾弼城を築かんことを命じ、翌年竣工して城名を屏城と改めたりとあれば、一統志に見ゆる杜爾筆城の遺址は蓋し此時改築せしものの遺址なるべし。

都爾鼻は養息牧收廠の東南五里に在りしこと已に述べたり、而して此牧廠は大清一統志卷九十四によれば、廣寧の北二百十里に在り、即ち明一統志に見ゆる廣寧と懿州との距離に比して僅かに十里の差あるのみ、(三)此里數は勿論牧廠監督官廳所在地までの距離を示したるものなるが、此官廳は彰武臺邊門の北五十里に在りしこと亦同書の記事によりて明かなり。然るに光緒十九年一九〇三年六月清廷は此地方の横道子と名くる地に一縣を設け、之を彰武縣と名け、以て舊牧廠全部を管轄せしむることとなれり、横道子は舊牧廠監督官廳所在地と同一なりしや否やに就いては未だ明證を得ざるも、奉天全省地輿圖によれば、此地は今の養息牧河と新開河との間に位し、新民府より彰武臺邊門を経て西北哈拉套改に至る通路に當り、邊門を去ること四五十清里の間に在り、此地方に

關する支那の地圖は最も精確を缺くが故に、吾人は茲に斷言すること能はざるも、大體に於いて横道子は牧廠の中心たりしものと言ふを得べし、隨つて古の懿州も清初の都爾鼻も共に今の彰武縣城若くは其附近に在りしこと今や殆んど疑を容れず。

(二)大清一統志^{卷十三}四錦州府山川の條には廣寧縣より東北養息牧河までの距離を二百二十里と明記す。今更に一步を進めて懿州及び都爾鼻が各、其時代に於いて交通上並びに軍事上頗る重要な地位を占めたりし事を歴史事實に由りて確かめ、以て予が所説の旁證と爲さんとす。

一懿州は元代に在りて遼陽若くは奉天の方面より老哈河流域即ち當時の大寧城方面に至るものの必ず經由すべき處なりき。今其の實例を擧ぐれば左の如し。

イ元の世祖の至元十五年^{一二七}高麗の忠烈王は遼陽崖頭を経て懿州に至り、更に進んで北京即ち大寧を経て元朝の陪都なる上都に達せり。^(一)

ロ至元十八年忠烈王妃は上都に赴かんとして懿州まで來りしが、故ありて其處より引き返したることあり。^(二)

ハ忠烈王は右の外、至元十七年二十一年三十年及び成宗の大德四年^{一三〇}に於いて上都に赴きたり、途中懿州を通過したりとの明文なきも、通過したりしことは推測に

餘あり。^(三)

ニ成宗の元貞元年^{一二九}劉哈刺八都魯は咸平宣慰使より御史中丞に榮轉し、赴任の途中疾を得て懿州に歿せり。^(四)彼が咸平府即ち今の開原を出發せしは此年の何月なりしか明ならねど、二月より九月までは皇帝は上都に居りしを以て、劉は直に大都の

北には至らずして、寧ろ上都に赴きて恩命を拜受せんとせしならん。兎に角、懿州は今の開原より北京若くは多倫諾爾附近に至るの通路に當りしものなり。

(一)高麗史卷二 十八

(二)同上卷二 十九

(三)同上卷二十九 三

(四)元史卷百六 劉哈刺八都魯傳。

二懿州は元代に於いて軍事上の要地たりし事は、至元二十四年^{一二八}皇族乃顔が洮兒河流域に據つて叛き、世祖親ら大軍を統べて之を討伐したる時の記録によりて其の一斑を知るべし。今其の二三の實例を擧げん。

イ乃顔の叛を聞くや、朝廷は東蒙古各地の兵一萬一千を集めて豪州及び懿州を守らしめたり。^(一)

口敵將失都兒の裨將鐵哥が咸平を占領したる後、進んで遼河を渡り、將に豪懿二州を取らんとするや、二州の守將は援軍の派遣を朝廷に乞ひたるに對し、世祖は北京大即ち守備隊の一部を割き、往いて之を救はしめたり。^(三)此事實は當時懿州と北京との間に十分なる連絡ありし證據ともなり、又前項に考定せる兩地間通路の存在を確むるの旁證ともなるべし。

ハ咸平宣慰使塔出は敗戦の末、建州及び咸平を失ひ、遼河を渡りて懿州に退き、之に據りて再び敵軍と戦ひ、遂に之を破れり。^(三)此事實は懿州の軍事上要地たりしことを示すと同時に、其の位置を髣髴せしむるに足るものなり。

ニ此大戦中、元の本軍の行動したる地方は西喇木倫流域の北部にして、乃顔が擒となりしは同河に近き處なれば、懿州の地は西喇木倫流域なる本軍と、遼河流域なる別軍との連絡を保つべき一要地たりしこと推測に餘あり。^(四)此時より約そ七十年前一二年の太祖成吉思汗の命を受けて契丹人を鴨綠江方面に撃ち拂ひたる耶律留哥は、其歸途遼河を渡り、廣寧、懿州等の占領を確實にし、自から臨潢府に居りて此等の地を支配せり。^(五)以上の事實は當時西喇木倫流域と遼河流域との間に通路の存在せしことを示し、かねて懿州が兩流域の連絡點なりしことを推測せしむるに足るものなり。

(二)元史卷十世祖本紀。

(三)同上。

(四)元史卷百三塔出傳。

(五)同上卷百三玉哇失傳に、乃顔の擒となりし地を失列門林となす、即ち西喇木倫の河邊なりしなり。

(六)同上卷百四耶律留哥傳。臨潢は今の巴林旗の東北百四十清里なる博羅和屯波羅城とも書くなり。

三以上、元代に於ける懿州が當時交通上軍事上頗る重要な地位を占めたりし事を略述せり。而して吾人は明末清初の都爾弼が前代の懿州と甚だ似寄りたる地位を保ちたりしことを知り、此兩者が殆んど同一地の異名たりしを信ずるの念を加へたり。今其の一、二の實例を擧ぐべし。

イ天命十年明熹宗天啟五年一六二五年清の太祖都を遼陽より瀋陽奉天に遷さんとせしに、皇族大臣等は屢、大工事を興さば人民爲めに疲弊せんと諫めたり。その時、太祖は、瀋陽乃形勝之地、若征明、可由都爾鼻渡遼河、路直且近云々といひて之に従はざりき。^(二)前文已に考證せる如く、都爾鼻を以て遼河の東に在るものとせるは、明かに實録編者の誤謬なれども、而も此地が瀋陽より明國の背面に出づべき通路の要衝に當りしものなる事、此一語によりて推測に餘あるべし。

□天命十一年太祖親ら大軍を統べて喀爾喀巴林等の蒙古諸部落を伐ちし時、一部隊は石拉木倫の地に至りしが、其歸途には滬渾河邊を通過せり。^(三)滬渾河は庫崑又は呼渾とも書き、當時養息牧河の支流たりしを以て清軍が都爾鼻を通過せしこと推測に餘あり。

ハ天聰元年 天啓七年一 六二七年一 清の太宗は西喇木倫老哈兩河流域なる蒙古諸部落の酋長の歸降を迎へんとて都爾鼻に至れり。^(四)此事實は都爾鼻が前記の兩河流域と遼河流域との連絡點に位する要地たる事を示すに足るものなり。

ニ天聰三年 崇禎二年 崇禎二年 太宗親ら征明軍を率ゐて瀋陽を發し、納里特河を渡り、喀喇沁の青城を經、老河に沿うて南し、洪山口にて長城を越え、遵化、薊州等を経て北京に迫れり。瀋陽より納里特河邊に至るには必ず都爾鼻を經由し、更に進んで青城に至るには必ず大寧舊城を通過せしなるべし。果して然らば、此行軍路は嘗て高麗の使者李凌幹の一行が元の大都 今の北京 に赴ける時、經由したる道路にして、其の長城以北に於けるものは、高麗王が上都に赴ける毎に用ゐたる通路と大差なかるべきなり。

ホ天聰八年 一六三三年 一六三三年 太宗征明の大軍を統べ、瀋陽を出で、遼河を渡り、養息牧河に沿うて都爾鼻に至り、查木哈克、納里特河、古爾班圖爾哈等の地を過ぎ、元代の上都の舊址を經、

南に下りて上方堡(二〇)に入り、遂に宣府を占領せり。古爾班圖爾哈と上都舊址との間の行軍路は未だ詳ならざれど、蓋し西喇木倫流域に由りしなるべし、果して然らば、此時を距ること三百四十餘年前、叛王乃顔の征討に向へる元の諸軍中、懿州若しくは懿州以東に至れるものは、恐らく略ぼ同様なる路を通過せしなるべし。

(一) 清太祖實錄 卷二
(二) 同上

(三) 大清一統志 卷四百 養息牧廠山川の條に曰く、庫崑河在牧廠西北一百十里、源出喀爾喀左翼南烏泥蘇臺山、東流經土默特左翼北、自西勒圖庫倫流入境、又東北流、會養息牧河、輿圖作呼渾河。

(四) 清太宗實錄 卷一
(五) 今の那拉特河又は察拉特河。

(六) 青城は新城の訛にして大寧新城を指す。今平泉州の北百清里、老哈河の左岸に近き喀喇和屯城は即ち其遺址なり。喀喇和屯の北二日程の處に大名城、察罕蘇巴あり、即ち金の北京、元の大寧の遺址なり、喀喇和屯は明の大寧にて元の大寧に對して新城といひしなり。委しくは大清一統志 卷二 蒙古遊牧記 水道提綱 二 卷を見よ。

(七) 今の老哈河なり、茲には特に其上流を指す。
(八) 泉の名。大清一統志 卷四百 奈曼旗山川の條に曰く、查木哈克泉在旗東五十里。

(九) 山の名。大清一統志卷四百六敖漢旗山川の條に曰く、鼎足山本族郡王所駐、蒙古名古爾板爾噶、即ち是なり。

(一〇) 上方堡一に尙方堡に作る。大清一統志卷十五宣化府關隘の條に、膳房堡在萬全縣北二十里とあるもの、蓋し是なり。

終に臨みて猶一言すべきものあり。聖朝混一方輿勝覽卷一懿州の條に、州内に在る地名として、母底山、羊腸河、寒彫務の三を擧ぐ、母底山及び寒彫務の位置は未だ全く詳ならねど、羊腸河は即ち養息牧河なるべし。養息牧河は清初の記録に陽石木陽什穆養什木又は楊樺木などに見ゆるも、皆一音の轉訛に過ぎざるが如く、羊腸も亦同じく然りしならん。而してヤンシム又はヤンチンム河の流域に牧場を設置せるにより、新に養息牧の字を充てたると同じく、其河流の屈曲甚しきを示さんとて、元代には羊腸の字を用ひしに過ぎざるべし。加之全遼志附圖の解説に廣寧の東北羊腸河に至るまで二百十里と見え、正に大清一統志に見ゆる廣寧と養息牧牧廠との間の距離と符合し、又明一統志に見ゆる廣寧衛と懿州との距離と僅かに十里の差を示すのみ。人或は遼東志附圖の解説に廣寧の東北羊腸河に至るまで一百十里とあるを見て、今の廣寧の東北を流るる羊腸河を以て古の羊腸河に擬せんとするものあらんも、そは却て誤なり、何となれば、今

の羊腸河は廣寧縣東北九十清里の白雲山より發源するものなれば、若し遼東志の里數を正しとする時は、此河は水源地より更に二十清里東北に在るものとなりて、甚だ都合なり。殊に遼東志も全遼志も其地圖には別に廣寧の東に白雲山より發源する羊腸河を記入したるを見れば、それより遙に東北方に當りて、猶一の羊腸河のありし事は自から明かにして、遼東志に一百一十里とあるは、二百一十里の誤寫たるや疑なし。又單に常識を以て、之を考ふるも、懿州城附近に在りては、勿論懿州の管轄區域に於いても、養息牧河は最も著大なるものなり、勝覽に之を載録せずして、白雲山より出づる一小河を載録すべき筈なし、加之懿州の管轄が曾て此河の地方にまで及びしことすら頗る疑はし。以上の理由によりて、予は勝覽に見ゆる羊腸河を以て今の養息牧河を指ししものと斷言す。

(二) 遼史卷十八地理志、東京道遼州の條に、遼州の管内に遼河、羊腸河、錐子河、蛇山、黑水等の山川ありし事を記す。錐子河は今の珠子河にして、蛇山、黑山等と共に、皆今の廣寧の東北四十乃至九十清里に在り、而して遼州の治所たる遼瀋縣は今の巨流河城の北、遼河の西岸なるが故に、茲に所謂羊腸河も亦今の養息牧河を指ししものとも言ひ得べし。大清一統志卷十三に之を今の羊腸河に比定したるは、廣寧の東北四十清里なる錐子河と竝べ舉げたる點より見て、必ずしも一理なきにあらねど、今の羊腸

河は河道の變化尤も甚しく、其下流は現に平野の中に没するを見れば遼代に於て果して記録に上る程の河流なりしや否や疑なき能はず、然るに養息牧河の上流は近年に至り、新開河のために其河道を奪はれ、呼渾河等の支流今は鶴鷹河に會する由に聞くのみならず、其下流も時代によりて少からざる異動ありしこと推測に餘あれど、獨り其中流殊に巨流河城附近に在りては古來著しき變遷なかりしものと思惟せらるるが故に、古の遼州境内の羊腸河は、寧ろ遼州治に近く、且つ長大なる此養息牧河に擬定せらるべきものと信ず。

上來反覆述ぶる所によりて懿州城即ち懿州の治所の位置は遼金元の三代を通じて概ね今の彰武縣城附近なること疑なきに至りしも、其管轄區域に至りては之を考定すること頗る困難なり。遼代の懿州は寧昌縣に治して、順安縣を領せしのみなれば、其管内は甚だ狭く、決して今の彰武縣境内を出でざりしもの如きも、金代の懿州は順安縣に治し、其屬縣は時によりて増減あれば、其管内も前後甚だ異同ありき、即ち大定六年一一一六川州廢せられし時、其所領たりし宜民同昌の二縣は共に懿州に轉屬したれば、今の阜新縣の地も當時の懿州の管内に入りたりしが、承安二年七一九川州復舊と共に前記の二縣は分離したれば、其管内には當初よりの順安靈山の二縣あるのみにて、遼代及び金初に於けると大差なきに至れり。泰和四年一一二〇川州再び廢せられしも、此時には宜民縣は

興中州に、同昌縣は義州に轉屬せしを以て、懿州の領域には何等の影響なかりき。元代に至りては已に一言せし如く、初は懿州路と稱せしも、唯名の改まりしのみにて、其管内は前代の末年に於けると同じかりしならんも、至元六年一一二六東京路の屬州と爲りし時には從來領せる所の豪州及び同昌靈山三の二縣を擧げて悉く之を順安縣に併せたりといへば、懿州の領域は此年以前已に今の阜新縣境内に及びしものなるべく、更に降りて至正二年一一三四に至るや、懿州は獨立して一路となり興中州及び義州を管轄するに至りしかば、懿州の領域は今の大凌河中流域をも含みて頗る廣大なるものとなりぬ、此くて元の世を終れり。

(二)川州は今の阜新縣境内なる黑城子なるを以て此く言ふなり、七五頁參照。

(三)同昌縣は今の義州の北約百三十清里にありしを以て此く言ふなり、八五頁參看。

(四)興中州は今の朝陽府義州は今の義州にして共に大凌河の中流に臨む。

補遺

以上遼陽路管内の一縣二州に就て述べ終れり。然れども此管内の地名にして當時の歴史に見ゆるもの固より此三城のみにあらず。因て茲に其最も著名なるものを選

び、其位置を研究すべし。

一 婆娑府

金の世、遼東に婆速府あり、初め婆速統軍司といひ、後に陞されて婆速府路となり、東京路に屬せり。^(一)元初、訛りて婆娑府と稱せられ、今の吉林省全部及び盛京省北部の地を以て開元路を置きし時、婆娑府は廣寧府、懿州、蓋州と共に盛京省南部に於ける獨立せる一路となりしが、至元十七年^(二)西曆一八〇年降されて府となり、東京路に屬し、至元の末年頃に至りて更に降されて其地に巡檢司を存するのみとなれり。^(三)

^(一)金史卷二地理志東京路の條に曰く、婆速府路、國初置統軍司、天德二年^(四)西曆一五〇年置總管府、貞元元年^(五)西曆一五〇三年與曷懶路總管並爲尹、兼本路兵馬都總管。

^(二)元史卷五十九地理志遼陽路の條による、二七二頁參照。

元代滿洲に於ける地名の中、其位置の不明なるもの尠からずと雖も、而も著名なる要地にして未だ全く考定せられざるもの二あり、一を懿州とし、一を婆娑府とす。懿州に關する卑見は已に前項に詳述して略ぼ之を明かにし得たりと信ず、然らば婆娑府は如何。是れ又懿州に讓らざる困難なる問題なり、以下吾人の所見を述べて大方の批評を乞はん。

婆娑府の問題を捉へて之を論じたるもの從來實に寥々たり、唯一の看過すべからざる説は、吾人之を大清一統志に見る、曰く、故婆娑府在鳳凰城東……明統志婆娑府在都司城東四百七十里。按唐時高麗泊汭城在鴨綠江北、卽金元婆速府地。婆速音與泊汭相近、疑亦沿唐舊名、而字稍異耳。^(一)本府の位置に就いては明一統志に見ゆる語を引用せるのみにて、全然之が擬定を試みざりしは、大清一統志の編者にも似ぬ退讓的態度なれど、婆速若しくは婆娑と泊汭との間に存する聲音上の近似に著想し、此三者は音に一音の轉なるのみならず、或は同一地の名稱ならんと疑ひたるは、確かに一種の卓見といふべし。吾人は此指示に基づき、先づ泊汭城の位置につきて攷究する所あるべし。

^(一)卷三十九奉天府古蹟の條。原文には婆娑を博索に改めたれど、今従はず。

^(二)卷二十五古蹟の條。都司城とは遼東都指揮使司の所在地といふ意味にて今の遼陽を指す、當時も遼陽の名ありき。

新唐書^(三)卷四十地理志に、唐の國境より四夷に入るの通路を述べたる記事あり、蓋し唐の德宗朝の宰相にして同時に有名なる地理學者たりし賈耽^(四)の著書に基づけるもの、史家の所謂賈耽道里記卽ち是なり。其冒頭に營州卽ち今の朝陽^(五)より安東都護府卽ち今の遼陽^(六)に至るの道を記し、更に府を中心としたる東南北の三方に通ずる道を述べたる

條に「南至鴨綠江北泊沟城七百里故安平縣也」の文あり、唐代の一里は清代の約四分の三里に當れば、七百唐里は約五百二十三十清里に當る、而して是れ實に今の遼陽より九連城附近鴨綠江岸に至るの里數に均し、即ち賈耽の記事によれば高麗の泊沟城は概ね今の九連城附近に在りしものなり。更に道里記を見るに、山東の登州より水路鴨綠江を湖りて渤海國に至るの通路を記せる一節あり、中に曰く「自鴨綠江口舟行百餘里、乃小舫泝流、東北三十里、至泊沟口、得渤海之境」と、是れ即ち鴨綠江口より流を溯ること百三十餘里にして泊沟口に達する事を言ふものなり。茲に泊沟口といふは泊沟城を指すに外ならざるは、後文引用する舊唐書の記事に「入鴨綠水百餘里至泊沟城」とも、其城因山設險、阻鴨綠以爲固」ともあるによりて明かなり。^(五)以上道里記に見ゆる二個の記事により、吾人は泊沟城が鴨綠江口より百三十餘里の上流に位し、江の北岸に臨みて存せしものなる事を知り得たり。而も賈耽の記事には往々にして誤謬あり、殊に其里數に於いて必ずしも常に從ひ難し、此場合に於いて若し江口より泊沟城に至るの里數に誤あらんには、之に基づきて其地の擬定を試みん事頗る危険なり。乃ち吾人は此里數の正否に就いて一應吟味する所なかるべからず。

(二)彼の傳は新唐書卷百六に在り。

(三)大清一統志卷二十七承德府古蹟與中故城の條參照。

(三)安東都護府は屢移りたれども、道里記に謂ふ所のものは故襄平城也とあれば即ち今の遼陽を指すこと疑なし。襄平の位置につきては舊說皆誤れり、讀史方輿紀要卷三には遼陽の北七十里を以て其所在地とし、大清一統志卷十九亦之に從つて「在遼陽州北」といひ、現今支那の碩學楊守敬氏の如きは其著水經注圖に於いて之を遼陽の西北、渾河と遼河との間に表示せり、然れども吾人は(一)漢書卷二十八地理志遼東郡居就縣の條(三)三國志魏志卷八公孫度傳及び晉書卷一武帝紀に見ゆる襄平城包圍中、流星出現の條(三)水經注卷十、大遼水の條等を熟讀玩味して、襄平は今の遼陽に比定せらるべき事を斷言するを憚らず。詳細なる考證は之を漢代地理研究の際に譲る。唯特に一言すべきは遼東志卷一地理志郡名の條に「襄平漢城名、即今遼陽」とあるは、其論據の如何は知るに由なきも、吾人と同説なるは會心の事たり。

(四)東洋時報第二百二十二號所載大谷文學士の「唐時代の里程に就いて」に據る。

(五)泊沟口の口は江口、河口などの意味と解すれば、泊沟城は常に鴨綠江に臨めるのみならず、同江に注ぐ某河の口に臨めるものとなるべし。但現今鴨綠江に臨めるものにて口字を附せる地名少からざれば、必ずしも右の解釋に適合せず、殆んど渡津といふほどの意味のものならん。兎に角、泊沟城が江に臨めることは、其一名泊沟口とあるのみにても明かなり。

唐の太宗の高麗征伐は貞觀十九年西曆一六四五年に始まりて同二十二年に終る、高麗遂に

屈せず、赫々たる太宗の偉業は爲めに一點の微瑕を被りたりと雖も、而も高麗の城邑にして一旦唐軍の占領に歸せしもの亦甚だ少からず、泊沔城の如き即其一にして貞觀二十二年六月丙子の日、唐の名將薛萬徹に攻め落されしなり。舊唐書^{卷九}薛萬徹傳の記事は其戰爭の經過を語りて最も詳なり、曰く貞觀二十二年萬徹又爲青丘道行軍大總管、率甲士三萬、自萊州泛海、伐高麗、入鴨綠水、百餘里至泊沔城、高麗震懼、多完城而遁、泊沔城主所夫孫率步騎萬餘人拒戰、萬徹遣右衛將軍裴行方領步卒爲支軍繼進、萬徹及諸軍乘之、賊大潰、追奔百餘里、於陣斬所夫孫、進兵圍泊沔城、其城因山設險、阻鴨綠水以爲固、攻之未拔、高麗遣將高文率烏骨安地諸城兵三萬餘人來援、分置兩陣、萬徹分軍以當之、鋒刃纒接、而賊大潰。勿卒に此文を讀むもの、或は鴨綠江口より泊沔城に至るの距離を百餘里と解せんも、泊沔城主所夫孫は其城に據つて唐軍を拒ぎしにあらずして、城を出でて戦ひし事は、率步騎萬餘人拒戰といひ、又萬徹等所夫孫を斬りて後、進兵圍泊沔城とあるによりて明かなれば、本文に「百餘里至泊沔城」と言ふは、實は泊沔城までの里程にはあらずして、所夫孫と開戦したる處までの距離なるべし。更に新唐書^{卷二百}高麗傳に當時の戦況を記したる中に、「萬徹次泊沔城、拒四十里而舍、虜懼、皆棄邑居去、大會所夫孫拒戰、萬徹擊斬之、遂圍城、破其援兵三萬、乃還」と見ゆ、本文既に泊沔城に次すといひ、又四十里を距てて舍す

とあるは、意義甚だ明瞭を缺くの憾あり、殊に泊沔城より何れの方角に四十里を隔てしか全く明ならず、然るに之を冊府元龜の記事に徴するに、「薛萬徹渡海入鴨綠水、百餘里至泊沔城泊沔音同、南四十里止營云々」^三とあり、乃ち唐軍は江を溯ること百餘里にして上陸し、泊沔城の南四十里の處に所夫孫と會戦して之を破り、而して後、泊沔城に迫り、遂に之を占領せしものなり。又翻つて新唐書^{卷九}薛萬徹傳によりて此役に關する記事を讀むに次の一節あり、曰く「次鴨綠水、以奇兵襲大行城、與高麗步騎萬餘戰、斬虜將所夫孫、虜皆震恐、遂傳泊沔城、虜衆三萬來援、擊走之、拔其城」と。之によれば薛萬徹等が所夫孫と會戦したるは大行城といへる處なりしなり、即ち大行城は泊沔城より約四十里を隔てて鴨綠江の下流右岸に在りしものなるべく、隨て舊唐書に所謂「入鴨綠水、百餘里至泊沔城」とあるは蓋し「百餘里至大行城」とあるべきものならん。以上吾人の解釋にして幸に誤なくんば、江口より大行城を経て泊沔城に至るまで百四十餘里なり、今之をかの道里記に見えたる江口より泊沔城までの距離百三十餘里と比較して僅かに十里の差を見るのみ、而も十里は唐代の十里なり、之を我國現今の里數に換算すれば僅々約一里十町のみ、道里記の記事は決して杜撰にはあらざるなり。

(二)新唐書^{卷二}太宗本紀。

以上述ぶる所によりて泊沔城は鴨綠江口より百三四十里上流の右岸に在りしこと殆んど疑を容れず、然れども所謂江口とは今の何れの地點を指すべきか、苟も此地點の明かならざる限りは、泊沔城の位置は精確に決定せられざるなり。而して是れ實に困難なる問題なり、蓋し道里記編纂時代より今に至るまで一千一百餘年を経たり、此間鴨綠江口は多大の變遷を経たるべきこと、今の下流兩岸の地形、並びに江口に存する島嶼の多きを見ても推測に餘あれば、地質學者の精細なる實地研究の結果に由るにあらざらんば、到底當時の江口を決定すべからざればなり。然らば今に於いて吾人は此問題を解決する事全く不可能なりやといふに、必ずしも然らず、賈耽の道里記は此點に於いても吾人に與ふるに有力なる記事を以てするなり。即ち彼は、江口より百三十餘里を溯りて泊沔城に至るべき事を記したる後、又泝流五百里至丸都縣城、故高麗王都といへり。さて丸都は今之輯安縣の西北九十清里板石嶺附近なれば、之より江に沿うて下ること約五百唐里の處に泊沔城を求めざるべからず、吾人は其處に大蒲石河の江に注ぐを見、河口に存する鼓樓子附近を以て之に擬せんと欲す、更に百三四十唐里を下りて達すべ

き江口は、概ね今の安民山安子山等の附近に當るべし。人或は右の推定を以て甚だしき臆斷と爲さんも、決して然らず。抑、賈耽道里記示す所の里程は新舊兩唐書の紀傳の記事と符合すること前述の如きを以て、全然此數字に信賴して丸都の遺址を出發點とし、以て泊沔城の位置を定め、以て當時の江口を推定すること當然の方法なるが如きも、而も里數の計算は旅行者によりて其標準に多少の差あること今猶然り、況んや一千年の昔、邊境の水路を算出したる唐人の記錄に絕對の信用を拂うて、某地の位置を定むるは、決して安全なる方法にはあらず、故に吾人の泊沔城を鼓樓子附近と爲したるも、決して絕對に道里記の里數によりて得たる結論にはあらずして、寧ろ丸都の故址より五百唐里内外の處にある蒲石河の蒲石が其音の甚だしく泊沔と相似たるによりて此く推定せるのみ、^(三)唐代の鴨綠江口を以て今の安民安子等の諸山附近と爲せる所以も亦之と同じく、里程によりて大體上の位置を知り、更に地形上當に此くあるべきものと推測せるに外ならず。然れども蒲石河と名くる河は鼓樓子附近に鴨綠江に會流するもののみならずして、其北方に小蒲石河あり、更に北行すれば、明代に於いて婆猪江、婆猪江、潑猪江、泊珠江、蒲洲江等の名を以て稱せられたる、^(四)修家江、^(五)又倭佳江とも書く、^(六)近あり、是れ亦蒲石と同音異字の名なりと思はるるのみならず、^(七)修家江の一支流にも蒲石河と名くるも

のあるなり。さて此く數多の蒲石河ある中、特に鼓樓子附近にその河口を開ける蒲石河大蒲石河といふの河口を以て泊沟城に比定せし所以如何といふに、若し佟家江口を以て之に擬せんとせば、全然道里記示す所の里程を無視せざるべからず、又其南なる小蒲石河口を以て之に充てんとせば、里程上に不都合あるが上に、其河流が餘りに短小にして、唐代既に其名ありしものとは思はれず。たゞ若し更に其南なる鑿河にして假りに蒲石若くは泊沟に似よりたる名を有したる事ありとし、其河口に近くして且古來交通の要路に當れりと思はるる九連城を以て、泊沟城に擬定せんとする者あらば、此説は稍有力なる反對説なれども、此くては、江を溯ること百三十餘里といふ當時の記録に合はず、假りに唐の中葉以來一千一百餘年の間、鴨綠江口が絶對的に何等の變遷なかりしものとするも、猶ほ道里記等の里程と撞著すべし、即ち九連城より約一百餘唐里にして既に今の大東溝に達す、若し更に三四十唐里を下らば、薪島よりも遙かに南に至るべければなり。^(四)

(二) 道里記編纂の年代は之を詳にするに由なきも、賈耽は西曆七三〇年に生れ八〇五年に歿せる人なり。

(三) 丸都舊名は高句麗後に略して高の舊都なり、其故址久しく學界の疑問たりしが、明治三十八年盛京省輯

安縣舊名洞溝の西北九十清里なる板石嶺に於いて三國魏の正始年間、幽州刺史母丘儉等が建てたる勅功碑の斷片發見せられて以來、丸都城は板石嶺にありしこと明かとなり、何人も之を疑はざるに至れり。

(三) 此蒲石河口は果して舊唐書薛萬徹傳に「其城因山設險阻鴨綠水爲固」とあるが如き要害の地たるや否や、些の疑なきにあらざれども、泊沟城も鴨綠江沿岸に於ける高麗唯一の名城にはあらず、吾人は別に辱夷城大行城等の之と相近く存せしことを知るなり、乃ち泊沟城を以て必ずしも江邊第一の堅城又は防禦陣地と想定するの要なく、所謂因山設險の語も亦支那史家一流の文飾に過ぎずとも言ひ難し。故に假令蒲石河口の地形が尋常平凡のものなりとするも、之に因て直に泊沟城の故址たるを疑ふ能はず。

既に泊沟城の比定を終れる吾人は、直に進んで當面の問題たる婆娑府の研究に移るべきなれども、之に先だち猶一問題の解決を要すべきものあり、即ち前に引用せる道里記に見えたる安平縣の位置に關するもの是なり。賈耽は高麗の泊沟城を以て故安平縣なりと斷言したれども、その果して然るや否や猶疑なき能はず、而して此疑問を解決するにあらずんば、泊沟城の問題は、未だ全く終了したりと言ふべからず。

賈耽の所謂故安平縣とは明かに兩漢魏晉の世に有名なりし西安平を指ししものなり。西安平の位置に就いても古來殆んど定説なし、因つて以下少しく卑見を陳ぶべし。漢書卷二十地理志に遼東郡屬縣の一として西安平を數へ、且つ馬訾水西北入鹽難水、西南至西安平入海と記す。馬訾水は今の鴨綠江、鹽難水は今の佟家江なれば、西安平は鴨綠江の下流に在りしこと先づ疑なし。後漢書の郡國志、三國志の魏志高句麗傳、晉書の地理志等には、西安平に關する記事屢、散見すれども、其位置を推定するの資料としては殆んど用を爲さず。然るに三國志の吳志卷二孫權傳には、孫權が高句麗を招徠せんとし、嘉禾四年西曆二頃使者を派遣せしが、使者は安平に至り、其處に來りて會見せる高句麗の使臣を劫かして、遂に高句麗王宮を屈服せしめ、其獻せる馬を舟に載せて海路建業今南京に歸れる由を記せり。二之によるに、吳使は明かに鴨綠江口より入りて安平に上陸せしなり。さて安平一に安平口といふ、安平口の名は吾人をして安平城が鴨綠江の渡津の一とも、又其支流の河口に位するものとも解せしむ、今第二の解に従つて支流を求むるに、蒲石河、安平河及び靉河あり、安平河の名は人をして直に張目せしめんも、此名は清初の頃より始めて現はれしものなれば、據つて以て安平の位置を定むるに足らず、殊に西安平安平城が東西交通の要衝に當れる事は、後漢の末、帶方縣令が樂浪郡太守の妻

子と共に旅行の途上、此地に於いて高句麗王伯固に攻め殺されし事實を始とし、其明證に乏からず、隨つて南滿洲及び朝鮮の兩方面に起れる強國は常に此地の占領を爭へり、乃ち安平は決して尋常平凡の地たるべからず、必ずや山河の險要を具備したる鴨綠江岸第一の堅城たるを要す、此點に於いて今の蒲石河口、安平河口は共に古の安平城に擬せらるべき資格を有せず、此資格を備へ、且前記の諸條件に適合するもの、獨り靉河口なる九連城あるのみ。是に於いて吾人は古の西安平縣の治所即ち西安平城若くは安平城を以て今の九連城に比定す。杜佑の通典卷一八四東夷高句麗の條に「馬訾水一名鴨綠水、……又西與一水合、即鹽難水也、二水合流、西南至安平城入海」とあるは、漢書地理志の記事が「西安平縣の管内に至りてなるか、西安平縣城即安平城に至りてなるか、其意義頗る曖昧なり」とは異なり、吾人の考定に一層の根據を與ふるものなり。三以上述ぶる所により、吾人は次の結論を得たり、曰く泊汊城は今の鼓樓子附近にして、西安平城は今の九連城なり、賈耽が此兩者を同一地としたるは誤なりと。

(二)嘉禾二年の條に注せる吳書の記事なり。其文に曰く、間一年〇蓋し嘉遣使者謝宏中書陳恂拜宮高〇句麗王恂爲單于、加賜衣服珍寶、恂等到安平口、先遣校尉陳奉、前見宮、而宮受魏幽州刺史諷旨、令吳使自效、奉聞之、到還宮、遣主簿窄、容、帶固等出安平、與宏相見、宏即搏得三十餘人質之、宮於是謝罪、上馬數百匹、宏

乃遣咨固奉詔書賜物歸與宮是時宏船小載馬八十四匹而還。

(三)三國志魏志^{十卷}三東夷傳高句麗の條に「宮死子伯固立順桓之間復犯遼東寇新安居鄉又攻西安平於道上殺帶方令略得樂浪太守妻子」と見え後漢書^{卷百五}東夷傳高句麗の條には「質桓之間復犯遼東西安平殺帶方令掠得樂浪太守妻子」とありて此事件の起りし年代を異にす。三國史記^{卷十}に此事件の始末を略記して以て質帝の本初元年^{四曆一八月}に繫けたり蓋し従ふべし。

(三)從來學者或は西安平を以て今の安東縣に比定すれども安東縣は三十餘年前^{光緒二}年始めて開かれたる新都會にして其地低濕沮洳近代の文明的施設によりて始めて江水の氾濫を支ふるを得るのみ漢代の昔に在りては此地は殆んど常に水底に在りしものと想像せらる。

大清一統志の編者が婆速及び婆娑と泊洵とが一音の轉訛なりと言へるに對しては吾人既に同意を表したり。然れども兩者の位置も亦同一なりとの説に對しては吾人は未だ俄かに賛成するを得ず。順序として先づ金代の婆速府に就きて研究する所あるべし。

金史^{卷二}地理志に婆速府路の略沿革を載せ太宗本紀^{金史卷三}天會二年の條世宗本紀^{同上卷六}大儀衛志^{同上卷四十四}兵志^{同上卷四十七}完顏謀衍傳^{同上卷七十二}等には婆速府又は婆速路の名を以

て屢散見するも婆速府の位置を考ふるに資すべき記事は殆んど絶無なるは遺憾なり。幸にして朝鮮の碩學鄭麟趾等編する所の高麗史あり遼金元三朝と高麗との交渉に關する記事頗る豊富にして支那史籍の缺陷を補ふに足る當面の問題に就いても猶二三の有力なる資料を藏す即ち下の如し。

金の大定十年^{西曆一七〇年}高麗の明宗兄毅宗を廢して自立し度應圭に命じて金の都燕京^{今の北京}に赴き金帝世宗に謁して表を上らしむ世宗之を許さず應圭死を以て争ひ僅かに其回詔を得て歸れり。高麗史此事を記せるの條に次の一節あり曰く應圭入境帝詔婆娑路不納令有司移文詳問^(一)。此時より五十四年前^{西曆一七〇年}金と高麗とは鴨綠江を以て國境と定めき^(二)乃ち茲に「入境」とあるは江を渡れるをいふなり已に江を渡りて直に婆娑路に抑留せられしとある以上は婆娑路は鴨綠江を以て高麗に隣れるの地たりしや疑なし而して婆娑路は金史に所謂婆速府路の略稱なれば吾人は之に由つて其官廳所在地たる婆速府城の位置を考ふるを得るなり。ついで明宗の五年^{西曆一〇七〇年}西京^{今の平壤}の留守趙位龍高麗に叛き翌年北界四十餘城を割くの條件を以て援を金に乞はんとし義州の都領崔敬若を遣はし婆速路總管府に至らしめしが敬若發程して義州の關門に至るや俄かに人に殺されたり^(三)。此事實も亦婆速府が鴨綠江西に位し而も義州^{今同}と相距る

遠からざりし事を示す。其後四十二年を経て高宗の四年に至り、東真國王蒲鮮萬奴の兵屢、鴨綠江邊の地を寇掠したりしが、高麗史の之に關する記事中、九月辛巳、西北面兵馬使報、女真黃旗子軍、自婆速府渡鴨綠江、來屯古義州城^(四)の一節あり。女真黃旗子軍とは萬奴の配下の兵なる事前篇^(五)已に之を言へり。たゞ茲に古義州城とあるは此記事の前後に頻見する義州と如何なる關係あるか明ならねど、特に兩様に書き分けたる以上は、彼と此とは決して同一地點とは認め難し。而も義州の移置については文獻上全く所見なし、想ふに曾て義州城改築の際その位置に多少の移動ありしも、而も同じく今の義州附近の地域内に行はれしを以て敢て移置と言はざりしものならんか。吾人は姑らく此く解釋し、而して此文を見るに、又婆速府と義州とが江を隔てて相隣れるものの如くに推測せざるを得ず。

金代の婆速府に關する高麗史の記事も僅かに上に挙げし所に止まるを以て、吾人は未だ的確に其位置を指示すること能はざれども、元代の婆速府は之を今の九連城若くは其附近の地に擬定して誤なきこと後文説くが如く、而して金代の婆速府も亦同じく然りしものと推定して、毫も金史高麗史等の記事と撞著する所なきが故に、吾人は最後に引用せる高麗史の記事を以て、婆速府即ち九連城附近の結論に到著し得べき資料たるに足るものと認む。

(二) 高麗史 卷九 庚應主傳

(三) 同上 卷十 睿宗世家 十二年三月の條、次節の注(二)に其全文を掲ぐ。

(四) 同上 卷一 趙位寵傳

(五) 同上 卷十二 高宗世家 四年の條

(六) 二四〇頁參看

今や吾人は直ちに元代の婆速府について攷究すべき時なれども、之に先だち一言せんと欲するものあり、即ち金代に於いて婆速府と同じく鴨綠江邊に位し、頗る重要な地位を占めたる大夫營及び之と關連する二三の城砦の位置是なり。

西曆一一一五年金の太祖皇帝の位に即き、精銳を率ゐて頻りに遼の軍を今の長春附近に破る、後二年將を遣はして滿洲南部の經略に従はしむ。金軍先づ開州を占領し、遂に來遠城及び大夫乞打柳白の三營を襲ひ、盡く敵艦を燒く、遼軍の司令官耶律寧は來遠城主常孝孫等と共に、其官民を船百四十艘に分乘せしめ、海に泛んで遁れ去りぬ、而して此戰役の結果、遼は全く鴨綠江下流域を棄つるに至れり^(三)。開州は今の鳳凰城にして來遠城は義州の西南、鴨綠江中の島上に在りしものなり^(三)。而して大夫以下の三營に至り

ては明かに其位置を指示するに由なきも、孰れも皆義州來遠と相近かりしこと疑なく、蓋し江の西岸若くは江中の諸島に在りし城砦なるべし。吾人は此三營の名を遼史に於いて發見せり、即ち同書卷三兵衛志に來遠城宣義軍の管轄する八營を載す、中に太子柳白加陀等あり、加陀は乞打の訛なること明かに、太子は大夫と同一營の名の改まりしか、若しくは文字の誤なるべし、即ち高麗史に見ゆる三營は遼の來遠城所屬の營たりしことを知るべし。殊に吾人をして愉快に堪えざらしむるは、遼の八營中に蒲州營を擧げたること是なり。蒲州が金の婆速、元の婆娑、古くは高句麗の泊灼四と同一音の轉訛たるべきは、修家江の異名に婆猪江あると同時に蒲洲江四あるによりて十分に推測せらる。然らば蒲州營の名は高句麗の泊灼城の名を襲稱せるものなるべきは何人も容易に著想し得る事にて、吾人も之を疑はざれども、其位置も亦同一なりしや否やとの間に對しては確かに一考の餘地あり。吾人の所見を以てすれば、蒲州營は泊灼城と其地を異にせり、即ち決して今の大蒲石河口にありしものにあらずして、大夫柳白乞打の三營と同じく、義州に近き鴨綠江下流域に在りしものなり。蓋し渤海亡びてより以來、鴨綠江の流域は概ね女真人に占據せられ、高麗遼の兩國が此方面の經路に従事したる後も、其得たる所は僅かに今の義州附近を中心として、東は安州、西は鳳凰城附近を經由する交通

路及び其左右の地に過ぎざりしが故に、高麗若くは女真に對する防備として設けられたる遼の來遠城所屬の八營は、靉河の北に連なれる險峻なる波狀の高地を越えて存在せし筈なればなり。果して然らば、大夫營等の三營が來遠城と共に金軍に占領せらるるに當りて、蒲州以下五營の消息について何等傳ふる所なきは、蓋し當時已に廢せられしが故なるべきも、其後約三十年にして今の九連城附近に置かれたる金の婆速統軍司は、其名を遼の蒲州營より得しのみならず、其位置をも同うせるものと推測するは決して不當にあらざるべし。

(二)高麗史卷十睿宗世家十二年の條に曰く、三月……及金兵攻取遼開州、遂襲來遠城及大夫乞打柳白三營、盡燒戰艦、虜守船人、統軍尙書左僕射開國伯耶律寧與來遠城刺史檢校尙書右僕射常孝孫等率其官民載船一百四十艘、出泊江頭、移牒寧德城……以來、遼抱州二城歸于吾、遂泛海而遁、吾兵入其城、收兵仗及錢貨寶物甚多、金緣○高麗將具狀馳奏、王大悅、改抱州爲義州防禦使、以鴨江爲界、置關防、寧德城は東國輿地勝覽卷五義州古跡の條に、寧德鎮在州東南四十里とあるもの即是ならんも、之を今の何地に比定すべきか未だ考なし。遼將敗退に臨みて高麗に來遠抱州の二城を譲り、高麗は抱州を占領して之を義州と改めしこと明なれど、一時たりとも來遠城をも占領し得たりしや否や、大に疑はし、蓋し遼將の宣言は何等効力あるものにあらず、殊に金史卷二地理志の記事によれば、金は直接に遼よ

り來遠城を奪ひたるものと了解せらるればなり。猶次の注(五)を参照すべし。
(三)八頁參看。

(三)遼史^{卷三}地理志に保州宣義軍の所屬として來遠縣を擧ぐ。

(四)東國輿地勝覽^{卷五}義州山川、鴨綠江の條。

(五)渤海亡びし後、鴨綠江流域に於ける高麗遼金三國の勢力の消長を略述すれば次の如し。渤海亡ぶるや、此地方は久しく女真人に占領せられしが、成宗の十二年^{西曆九三三年}遼は兵を出して女真人を破り、鴨綠江より清川江に至るの地を高麗に讓與せり。然るに其後遼は之を悔い、屢、其還附を要求せしが高麗は之に應せず、常に鴨綠江を以て其西境なりと主張せり。此くて今の義州附近に於いて兩國兵を用ゆること稀ならざりしが、睿宗の十年^{一一一一年}には金の太祖は女真人を統一し、翌年鴨綠江流域の征服に著手し、先づ兵を遣はして遼の保州來遠二城を攻めしめ、一年の後遼軍遂に敗退せり。此時高麗は遼よりの讓與を名として保州を占領し、其名を義州と改めしが、金は久しく之を認めず、仁宗の四年^{西曆一一二六年}に至りて、始めて之を許しかば、百餘年來の懸案たる高麗國境問題は是時に至りて落著せり。要するに、三國が鴨綠江地方に争ひたる地域は今の義州を經由する朝鮮滿洲の交通路に當れる部分に限られ、其北方の如きは全く關與せざりしなり。以上の事實は遼史^{卷三}地理志^{卷五}高麗傳^{卷二}太祖本紀^{卷三}高麗傳^{卷三}成宗世家^{卷四}顯宗世家^{卷五}德宗世家^{卷六}靖宗世家^{卷七}文宗世家^{卷十}宣宗世家^{卷四}睿宗世家^{卷五}仁宗世家^{卷九}徐熙傳等に散見す。猶第三編

東京路來遠城の條(二〇五頁參照)

今や吾人は始めて元代の婆娑府に就いて研究すべき時期に到達せり。金代の婆娑府は此時代に入りて訛りて婆娑府と爲れり、其名の少しく訛れるが如くに其位置にも亦多少の變動ありしや否や。

抑、元即ち蒙古が高麗と公然交渉を開始したるは太祖の十三年^{高麗高宗五年}契丹賊掃蕩の口實を以て東真國と同盟して高麗に侵入したる時に在り。翌年江東城陥り、契丹賊の禍亂全く平定せし時、高麗は謝恩の意を表するため、爾後毎年貢物を蒙古に納むる事となりしが、而も高麗より入貢使を出すの要なく、蒙古は特に使者を派して其貢物を受領すべく、而して蒙古の受貢使は婆娑路よりは來る事なく、必ず東真國の地を經由して來るべしと約せり。^(二)然るに其後六年を経て高麗に來れる蒙古の受貢使著古與は約に違ひて婆娑路を経て來りしが、歸途鴨綠江の西に於いて金の元帥于加下の部下に殺されたり。于加下が當時婆娑路の石城附近の馬山に居りし事、及び馬山も石城も共に鴨綠江より遠からざる地なる事は、高麗史に明證あれば、石城は蓋し今の九連城の北約十八清里、鬩河の右岸に近き石城^{一名石頭城}なるべく、隨て當時の所謂婆娑路は九連城附

近の地に外ならざるを知るべし。但し當時金未だ亡びず、高麗史にも婆娑路と言はずして婆速路とあれば、是れ猶金代の婆速路及び婆速府の位置を定めたる前説を補ふに足るのみにて、未だ以て元代の婆娑路及び婆娑府の位置を考ふるに足らず、乃ち吾人は金の亡びし後即ち一二三四年後の事實によりて考證する所あるべし。

(二)二五八頁注(一)参照

(三)高麗史卷百三金希碑傳卷十二高宗世家。

元史の記事によれば、世祖の中統三年一二二六年六月婆娑府屯田軍が鴨綠江の西に移駐して海道防備の任に當り、至元十三年一二二七年靜州義州麟州等今の義州附近の地が婆娑府に隸屬し、至元二十四年九月大霖雨ありて鴨綠江汎濫のため東京路の義州麟州靜州威遠婆娑府等の戸田大に其害を被れりといふ、此等の事實は皆婆娑府が鴨綠江の下流に位し、而も今の義州と甚だ相近かりしことを證せざるはなし。更に高麗史を繙きて同府に關する記事を讀むに、吾人は其位置について一層明確なる智識を得たるを覺ゆるなり。至元六年高麗元宗十年高麗の權臣林衍不軌を謀り、元宗の弟湏を奉じて王位に即かしめ、王に逼りて別宮に遷らしむ、時に世子謹後の忠烈王燕京元の帝都今の北京より還り、婆娑府に至る、

靜州の官奴丁伍字といふもの潜かに鴨綠江を渡りて變を告ぐ、謀大に驚き且悲み、再び帝都に還れり。(四)是れ婆娑府が遼東より高麗に至るの通路に當れるのみならず、鴨綠江の西岸に位して殆んど義州と相對したる處に在りしことを示す。此推測を助くるの資料は、決して少からず、元の英宗の至治二年高麗忠肅王九年西曆一三二二年高麗の使節林仲沆元^(五)に赴かんとして婆娑府に至る、達魯花赤官名驛馬を給することを拒みしにより、遂に入ること能はずして還れり。(五)此事實は明かに婆娑府が高麗國の境なる鴨綠江西の第一驛たることを證するものといふべし。次に吾人は高麗史を措き、更に高麗の鴻儒李穡の詩文を收めたる牧隱集を見る、中に元の順帝至正八年一三四八年忠穆王の命により使節李凌幹の一行に加はりて燕京に赴きし時、沿道の風物感ずるに隨つて作れる所の詩十餘篇を録す、冒頭に「自京師東歸途中作」と題する一篇を置き、以下「北京」遼陽省「崖頭驛」遼陽路「開州站」婆娑府「博川江」等或は地名或は行政区劃名を掲げて各一詩を賦し、最後の詩には「至王京」と題す。さて北京は今の承德府管内なる大名城一名察罕蘇巴爾漢にして、當時正しくは大寧と稱せしもの之を北京といへるは、元初の稱呼に従へるなり、遼陽路はその治所を今の遼陽に有せしもの、開州站は今の鳳凰城にして、博川江は今の朝鮮平安北道なる大寧江(九)に外ならず、乃ち此等十餘篇の詩は作者行吟の順序によりて排列せら

れしものにて婆娑府は開州站の東、博川江の西に在るの地たりしこと、先づ自から察知せらるべし。殊に婆娑府と題する詩の末段に「婆娑居民語音別、咫尺風氣如胡越」とあるは、同府が高麗の國境に接邇しながら、其居民の言語風俗は全く高麗と異なるとの意を表したるものなるが故に、その鴨綠江西岸に在りし事全く疑なし。李穡は其後七年を経て、恭愍王の命によりて元の朝廷に使せる尹之彪の隨員として再び燕京に赴きしが、其時作れる途中の詩は、「金郊途中」^(一)「岳嶺」^(二)「西京」^(三)「安州江」^(四)「義州」の順にて、次に婆娑府と題する詩を録す、その詩の起句に曰く「馳駟中原第一程」と是れ婆娑府が今の義州の對岸に位し鴨綠江西の第一驛たる明證なり。以上の事實は婆娑府が當時遼東より高麗に至る交通路の衝に當りて、而も義州の對岸に位せることを語るものなり。是に於いて吾人は次の如く推定す、曰く元代の婆娑府は今の九連城若くは其附近なりと。

- (一)元史卷五世祖本紀
- (二)同書卷十九地理志、東寧路の條、義州は今の義州、靜州は義州の南なる正州、洞鱗州は更に其南なる鱗山場なるべし、委しくは後文東寧路に關する條を見よ。
- (三)同書卷十世祖本紀、原文に義州を諠州に作る、同音異字なり。
- (四)高麗史卷十六元宗世家、十年六月の條に「壬辰林衍謀不軌、欲行大事、會宰相議侍中李藏用度不能止、以遜

位爲言、乙未衍擢甲率三別抄六番都房詣安慶公、謁第會百官、奉詔爲王、忽風雨暴作、拔木飛瓦、衍使人逼王、還于別宮……秋七月丁卯、世子自燕還、至婆娑府、靜州官奴丁伍字潛渡江、告林衍廢立、世子聞之疑慮、伍字曰、告奏使郭汝弼在靈州、^{○今三橋里}請使人見之、世子使同來、蒙古使者七人執汝弼于靈州、又執防護譯語鄭庇、問知其實、痛哭還入蒙古」とあり。

- (五)同書卷十五忠肅王世家
- (六)牧隱集卷二
- (七)後文大寧路の條參照
- (八)次節開州站の條參看
- (九)博州附近を流るるが故に此別名あり。
- (一〇)其全文次の如し、「我今長吟過遼野、山路縈紆如幾舍、忽此數家雞犬聲、當道誰何皆老兵、鴨綠東岸是吾土、青嶂白波相媚態、東韓仁壽君子國、唐堯戊辰稱始祖、綿歷夏商不純臣、箕子受封師道新、九疇森列照天下、當時親炙如何人、婆娑居民語音別、咫尺風氣如胡越、嗚呼世變日趨末、楊花隨風亂飛雪。」
- 一一)牧隱集卷三
- (一二)其詩次の如し「馳駟中原第一程、滿天雲薄耿明星、長吟豈獨華夷辨、誠意關中夢已醒」

以上論證する所によりて婆娑府の位置は略ぼ確定せりと信ずれども、猶或は之を疑

ふの人あらんことを恐れ、更に一明證を附言して以て最後の斷案と爲すべし。元一統志滿洲源流考に曰く、大蟲江在遼陽路、發源縣東南之龍鳳山分水嶺下、東南流、經廢婆娑府、南流合於鴨綠江と。茲に縣とあるは遼陽縣に外ならず、蓋し遼陽路に屬するもの唯此一縣のみなればなり。而して龍鳳山といひ分水嶺といふもの、之を朝鮮紀事に參照するに、今の連山關と雪裡店との間に在り、果して然らば、龍鳳山は明一統志卷二に「龍鳳山在都司城遼陽東南、大蟲江發源於此」と見え、滿洲源流考卷十に「案鳳凰城西北八十五里有龍鳳臺山」とあるもの即ち是にて、今は龍鳳臺山の名を以て聞ゆるならんも、吾人の見たる地圖には所見なし、恐らく、安奉鐵道に沿へる草河口の西南に在る山なるべし。次に分水嶺は今の草河口と連山關との間に同名の山あれば、概ね其附近なるべし。以上の擬定にして幸に當れりとせば、元一統志に所謂大蟲江は今の草河一名通遼と、草河を合せたる後の靉河とを本流と見做して之を呼びたる名なるべし。草河は今の分水嶺驛の南に近き山より發源し、南流して鳳凰城の西に至り、此處にて東北方より流れ來る靉河に會す、靉河は乃ち東南流し、榆樹溝の東にて二支流に分れ、一支は南流して九連城の東を經、老龍頭の東南にて鴨綠江に入る。元初以來此會合點に多少の異動あるべきこと勿論なれども、元一統志に「所謂經廢婆娑府南流合於鴨綠江」とあると全く符合するによりて

考ふれば、元代の婆娑府が今の九連城たること、最早一點の疑を容るるの餘地なきを知るべし。

元の婆娑府は斷じて今の九連城に外ならず。而して金の婆速府及び遼の蒲州營が、共に今の朝鮮の義州に近き鴨綠江の西岸若くは其附近に在りしと思惟せらるること前述の如しとせば、吾人は此兩者を以て同じく九連城若くは其近傍に在りしものと推定するを以て至當の見解なりと信ず。唯唐代に於ける高麗國の泊汭城が、其名に於いては此三者と頗る相似せるのみならず、寧ろ其起原たりしものと信せらるるに拘らず、其位置は九連城若くは其附近にあらざりしこと已に前に述べたるが如し、想ふに唐末其名の南方に移りしものか。

前にも一言せる如く、婆娑府は行政區劃の名としては至元年間を以て終り、爾後便宜上舊名を存し、最も普通に高麗人の間に行はれたりしが、元亡び、明の世となりて後も、其名猶久しく廢せられず、燃藜室記述卷五睿宗朝文衡の條には、朝鮮の名臣徐居正が明の景泰八年西曆一四一四年世祖即位に隨て北京に赴く途中、鴨綠江を渡りて婆娑堡に宿りし事を記し、成化十七年一四八一年第一回の編纂を終へ、爾後屢増補せられたる東國輿地勝覽の義州山川の條には、鴨綠江外の地として婆娑舖を其中に數へたり、猶博く群籍を涉獵せ

ば、此名が何れの時まで残存せしかを知るを得ん。さて九連城は嘉靖三年^{一五二}以前の築設に係ること疑なければ^二少くとも成化十七年より嘉靖三年まで約四十年間以内に婆娑の名全く廢絶し、同時若くは少しく前後して九連城の名は起りしなるべし。^三

(二)稗官雜記^二卷に嘉靖三年遼東の九連城馬頭山等に居る支那人が鴨綠江沿岸にて朝鮮人と秘密貿易をなせる事を記す。之れ吾人の觸目せる記録中、九連城の名を挙げたる最も古きものなり。

(三)假りに婆娑府と九連城とが全く異名同地なりとせば九連城の名は婆娑の名に代りて直ちに起りしこと勿論なれども、多少其地を異にせしものとせば此兩者は一時併存せしやも知るべからず、故に特に此く言ふ。

(三)九連城の名稱の起源を考ふるに、こは前に言及せる遼の來遠城及び之に屬する八營合せて九城が鴨綠江の島上より其西岸にかけ相連なりて存在せるより、遼時代若くは其後に自から此かる俗名起り、明の世に至りて格段なる一城の名として用ゐらるるに至りしものなるべし。

二 蘇州

三 金州

四 復州

五 海州

元史^{卷百十九}木華黎傳に「丙子^{西曆一二一六年}……扳蘇復海三州」とあり。蘇州は今の盛京省の

金州なり。蘇州とは遼代の名にして、金代には初め復州の一屬縣として化成といひ、後に獨立して金州となりしが、金末には廢せられしものなり。故に茲に蘇州とあるは、遼代の名に由りて之を稱せしものにて、其城は則ち存せしも、行政區劃の名にはあらず。次に復州も海州も共に同じく金代に始まれる名稱にして、元代には行政區劃名にあらず。此記事は金國の猶存せし時の事に係れば、此名を擧ぐるは當然なれども、同じ元史^{卷三}泰定帝本紀に「十一月瀋陽遼陽大寧等路及金復州水、民饑」と見ゆるが、此二州は前代の舊稱を襲ひしものにて、當時の行政區劃名にあらず。海州は今の海城縣にして、金州復州は今猶同名同地なり。^二

(二)一一、四八、四九頁參照。

六 得利羸

明一統志^{卷二}十五遼東都指揮使司古蹟の條に曰く、得利羸城在復州衛東八十里、元季土人築之、以避兵と。復州衛は今の復州なり。里數と名稱とより考ふるに、恐らくは今の得利寺なるべし。

七 宣城

金末、咸平路宣撫使蒲鮮萬奴の今の豆滿江下流域に自立して自ら東真國王と稱する

や、蒙古の將王榮祖は撒里台に副として之が征討に向ひ、先づ蓋州今の蓋平宣城等十餘城を抜き、金の主將葛不哥をして走り死せしめ、ついで石城今の九連城の北、三一五頁に據れる郭琛等を破り、更に進んで萬奴を伐ちて終に之を擒にせり。其顛末は元史卷四十九王榮祖の傳に詳なり。^(二)宣城とは今の何れの地に擬せらるべきものなるか、前賢曾て其説を出さず、乞ふ少しく卑見を陳べん。

^(三)二四五頁注に此文を引用す。

遼東志卷五官師志、國朝名宦の條に方嵩の略傳あり、先づ嵩が吳立と共に蓋州を守りしこと、洪武五年納哈出の來り犯しし時、兩人協力して之を擊退せしことを記し、次に「八年虜復來寇、嵩良佐張良佐乘勝追擊至宣城、杓子河、虜衆大敗、人馬陷溺、死者不可勝計云々」とあり。さて杓子河は遼東志には「在復州城東北二百五十里」といひ、大清一統志には「在鳳凰城西一百十里、源出海城縣東分水嶺、東南流折西會五重河、遂爲羊河、南流至將軍石東、入海」と見ゆ。光緒二十年編纂の奉天全省地輿圖志、岫巖州の圖に哨子河あり、其解說に「哨子河源出本州雲風嶺、東南流八十餘里合清河、又東南流百餘里、合大洋河」とあり、即ち今の哨子河は古の杓子河に外ならざるを知る。吾人は前に引用せる元史王榮祖傳の記事によりて宣城は蓋平と九連城との間に在る事を知り、今又哨子河と遠からざるの地なる

事を明にせり、即ち宣城は今の鳳凰城若くは岫巖に比定せらるべきものなり。但し元代に於いて鳳凰城は遼代の舊名を襲うて常に開州と稱せられしのみならず、宣城と全く別地なりし事は高麗史(五)に明證あり、吾人は是に於いて宣城を以て今の岫巖に比定せんと欲す。岫巖は金の世、秀巖の名を以て蓋州屬縣の一たりしが、元初に廢せられ、爾來明の世を終るまで全く聞えず、清朝に至りて岫巖の名を以て再び著はれたり。^(六)而も此元明時代に於いて宣城と稱する有名なる城邑あり、其位置は蓋平の東、哨子河と遠からざること前述の如きを見ては、吾人は宣城を以て古の秀巖今の岫巖に擬することの決して無稽にあらざるを思ふ。殊に秀巖、岫巖共に其音 Hsiu-yen にして宣の音は Hsuan なり、宣城 Hsuan-cheng は蓋し秀巖城 Hsiu-yen-cheng の轉訛なるべし。但し大清一統志の記事によるに、岫巖に新舊二城あり、舊城は新城即ち今の州城の東十清里一説に四清里に在りといふ、金の秀巖城は所謂舊城たるべきも、宣城の故址は其何れなりしか詳にすべからず。^(七)

^(一)方嵩、全遼志卷四宦業志に房屬に作る、從ふべし。

^(二)納哈出は元の遺臣の名。

^(三)卷一、地理志復州衛山川の條。

^(四)卷三十八、奉天府山川五重河の條。

(五)卷二十三、高宗世家十九年三月の條に曰く、蒙使六人先遣遣通事池義深、錄事洪巨源等、實國驢、寄書于撒禮塔曰、每來文字內所及諸般事、圖踵後回報、又聞淮安公使所蒙手簡、稱備國選揀人戶、赴開州館、及宣城山脚底、住坐種田。竊思、大國所以割與分地、將使吾民耕食、則其義在所欣感、然我國每處人民、牛畜物故損失者、大夥、故這一國區々之地、尙不勝耕墾、忍使鞠爲茂草、況於遼遠大國之境、將部遣甚處人物、使之耕種、耶、力所不堪、理難強勉、惟大度量之。開州館は即ち鳳凰城なること、次項に言ふが如し。

(六)大清一統志^{卷十九}奉天府古蹟の條に曰く、秀巖故城在蓋平縣東本名大寧鎮、金明昌四年升秀巖縣、泰和四年廢爲鎮、貞和四年復爲縣、元廢、明設撫民通判駐此、今爲岫巖、舊志在都司東南三百里、通志今縣東二百四十里、有新秀巖城、其東十里、又有舊秀巖城、舊志新秀巖城地在縣東一百六十八里、舊秀巖城在新城東四里、非今岫巖城地。

(七)前注末段參看。

八 開州

開州の名は遼に始まる、遼史地理志の記事曖昧なるを以て、其位置明ならねど、其名久しく後世まで存したるを以て、今の鳳凰城なる事疑なきに至れり。元史^{卷百四}耶律留哥傳には開州と見え、高麗史^{卷十三}高宗世家及び同書^{卷百三}金就礪傳には開州館同書^{卷三十}一李義傳及び朝鮮紀事には開州站とあり、蓋し明の成化十七年^{西曆一四八一年}鳳凰城を築く

までは開州の名を以て稱せられしものなるべし。

(二)皇明實錄成化十七年六月の條。

九 慶雲

元史^{卷十}世祖本紀に、至元三十年^{西曆一二九三年}正月置遼陽路慶雲至合里賓二十八驛、給牛三十頭、車七輛と見え、同書^{卷十五}仁宗本紀に、延祐二年^{西曆一三二一年}七月發高麗女直漢軍千五百人、於濱州遼河慶雲趙州屯田とあり。慶雲は遼の遼州の屬州なる棋州の屬縣にして、又金の咸平府の屬縣なりしが、元の世には廢せられ、一驛站の名として存せるなり。今開原の西四十清里、亮子河の右岸に近く慶雲堡といふ處あり、即ち古の慶雲なり。

(二)二七頁參照。

十 嘉州寨

至元十五年^{西曆一七八年}高麗の忠烈王は上都に至りて、皇帝世祖に謁し、七月歸途に就き、八月丁丑の日嘉州寨を過ぎしに、會大雨あり、河水増して渡るを得ず、寨人王の一行の爲めに梁を造る、王大に喜び、其吏民に賞與を賜はり、己卯の日、東京陽遂に到着せり。此事實は王の一行が大雨のために渡河に困みたるに拘らず、嘉州寨より二日乃至三日にして遼陽に至りしものなり。因て思ふに増水したる河は即ち渾河にして、嘉州寨は今の長

灘若しくは其附近なるべし。

(二)遼代に嘉州あり、顯州に屬す。然れども茲に所謂嘉州は懿州即ち今の彰武縣より東京即ち今の遼陽に至る道に當れるものなれば、蓋し同名異地ならん。二〇頁參照

二 廣寧府路

金の國勢漸く傾き、滿洲の地大に亂れし時、契丹人耶律留哥は元當時の蒙古の太祖成吉思汗に降りて遼王に封せられ、廣寧より臨潢(三)に至るまでの地方を統べ、自ら臨潢に居りしが、太宗の二年西曆一〇二〇年留哥の子薛閣は廣寧に移り、廣寧府路都元帥府の長官となれり。薛閣の子収國奴、孫古乃相繼いで廣寧府路總管軍民萬戶府の長官たりしが、世祖の至元六年一二六九年廣寧府路廢せられ、廣寧府として東京路に隸屬することとなりしかば、其後何人が此地方の支配者たりしか明かならず。(三)但し至元十五年一二七八年に至り、廣寧府は再び陞されて廣寧府路となり、以て元の世を終れり。是より先き、太宗の八年一一二三年帝の叔父太祖の弟、字魯古帯は廣寧の地に封せられて廣寧王となり、其子孫世、其爵名を襲へり。(三)此年蒙古の皇族にて支那の各地に領土を賜はりしもの十餘人ありしが、此等の領主は

概ね代官として達魯花赤(四)を置くのみにて、其地の租税は朝廷置く所の官吏、即ち各路の官吏之を徵收して達魯花赤に交付するを例とせしもの如く、随つて字魯古帯及び其子孫は必ずしも廣寧に居住せしにはあらず。(五)

(一)臨潢は今の巴林旗内なる博羅和屯又波羅城なり。八一頁參看。

(二)元史卷百四十九耶律留哥傳、及び本書第四篇東真國の疆域(二四三頁)參照。

(三)元史卷百五十七別里古台傳。

(四)元朝は蒙古より起りて遂に支那を征服せるが故に、すべての重要な官衙には支那人の外に蒙古人を任用し、後者を以て長官とせり、是れ清朝が滿洲より起れるが故に、常に滿洲人を重用したると同じ。蒙古の制、各官衙の長官を達魯花赤といふ、蒙古語 Darugachi の音譯にして長官又は知事の義なり。コワレウスキ氏蒙譯佛三國語辭典及び二二二史筋記卷二蒙古官名の條に曰く、達魯花赤掌印辦事之長官、不論職之文武大小、或路或府或州縣皆設此官云々。

(五)元史卷二太宗本紀。

廣寧府路は廣寧府に治す、府は金代以來今の廣寧縣城略して廣寧といふに在り。城の西約十清里に有名なる醫巫閭山あり、その途中に北鎮廟あり、北鎮醫巫閭の神を祭る、結構壯麗なり、元明清三朝の間、特に勅使を派して祭祀を行はしむること殆んど慣例となり、三朝諸

帝勅建の碑現存するもの甚だ多し。

本路に屬するもの二縣あり、閭陽望平即ち是なり。

一 閭陽縣今の閭陽驛

明一統志卷二遼東都指揮使司古蹟の條に「閭陽城在廣寧衛西南五十五里……本朝改驛」とあれば、今の廣寧の西南なる閭陽驛は即ち元明二朝の閭陽ならん。但し金の閭陽縣は少しく之と位置を異にす。^(二)

^(一)二一頁參照。

二 望平縣今の遼中縣の北

金の望平縣と同じく今の遼中縣の北約五十清里なる水泊附近ならん。^(二)たゞ此地は遼河の汎濫區域に當れば、必ずしも前後異動なしとは言ひ難し。同じ明代の地誌によるも、或は之を以て廣寧衛の東北百五十里となし、^(三)或は九十里となす。^(三)

^(一)一三二頁參看。

^(三)明一統志卷二遼東都指揮使司古蹟。

^(三)讀史方輿紀要卷三十七。

至元六年省かれて望平縣に併せられたる鍾秀縣は、即ち遼の顯州の治せる奉先縣なれば、今の廣寧の東約二十五清里に在りしものなり。^(二)

^(二)二〇頁參看。

元史地理志の編者は廣寧府路の條に肇州に關する事實を附記し、其理由を述べて曰く「而大一統志與經世大典皆不載此州、不知其所屬所領之詳、今以廣寧爲乃顏分地、故附注於廣寧府之下、乃顏、字魯古歹之孫也」と。然れども乃顏は字魯古歹の孫にあらずして帖木哥幹赤斤一名幹赤那顏の曾孫なり。元史卷七宗室世系表には誤つて乃顏を以て別里古台即ち字魯古歹の曾孫と爲したるを、地理志には更に誤りて其孫とし、終に廣寧を以て乃顏の分地とせるなり。要するに肇州と廣寧とは何等の緣故もなきものなり、故に茲には言はず、後文開元路について述ぶるの時に讓る。肇州は今の哈爾賓の西南、伯都訥の東南に在りしものなり。

以上述ぶる所によりて本路の疆域を推測するに、今の廣寧縣全境の之に屬せしこと略ぼ疑なきを以て、西は大凌河を以て界とし、南は遼東灣に臨みたり、而して東は遼河の

流域に達せしなるべく、北は最も詳にし難きも、大略彰武縣の南界附近に至りしものならん。

三 大寧路

大寧路は金代の北京路と概ね其疆域を同うす。元初^(二)北京路總管府を置き、興中府及び義瑞、興高、錦利、惠川、建和の十州を領せしが、世祖の中統三年^{西曆一二年}興州及び松山縣を割きて上都路に屬せり。至元二十五年^{八年}一至り北京路を改めて武寧路となし、^(三)それより數年の後、更に大寧路と改めたり。其領する所七縣九州あり。此等の州縣は殆んど皆前代の行政區劃を襲用せるものなるが故に、地名の比定に關する考證は概ね松井氏の「滿洲に於ける遼の疆域」中京道の條^(四)に基づき、茲には其結果のみを記すべし。沿革は元史地理志の記事に據る。

(一)恐らく世祖の即位前なるべし。

(二)元史の地理志には至元七年北京路を大寧路と改むとあれど、世祖本紀には、同八年より二十五年までの間に、北京路の名を見ること前後十六回、而も會て大寧路の名を見ず、殊に二十五年二月の條に

「改北京路爲武平路」とあれば、至元七年に大寧路と改められ、而して後武平路となりしにあらすして、二十五年に北京路より直に武平路に改まりしならん。地理志の記事蓋誤れり。

(三)武平路が大寧路と改まりしは何年の事なるか明ならねど、元史の世祖本紀に大寧路の名を見るは、至元二十九年六月の條に「大寧路惠州連年旱澇云々」^{卷十}とあるを始とすれば、早くも此年に在るべし。但し翌三十年十二月の條に「辛卯武平路達魯花赤塔海言云々」^{卷十}とあれば、必ずしも然りと斷言し難からんか。然れども成宗本紀には絶えて武平路の名を見ず、其大德七年^{西曆一三〇三年}六月の條を始として、爾後すべて大寧路とのみあれば、世祖の末年若くは成宗の初年に大寧路と改まりしこと疑なし。

(四)五三一八〇頁參看。

一 大定縣今の大名城

金の大定府大定縣と同じく、今の承德府建昌縣の西北、老哈河の西なる大名城、一名察罕蘇巴爾漢城なり。中統二年長興縣を省きて本縣に併せ、至元二十九年には大寧縣と改めたり。^(二)

(二)熱河志^{卷六}に曰く、「元一統志謂至元二十九年改大定縣爲大寧縣」と。

二 龍山縣今の喀喇城

今の喀喇沁左翼の西南八清里、大凌河の傍なる喀喇城は即ち其遺址なりといふ。初め大定府に屬し、至元四年轉じて利州に屬せしが、後復た來り屬せしなり。

三 富庶縣今の公營子

今の平泉州の東北に當れる公營子は即ち其遺址なり。至元三年一旦省かれて興中州に入りしが、後復た置かれしものなり。

四 和衆縣今の小城子

今の建昌縣の西北二十五清里なる小城子は即ち其遺址なり。

五 金源縣今の大名城の東

今の朝陽府城の西百清里、大名城の東二百清里にありしものなり。

六 惠和縣今の博羅科

今の建昌縣の北三百四十清里なる博羅科は即ち其故址なり。

七 武平縣今の阜新縣境內

本縣の位置詳ならねど、恐らく今の阜新縣境內に在りしならん。

八 義州今同

今の盛京省錦州府義州なり。

九 興中州今の朝陽

今の朝陽府一名三座塔なり。元初舊に因つて興中府と稱したりしが、後省かれ、至元七年復た置かれしも、降されて州となれり。

十 瑞州今の前屯

今の錦州府前屯は即ち其遺址なり。

十一 高州今の赤峯の東南

金の三韓縣にして今の赤峯縣の東南に在りしものなり。

十二 錦州今同

今の錦州府城即ち是なり。

十三 利州今の古城子

今の建昌縣の東北七十清里なる大城子一名小三座塔は即ち其故址なり。

十四 惠州今の察罕城

遼に惠州あり、惠和縣に治す、即ち今の博羅科なり。金にも一時惠州あり、神山縣に治す、神山縣は遼には澤州の治にして、金には惠州を罷めて後大定府屬縣の一たりき。元

の惠州は遼の惠州と同名異地にして金の神山縣と異名同地なり。大清一統志卷二十八承德府古蹟會州故城の條に「會州故城在平泉州南二十里、本遼澤州地、元改置惠州、後訛爲會州、明初築會州城置衛、永樂初廢、顧祖禹方輿紀要卷十八會州城在大寧衛西南二百四十里、又行二百四十里、卽喜峯口、謂此城也。今其故城高丈餘、周三里有奇、蒙古稱爲察罕城云々」と見ゆ、從ふべし。

(二)會州衛は洪武二十年九月に置かれ、永樂元年に廢せらしこと、明史卷四地理志京師の條に見ゆ。又大寧衛は一に大寧新城ともいひ、洪武二十四年馮勝等の築きしもの、其蒙古名を喀喇城といふこと、大清一統志承德府古蹟の條に詳なり。さて讀史方輿紀要の會州城に關する記事は一統志に引用する所の如くなるが、同書には別に惠州城と題して次の如くいへり、曰く「大寧衛西南二百里。志云、本漢右北平郡土垠縣地、遼置澤州、亦曰廣濟軍、領神仙山、遼史地理志灤河二縣、屬中京路、道之誤、宋宣和四年金取遼中京、遂下澤州是也、金承安中、改置惠州、泰和四年罷、元復置惠州、以附郭神仙縣省入云々」と是に由つて之を觀れば、顧祖禹は會州と惠州とは無關係なるものと思惟せるもの如く、一言之に及ばず、且つ其大寧衛との距離に於いて彼此四十里の差を見るなり。然れども蒙古游牧記卷二喀喇沁右翼旗の條に大寧新城の事を記したる後、二百七十里有舊會州城、周三里餘、四門、蒙古名察罕城、本元惠州城、後譌爲會云々」とあれば、一統志の説は從ふべし。但其里數の區々たる、孰れが正しきか、實

查の上ならでは決し難し。

十五 川州今の黒城子

金の宜民縣にして、今の朝陽の北百六十八清里なる黒城子は卽ち其遺址なるべし。

十六 建州今の黄河灘

今の土默特右翼旗西百七十清里なる黄河灘に一廢城址あり、蒙古名を喀喇城といふ、蓋し古の建州の遺址なり。

以上州縣の比定により、本路の疆域を考ふるに、東は大凌河及び遼東灣に臨み、南は長城に至り、西南は灤河を界とし、西北赤峯縣の南に達し、東北は阜新縣の西なる分水嶺にて限られたりしものなるべし。

(二)中統三年本路より上都路に移屬せる興州は今の承德府灤平縣西南約一清里なる喀喇和屯卽ち黒城に外ならざれば、本路と上都路との境界は灤河なりしこと明かなり。

(三)中統三年本路より上都路に移隸せる松山縣は直に松州と改められしが、此地は概ね今の赤峯縣の南に在りて、當時大寧路の高州と相隣りしものなり。

四 東寧路

至元六年西曆一三〇九年六月高麗の權臣林衍李藏用等其王元宗を廢し王弟淐を奉じて王と爲し自ら政を擅にしたりしが其年十月西北面兵馬使營記官崔坦三和校尉李延齡等林衍を誅するを名として亂を作し忽ちにして西京及び西北部諸城を風靡し勢大に振ふ十一月元の世祖使を遣はして林衍を責めしめし結果元宗は王位に復することを得しも翌年二月崔坦等は西京以下六十城を獻じて蒙古に降り世祖は兵三千を遣りて西京に鎮せしめ詔して西京を東寧府と改め二崔坦を其總管に任じ慈悲嶺を畫して兩國の境界と爲せり。十二年忠烈王元年十二月東寧府は陸されて東寧路と爲り總管府を設け録事司を置きしが二十七年忠烈王十六年高麗の哀請を容れて東寧路を廢し其地を還附せり。此間約そ二十一年高麗國の西北部は全く元帝國の領土たりしなり。

(二)元史の地理志には西京の東寧府と改まりし年次を至元八年とするも其世祖本紀には之を七年正月に繋けたり蓋し従ふべし。高麗史世家には元宗の十一年即ち至元七年の二月の條に此事を記するも詔を出ししは正月にて高麗王の之に接せしは二月に在りしが故に此の如きのみ之を以て

世祖本紀の記事を疑ふべきにあらず。

(三)慈悲嶺は一名岳嶺といひ黃海道瑞興府の西六十里鳳山郡の東六十里に在り。嶺は即ち峠の義にして往時平壤より京城に至るの孔道に當り今は間道として用ゐらる。古來慈悲嶺によりて半島南北の連絡を絶ち又は南北兩國に分たんとしたること稀ならず。今高麗時代に於いて其尤も著名なる事例を挙げんに先づ成宗の十二年西曆一四〇九年契丹の蕭遜寧大軍を率ゐて來り侵し鴨綠清川の二江を渡り將に平壤に迫らんとせし時高麗の大官中平壤以北の地を割きて契丹に與へ黃州より岳嶺に至る間を割して以て國境と爲さん事を建議するものありて成宗も略ほ之に同意せしが大官の一人徐熙といへる人斷乎として此議を不可とし自ら敵の陣營に至り辯舌を以て遂に契丹軍を退却せしめたり。高麗史卷七徐熙傳其後仁宗の十三年一一一五年僧妙清平壤に據つて叛せし時彼は兵を遣はして岳嶺の道を斷たしめ以て高麗の北半を奪はんとせり。高麗史卷百二更に降りて明宗の五年一一八五年平壤の留守趙位寵は前王毅宗を弑したる大官等を誅するを名として兵を擧げ金の援兵を乞うて拒まれ事遂に成らざりしが其時彼は岳嶺以北の地を金に獻じて降服する事を以て條件としたりき。高麗史卷一趙位寵傳此最後の事例は實に岳嶺即ち慈悲嶺を以て境界とするの點に於いてのみならず前後の事情能く崔坦等の元に乞援したる事と相似たり蓋し崔坦の徒或は趙位寵の蹤を學んで而も遂に成功せしものか。

(三)元史地理志に之を十三年に繋けたれども世祖本紀には十二年十二月の事とす蓋し従ふべし。

東寧路の疆域を知らんとせば、先づ崔坦等の蒙古に獻じたる六十城の名稱及び位置を知らざるべからず、而も元史地理志は東寧路に屬するものとしては、東寧府を合せて四十九城を擧ぐるのみ、即ち左の如し。

東寧府(土山縣中和縣鐵化鎮)。都護府。定遠府。郭州。撫州。黃州(安岳三和龍岡咸從江西五縣、長命鎮)。靈州。慈州。嘉州。順州。般州。宿州。德州(江東永清通海順化四縣寧遠柔遠安戎三鎮)。昌州。鐵州(定戎鎮)。秦州。价州。朔州。宣州(寧朔、蓆島二鎮)。成州(樹德鎮)。熙州。孟州(三登縣、椒島、假島、寧德三鎮)。延州(陽巖鎮)。雲州。

此くて他の十一城の名を傳へず。然るに吾人は天下郡國利病書卷十北直十一、東寧路の條に、右の外、鳳州、谷州、博州、渭州、龍州の五州を擧げ、且つ博州の所領として、遼安縣を、昌州の所領としては、安義鎮を擧げれば、今や吾人は新に七城を得、元史所載の四十九城と合せて五十六城となりぬ。吾人は更に四城を補はざるべからず。さて元史地理志に東寧路の沿革を叙したる中に、「至元十三年升東寧路總管府、設錄事司、割靜州、義州、麟州、威遠鎮、隸婆娑府」とあり。既に三州一鎮を割くとある以上は、至元十三年以前には此四城の東寧路に屬したりしこと疑なし。此くて吾人は始めて崔坦等の蒙古に獻じ、蒙古之を許し、稱して東寧府といひ、更に東寧路と名けたる六十城の名稱を知り得たり。

然るに高麗史には單に六十城と言はずして之を「西京五十四城、西海六城」といへり。

西京とは西京の屬する當時の北界を指し、西海とは西海道を意味すべし。然らば前に擧げたる六十城は如何に之を配當すべきか、即ち西海六城とは何ぞや、是れさへ決定せば、他は自ら其所屬を明かにし得べし。西海六城は卑見によれば、鳳州、谷州、遼安、土山の二縣と蓆島及び椒島となるべし。蓆椒二島を以て之を城の數に入るは、稍、穩當を缺くの嫌あれど、利病書には假椒二島を縣と記すれば、之を稱して城といふも何の妨なし。また黃州、安岳縣及び鐵化、長命二鎮を西海道の中に數へずして却て之を西京所屬とするの理由如何といふに、吾人は、此黃州等四城は當時北界に屬したりしものと推測するなり。蓋し高麗史卷五地理志に北界の沿革を述べたる中に、「肅宗七年又稱西北面、後以黃州、安岳、鐵和、長命鎮來屬、辛禱十四年復屬西海道」とあるが、即ち其證據なり。人或は東國輿地勝覽卷四十一に、黃海道の沿革を記し、黃州等四城の西北面移隸の時代を以て、忠烈王四年以後と爲せるを見て、吾人の推測を疑はんも、同書の此記事は、蓋し高麗史地理志の記事中、北界の條と西海道條とを補綴して文を成せるものにして、別に何等の根據あるものにあらず、殊に右の西海道條に、遼安、谷州、般栗の三城が元に沒したる事を記しながら、一言黃州等四城の事に及ばざるは、偶、此四城が東寧府新設以前に北界に移隸し

たりしことを證明するものにあらずや。

(二) 元宗世家、十年十二月の條に曰く、「辛卯、靜州別將康元佐等三人來傳蒙古帝詔曰、諭高麗國龜州都領崔坦等泊西京五十四城、西海六城軍民等云々、同僚津田氏の此問題に關して與へられたる示教を謝す。

(三) 〇上 其後改爲西海道、後遂安谷州般栗等縣、没于元至忠烈王四年、元歸之、後以黃州牧安岳郡鐵和縣長命鎮、移隸西北面、辛禍十四年、還隸本道云々。

(三) 〇上 肅宗七年、又稱西北面、後以黃州安岳鐵和長命鎮來屬、辛禍十四年、復屬西海道云々。

(四) 〇上 後改爲西海道、後遂安谷州般栗等縣、没于元至忠烈王四年、元乃歸之云々。

以上は至元七年二月崔坦等が高麗に叛きて元に降りし時獻したる六十城の名稱に就いて述べたるのみ、之を以て直に東寧路の管下に屬せる州縣の全數と見做すべからず、蓋し吾人は此外に少くとも般栗縣が本路の所領たりし事實を認むるなり。第一に、前に引ける高麗史地理志西海道の條には遂安谷州と共に本縣の元に没したりしことを證する明文あり。第二に、同書^{卷十八}忠烈王世家に、四年七月王が中書省に上れる書中、「西海道般栗縣不曾投拜崔坦、坦等妄稱投拜、爭一十七戶、已受省旨復屬本國、今年三月復爭如前、於一十七戶内、又令餘人圓聚影占管領、是何體例云々」とあれば、縱令高麗にては本縣が崔坦に投拜せざりしものと信じたりとも、苟も坦其人にして投拜せりと稱せる以上

は、元朝にては之を以て東寧路の管下に在るものと認めしなるべし。殊に翌八月高麗は使者を元に遣はし哀請せる結果、終に谷州及び遂安般栗二縣の還附を受けたりとの事實が右の文に續いて明記せらるるに於いては、般栗縣が一時東寧路所領たりしことは斷じて疑を容れず、唯吾人は其來屬の至元七年二月以後に在るべきを信するも、詳かに其年月を知るに由なきのみ。^(二)之を要するに、東寧路の最大疆域は六十一城を包含せしものといふべし。

(二) 前に引用せる忠烈王の上書中の文の前に「西海道内谷州遂安兩城、往年投拜塔察兒大王、大王使吉里歹來點民戶、尋蒙省旨云、諸王投下、不得一面收拾民戶、況高麗附屬國土、不合收拾、崔坦等逐去本國差遣官員、擅自管領、若聽取坦等一面誑辭、似不合理」の文あり。吾人は「諸王……民戶」を以て中書省の訓令の語と認め、之を諸王に降服したる高麗の州縣たりとも、諸王の專斷に其民戶より錢穀を取り立て、或は其人民を使役するを許さずとの意味なりと解し、以下の文を以て般栗縣に關して主張せるものと思惟す。果して然らば谷州及び遂安縣の元に歸附せる事は高麗といへども之を認め、只爭ふ所は般栗一縣なりしなり。人若し此文を以て谷州遂安の二城も尙會て東寧路に入らざりし事の證となさんには甚しき誤といふべし。殊に況んや此二城の東寧路所領たりしことは利病書已に之を明記するをや。

以下、前記の六十一城の位置に就き簡單なる考證を試むべし。

一 東寧府平壤今の

本府は高麗の西京にして今の平壤なること何等考證を要せず。本府は土山中和の二縣及び鐵化鎮を領す。^(一)

^(二)利病書は東寧路の親領として此二縣一鎮を擧ぐ、乃ち之に従ふ。

イ 土山縣今の祥原

東國輿地勝覽(一)によるに、今の平安南道祥原郡は土山縣の故址なり。

^(二)以下主として同書の記事によりて比定すべし。特に説明を要するものの外は一々之を附記せず。

ロ 中和縣今同

本縣は今の平安南道中和郡なり。

ハ 鐵化鎮今黃州西三十里

勝覽卷四十一黃州古跡の條に「高麗時鐵島人出陸、寓居州西三十里、忠肅王稱鐵和、陸爲縣置監務」とあり。大東輿地圖にも其名見ゆ。蓋し鐵和は即ち鐵化の訛れるものにて、忠肅王以前に早く其名の存したるものならん。

二 都護府今の安州

元史地理志に都護府と題して「自唐之季、地入高麗、置府州縣鎮六十餘城、此爲都護府、雖仍唐舊名、而無都護府之實。至元六年李延齡等以其地來歸、後城治廢毀、僅存其名、屬東寧路」とあれど、此文尤も據るに足らず。唐季未だ高麗なし、府州縣鎮六十餘城を以て都護府と爲すといふが如き、其城數甚だ疑はし。要するに、東寧路管下の六十餘城中、高麗時代に於いて都護府の名を有せるもの安北、定遠の二あるのみ、而も定遠は一時然りしのみ、久しく其名を有せしもの唯一の安北大都護府ありしのみ。安北大都護府は二十五州六縣十二鎮を有せるもの、即ち北界諸城中、西京に直屬せる四縣の外は悉く之に屬せり。^(一)元史の特に都護府に關して其沿革を記し、定遠府、郭州、撫州等の諸州縣鎮の名を其後に列記したるは、偶然にあらず。果して吾人の所見の如しとせば、所謂都護府は今の平安南道安州に比定すべきものなり。當時「城治廢毀、僅存其名」といひ、高麗史地理志に「高宗四十三年避蒙兵入昌麟島、後出陸云々」といひ、島は今の瓮津縣の南なる海中にあれば、府民は一時茲に移り居りしならんも、元宗二年頃には他の諸州と同じく出陸して舊治に歸りしものと考へらる。但し安北若くは都護府の名を以て存せしなるべし、附圖に安州と記せしは誤なりき。

三 定遠府今の龜城

^(二)高麗史卷五十八地理志北界の條による。但し此の如きは高宗の晩年までの制なるべし。

定遠府は今の平安北道龜城郡なり。高麗の初、龜州といひ、高宗十八年大都護府に陞され、後、都護府と爲り、又定州牧と改められ、後、州治を今の定州の東南に移せり。^(一)州治南遷の年代明かならねど、東寧路時代には猶定遠府の名を以て今の龜城に治せし事は、明一統志^{卷八十九朝鮮}に「屈巖山在定遠府城東、屬東寧路」といへる。屈巖山が、東國輿地勝覽^{五卷}三十龜城府山川の條に「窟菴山在府東北三十九里」とある。窟菴山に外ならざるに因りて知らる。^{附圖に之を定州の東に表出したるは誤なりき。}

(二)定州治は最初に今の龜城に在りしを、次に今の定州治の東三十里、第三回に今の定州治の南十五里、第四回に今の治所たる新安驛に移れるなり。輿地勝覽^{卷五}定州牧建置沿革同山川の馬山驛院の新安驛、古跡の隨川廢縣、古定州城等の條を參看せよ。

四 郭州^{今の郭山}

郭州は今の平安北道郭山郡なり。

五 撫州^{今の寧邊の西か}

本州の位置詳ならず。勝覽によれば、古撫州は今の平安北道寧邊府の北二十五里に在りといひ、輿地圖には同府の西約二十五里の處に撫山の名を標出す。撫山とは朝鮮の太宗十三年に撫州の改まりし名なり。さて高麗史地理志撫州の條に「元宗二年出陸、

處渭州古城、屬嘉州」とあれば、此時渭州は已に舊治を去りて別地に移り、その古城は新に撫州の治所となりしなり、即ち撫州の入島前と出陸後とは其治所を異にせしなり。因て想ふに勝覽に所謂古撫州は舊治にして輿地圖に所謂撫山は其新治にあらざるか。果して然らば東寧路時代に於ける撫州は寧ろ今の寧邊府の西約二十五里に在りしもの如し。猶後文渭州の條を參照せよ。

六 黃州^{今の同}

黃州は今の黃海道黃州なり。當時安岳、三和、龍岡、咸從、江西の五縣と長命鎮とを領せり。

イ 安岳縣^{今の同}

今の黃海道安岳郡即ち其故址なり。

ロ 三和縣^{今の三和の北}

今の平安南道三和縣の北一里に古城址あり、即ち是なり。

ハ 龍岡縣^{今の同}

今の平安南道龍岡縣即ち其故址なり。

ニ 咸從縣^{今の同}

第五篇 滿洲に於ける元の疆域

今の平安南道咸從縣即ち其故址なり。

ホ 江西縣今同

今の平安南道江西縣即ち是なり。

ヘ 長命鎮今の長連

利病書に長命縣に作る。今の黃海道長連縣即ち其故址なり。

七 靈州今の義州の南

今の平安北道義州の南五十五里に在り。輿地圖に之を今の三橋里附近に充てたり、姑く之に従ふ。

八 慈州今の慈山

今の平安北道慈山郡即ち其故址なり。

九 嘉州今の嘉山

今の平安北道嘉山郡即ち古の嘉州城なり。

十 順州今の徳川の南

順州の位置未だ詳ならず。勝覽の順川郡古跡の條には「古邑城在郡東一百五里」と見え、价川郡山川の條には「順川江在郡南三十里、歴順川古墟、故名」とあり。さて順州の古名

を靜戎といひ、今大同江の上流を靜戎江といふ、而して大東輿地圖に徳川郡の南靜戎江の北岸に古城山あり、其南岸に古邑及び古城川あり、略ぼ北倉と名くる地の附近に當る、所謂古邑は即ち順州の遺址なるべし。

(二)順州を順川と改めしは、朝鮮太宗の十三年に在り、然るに徳川郡の南を流るる大同江の上流をば順川の故墟なるが故に順川江と名くとある以上は、順州が順川と改まりし後も、暫らくは舊治に居り、其後に至りて今の地に移治せしものなるべし。

十一 殷州今の殷山

今の平安南道殷山郡即ち是なり。

十二 宿州今の肅川

高麗に肅州あり、宿は蓋し肅の訛ならん。果して然らば今の平安南道肅川郡即ち是なるべし。

十三 徳州今の徳川

徳州は今の平安南道德川郡なり。但し勝覽に「元宗元年避蒙兵入于安州之蘆島、後凡五遷、至忠烈王六年、復舊地、屬于成州」とあれば、東寧路時代の前半期には今の安州附近に移りしを始めとし、屢、其治所を移ししなり。蘆島は今の清川江口に在る葦島なるべし。

葦島は安州の西約五十韓里に在り。本州は江東永清通海順化の四縣、寧遠柔遠安戎の三鎮を領せり。

(二)此等七城の位置次の如くなれば、元史の記事は忠烈王六年以前の状態を示せるものの如くにも見ゆれど、必ずしも然らず。蓋し本路の行政區劃は決して土地の遠近をのみ標準としたるにあらざること、他の例にて明なればなり。

イ 江東縣 今の江東

今の平安南道江東縣の西二十二里、西江の東岸に在りといふ。西江は大同江の上流にして能成江と合して大同江となる。今江の東に近く江東と名くる地あり、蓋し江東城の遺跡ならん。

ロ 永清縣 今の永清

今の平安南道永柔縣は即ち其故址なり。

ハ 通海縣 今の永柔の北

今の永柔縣の北三十里に在りしといふ。其地點明ならねど、蓋し海岸に近かりしならん。

ニ 順化縣 今の順安の西南

古の順和縣の和を化に訛りしこと、前に言へる鐵和鎮の和が化に訛りて鐵化鎮となれると同じかるべし。果して然らば今の順安縣の西南六十里に在りしものなり。但し其地點詳ならず。

ホ 寧遠鎮 今の永柔の西北

今の永柔縣の西北四十里に在り。但し其地點を詳にせず。

ヘ 柔遠鎮 今の永柔の北

今の永柔縣の北三十五里に在り。但し其地點未だ詳ならず。

ト 安戎鎮 今の安戎營倉

今の安州の西六十里の海邊に在り。今の地圖に安戎營倉とあるもの即ち其遺址なるべし。

十四 昌州 今の昌城の東

今の平安北道昌城郡の東一百五十里に在りしものなり。其地點詳ならねど城内に大川ありといへば、蓋し大寧江の上流に跨りて存せしものならん。高宗の十八年南方に移り、元宗の二年今の郭州附近に移り居たりしこと疑なきも、東寧路時代にも同處に治せしか、又舊治に復へりしか、明ならず。附圖には姑らく舊治を標出す。但し餘りに北に

本州は安義鎮を領せり。^(三)

(二)高麗史地理志北界昌州の條に「高宗十八年被蒙兵城邑丘墟」といひ隨州の條には「高宗十八年陷昌州州人入于紫燕島〇仁川西元宗二年出陸寓于郭州海濱以州人失土割郭州東十六村及郭州所屬安義鎮以與之稱知隨州事仍兼郭州云々」とあり。又同書高宗世家三十七年の條に「三月北界昌州請入近地許之移于安岳縣」と見ゆ。即ち本州は北方の舊治を離れし後或は紫燕島或は安岳或は郭州に遷りしことを知るべし。

(三)其領鎮が郭州附近にありたればとて東寧路時代の昌州が依然郭州附近に治せしものとは斷言し難し。蓋し當時各州の所領は必ずしも皆州治に近からざりしを以てなり。

イ 安義鎮 今の郭山附近

今の平安北道龜城府南一百七十里に在り、又郭州に屬すといへば、今の郭山附近なるべし。

(二)前項の注(一)に引ける地理志の記事を見よ。

十五 鐵州 今の鐵山

今の平安北道鐵山郡北三十五里に在りといへば、今の車輦館附近ならんか。本州は定戎鎮を領す。

イ 定戎鎮 今の義州の東

今の義州の東八十里に在りといふも、其地點詳ならず。

十六 秦州 今の秦川の東

今の平安北道秦川縣の東十五里に在りき。

十七 价州 今の价川

今の平安北道价川郡なるべし。但し价川郡の古名なる朝陽鎮城址は郡の西南三十里に在りといへば、价州城も同地に在りしかとも思はるれど、价州の名が朝鮮太宗の十三年に今名に改まれる時、其治所を移したるの跡なし。因つて朝陽鎮が高宗の二年に連州となり、四年に翼州と改まり、後又价州となれる間に、今の价川郡治に移りしものと推測す。

十八 朔州 今の朔州の南

今の平安北道朔州南六十五里に在りといふ。其地點明かならねど、今の大關といふ地の附近ならん。

十九 宣州 今の宣川の北

今の平安北道宣川郡の北六十二里に在りといへば、今の龜城より正西に向つて義州

に至る道に當れるものなるべし。附圖には誤つて今の宣川郡治に充てたり。本州は寧朔・蓆島の二鎮を領す。

イ 寧朔鎮今の義州の東

今の義州の東一百二十里に在りといふ。但し輿地圖に之を鐵山郡の南宣沙浦の北に記入し、今の地圖には義州の東約六十里の處に寧朔と名くる地を表出す。宣州の位置よりいへば、最後のもの尤も適當なるに似たり。

□ 蓆島鎮今の蓆島

今の黃海道豊川郡の北三十里の海中に在る蓆島ならん。

二十 成州今の成川

今の平安南道成川郡なり。本州は樹德鎮を領す。

イ 樹德鎮今の陽徳の西

今の陽徳縣の西七十里に在りしといへば、陽徳と成川との中間なる或地點なるべし。今の破邑長墟などの内ならん。

廿一 熙州今の熙川

今の平安北道熙川郡なり。但し高宗三十七年三月以前に威州は殷栗縣に移れるよし高麗史十二卷世家に見ゆ、威州は熙州の舊名なり。東寧路時代には果して舊地に在り

しや否や、之を詳にするに由なし。姑く今の熙川に比定す。

廿二 孟州今の孟山の東

高麗史地理志に「孟州孟一作猛一本高麗鐵瓮縣、顯宗十年稱孟州防禦使、高宗十八年避蒙兵入海島、四十四年併于殷州、元宗二年出陸爲安州屬縣、恭讓王析置縣令」と見ゆ。さて勝覽五卷五十孟山縣古跡の條には「鐵瓮城在縣東三十里、今屬咸鏡道永興府」とあれば、東寧路時代の孟州も蓋し同地に治せしなるべし。本州は三登縣及び椒島・椒島寧徳の三鎮を領す。

(一)勝覽卷四永興府古跡の條にも「鐵瓮城在府西二百十里、土築、本在平安道孟山縣界、移于府、今廢」と見ゆ。

(二)同上卷五安州古跡の條に「孟州在州東十五里、孟山爲本州屬縣時治所とあり。此文中孟山の二字は上文につくか、下文につくか、曖昧なり。上文につくとせば、孟山は今の地名、下文につくとせば、孟山は當時の縣名の如くにも解せらる。孰れにしても此文によれば、元宗二年には孟州は降されて縣となり、安州に屬したると同時に、今の安州附近に移りしものなり。然れども東寧路時代に至りては、孟州は安州には關係なき獨立の一州たりしのみならず、一縣三鎮を領せしものなり。此時に當りて猶安州の東に居りしや否や、全く明證なきも、徳州が舊地に復したる例より推測して、本州も亦舊治若しくは今の孟山縣治に移りしものとするを穩當なる見解なりと信ず。たゞ州治と其所領の縣鎮とが相距ること益、遠きを致すを見て、卑説を疑ふものあらんも、此點については五十歩百

歩なり。寧徳鎮が本州に属せるが如きば、孰れにしても了解し難し、而も文献備はらざれば、又如何とも爲す能はず、姑らく如上の推定によりて之を附圖に記入す。

イ 三登縣 今の同

今の平安南道三登縣に同じ。

ロ 椒島鎮 今の椒島

今の黃海道豊川郡の西四十里の海中にある同名の島なり。利病書には椒島縣に作る。或は後に縣を置きしものか。

ハ 椴島鎮 今の椴島

今の平安南道三和縣南五十里の海中にある同名の島なり。利病書に椴島縣に作る。

ニ 寧徳鎮 今の義州の東南

今の義州の東南四十里に在りといへど、其地點詳ならず。

廿三 延州 今の雲山の東か

延州の位置詳ならず。勝覽に、延州が高麗末に延山府と改まり、朝鮮世宗の十一年に撫山と合して寧邊府となりしことを記し、寧邊府古跡の條に「古延山在府南三十里」とあれば、延州は今の寧邊の南に在りしが如きも、雲山郡古跡の條には「古延州在郡東四十里、

本高麗延州本朝合于寧邊府」とあれば、今の寧邊及び雲山の東に在りしものなり。今姑らく後説に従ふ。本州は陽巖鎮を領す。

イ 陽巖鎮 今の陽徳の西

今の平安南道陽徳縣の西四里にあり。但し延州を去ること遠きに過ぐるの嫌あり。

廿四 雲州 今の雲山か

勝覽の記事によるに、高宗十八年蒙兵を避けて海島に入り、元宗二年出陸して嘉山西村に寓し、延山府に隸し、恭愍王二年に復た郡となれり。即ち東寧路時代にも嘉山府附近に在りしが如くにも考へらるれど、又舊治即ち今の雲山郡に居りしとも思はる。地圖には姑らく雲山を以て之に充てたり。

(一)他の例より推測するに二は二十の誤なるべし。

(二)勝覽雲山郡古跡の條に「古雲山在嘉山郡西四十里、去本郡二日程、即出陸初寓之處」とあり。

廿五 鳳州 今の鳳山の南

今の黃海道鳳山郡の南十四里を以て其故址とす。

廿六 谷州 今の谷山

今の黃海道谷山郡を其遺址とす。

廿七 博州今の博川附近

今の平安北道博川郡なるべし。但し博州の古名博陵郡と同地に治したりしものとせば、今の郡治の南十里を以て其遺址とすべし。本州は遂安縣を領せり。

イ 遂安縣今同

今の黃海道遂安郡は即その故地なり。たゞ博州を距ること餘りに遠きを怪む。

廿八 渭州今寧邊の西北

高麗史地理志撫州の條に「元宗二年出陸、處渭州古城、屬嘉州」と見え、又嘉州の條には「元宗二年出陸、以泰博、撫渭州等皆屬本郡、爲五城兼官、後析置泰撫渭三州云々」とあり。是れ當時渭州の外に渭州古城ありし事をいふものにて、換言すれば渭州の治所が移りし事を證するものなり。然らば勝覽卷十四寧邊府古跡の條に「古渭州在府西四十里」といふもの、當時の新古二城の何れを指ししか明かならねど、已に前文撫州の條に一言せる如く、撫州の新治を所謂渭州古城に充つるを穩當とするが故に、少くも元宗二年に於ける渭州城は今の寧邊府西北四十里に在りしものと推定す。猶撫州の條を參照すべし。

廿九 龍州

今の平安北道龍川郡の西二十里に在りといへど、其地點詳ならず。

三十 義州

今の平安北道義州と同じ。

卅一 靜州

今の義州の南二十五里にありといふ。其距離と名稱とより考ふるに、今の正州洞と名くる地は古の靜州の遺址なるべし。

卅二 麟州

今の義州の南三十五里に在り、朝鮮の初廢せられ、世宗の時、ここに麟山鎮を置けり。蓋し今の新義州の東なる麟山場は即ち其遺址なり。

卅三 威遠鎮

今の義州の南二十五里に在りといへど、其地點明かならず。

卅四 般栗縣

今の黃海道般栗縣即ち是なり。

以上府州縣鎮凡六十一城の比定を終りたる吾人は、今や進んで東寧路疆域の一斑を劃定すべき順序となれり。然れども之れ實に困難なり、何となれば、元は東寧路設置以

前屢、高麗の侵略を行ひたるが、其都度北界諸城は最も災害を被り、住民の南方に移住せしもの甚だ多く、甚しきに至りては、州縣官衙の南遷するものさへありき。高麗史地理志によれば、孟博、泰撫、雲郭、嘉宣、昌の九州は高宗の十八年蒙兵を避けて海島に入り、元宗二年に至りて出陸し、德殷の二州も亦皆一時海島に入り、後、出陸せりといふ。但し其避難せしは住民の一部なりしか、州治及州民の全部なりしか、記事簡にして之を知るに由なきも、恐らくは各州必ずしも同じからざるべく、又出陸の後、某州は某州に屬し、某地に寓すといふも、州治の舊に復せしや否やを詳にせず。昌孟雲三州の如きは、其州治の比較的久しく南方に在りしこと疑なきに似たるも、其他に至りては州治の異動概ね明かならず。高麗史地理志及び勝覽は元宗二年乃至恭愍王二十年に於ける各州の沿革を記さざるを以て、吾人に取りて最も緊要なる東寧路時代及び之に接近せる時代の沿革を知ること能はず。故に元宗の初世に某州に屬し、恭愍王の晩年に至りて獨立の州郡となるとのみ記されしものの中にも、東寧路時代には明かに一個獨立の州として存せしもの少からず、例へば博泰、雲撫、郭殷、孟等諸州の如し。就中、博孟二州の如きは一城乃至數城を領し、又一たび紫燕島に移り、尋で安岳郡に移り、更に郭山附近に移れる昌州の如きさへ、猶一城を領せるを見る、而して其領する所必ずしも州治と相近からず、甚だし

きは他州を越えて各地に散在せるものあり。此の如きは行政區劃としては極めて不自然にして、到底常識を以て之を解すべからず、蓋し是れ高麗史勝覽等の記事完からざるか、元史の記事に誤謬あるか、二者必ず其一に居るべし。兎に角、吾人は東寧路管下の諸城の位置を推定するに當りて、往々亡羊の嘆なき能はざるなり。

然れども高麗史に高宗の晩年、北界諸城悉く空虚となれるが如く記したるは誇張の筆に過ぎず。^(二) 假りに事實に近きものとしても、此かる状態は一時に限られしものにして、東寧路時代に於いては之を見ることなかりしなり。蓋し定遠府、宣州、泰州、博州、渭州、撫州、順州等北界諸州の大半が舊治若しくは其附近に居りしを以てなり。又縦令昌州、孟州、熙州等が一時東方若しくは南方の海濱に移治したりしにもせよ、東寧路時代に於いても、尙依然たりしや否やに就いては文獻上何等の明證なし、殊に德州は此時代の中頃に至りて舊地に復し、定遠府以下前記の諸州は概ね皆舊治に居りし事實より推測するに、昌孟熙の三州と雖も、亦舊治に還りしやも知るべからず、少なくとも、三州の舊治附近の地が全く人烟を絶ちたりしとは思惟すること能はざるなり。以上の理由により吾人は北界諸城は大體に於いて其舊治を保ちたりしものと推測して、東寧路の北境を劃せんとす。是に於いて吾人は遼金時代の高麗の北境^(三)を想起せざるを得ず、乃ち之を

參考して東寧路所屬の諸州縣を包容する一線を劃せり。此一線たるや、固より毫厘の移動を許さざる底のものにあらず、唯大體に於いて東寧路設置以前の高麗の北境、東寧路時代に於ける同路と開元路との境界の那邊に在りしかを示すに足るのみ。北境已に定まらば、東南兩境の如きは則ち易々たり。平安南道の陽德縣附近は本路の所領たるが故に、此方面は同道の東境を以て限とすべく、谷山郡の本路に入りしこと疑なき以上は、此處は常に黃海道の東端に達せしものなり。而して南境の諸州縣の位置については疑を挟むべきものなきを以て、吾人は殷栗縣と豐州との間を起點とし、東に向つて鳳山、瑞當二郡の間なる慈悲嶺を通過し、遼安郡の南を経て江原道の西北境に達する一線を以て、本路と高麗國との境界と爲すなり。

(一)高宗世家三十五年の條に「三月命北界兵馬使盧演、盡徙北界諸城民入保海島」といひ、同三十七年の條に「三月北界昌州請入近地、許之、移于安岳縣。先是咸州○熙州亦遷于殷栗縣。自此北界州民皆內徙西京畿內及西海道」とあり。

(二)熙州の南移につきては前の注を見よ。

(三)一七六一一七九頁參照。

附錄

元末明初に所謂東寧府に就きて

至元六年元の世祖は高麗の西北部六十城を割取し、翌七年西京を改めて東寧府と名け、以て朝鮮半島に於ける新領土の首府と爲ししが、二十七年忠烈王十六年三月に至りて全く之を還附せること既に述べたる所の如し。東寧府の廢せらるるや、高麗は直に西京の名を復し、西京留守官を置き、恭愍王十八年明太祖洪武八年萬戶府を設け、後改めて平壤府と稱せり。東寧府の建置沿革は此の如くに明白にして、忠烈王十六年西曆一〇二一年に撤廢せられしこと一點の疑を容れざるに拘らず、吾人は高麗史世家を讀んで、恭愍王十八年六一三年十一月の條に(一)至り、突如として、又遣元帥將擊東寧府以絶北元(二)の文に接せし時には先づ驚異の眼を張らざるを得ざりき。然れども平壤は既に久しく高麗の有たり、而して北元は即ち明の太祖に逐はれて長城以北に退きたる元の餘黨を指すに外ならず、乃ち其名均しく東寧府といふと雖も、其地を異にするや言を俟たず。前の東寧府は今の朝

鮮の平壤なり、後の東寧府は果して之を那邊に擬定すべきか。

(二)高麗史^{卷四}

十一

(三)恭愍王十七年八月明軍元の大都^{今の北京}を陥れ、順帝北に奔り、元遂に亡ぶ。元亡ぶといふは、其支那の地を失ひたるの謂のみ、長城以北猶久しく明に入らず、西喇木倫以南は一時期に屬したりしも、元室の裔は明の世を終るまで漠の南北を占めて可汗の號を有せり。ここに北元といふは、支那を明に奪はれし後の元の領域若しくは其餘黨を指す。

高麗史恭愍王世家は直に前文を承けて東寧府征伐の顛末を記すること甚だ詳なり。今其要點を略記せんに、恭愍王十九年正月甲午の日高麗の東北面元帥李成桂^{朝鮮の太祖}は騎兵五千歩兵一萬を率ゐる東北面より出でて黃草雪寒の二嶺を踰え、甲辰の日鴨綠江を渡る。東寧府同知李吾魯帖木兒之を聞き、移りて于羅山城を保ち、險に據つて以て防がんとす。成桂也頓村に至るや、吾魯帖木兒來りて戰を挑みしも、俄にして出でて降り、高安慰代つて防戰頗る力む、而も遂に敵する能はず、妻孥を棄てて遁る、于羅城遂に陥り、諸城風を望んで皆降る。是に於いて東は皇城に至り、北は東寧府に至り、西は海に至り、南は鴨綠江に至るの地悉く定まると^(二)。李成桂は東北面の首府咸興を出發し、西北に向て

黃草雪寒の二嶺を踰え、鴨綠江を渡り、而して後進んで于羅山城を占領せしなり。雪寒嶺の位置詳ならねど、其平威二道の分水嶺中の峠の名たること疑なければ、恐らく今の牙得嶺なるべく、隨つて高麗軍は今の滿浦鎮附近にて鴨綠江を渡りしものなるべし。さて于羅山城の位置に就いては龍飛御天歌に「自平安道理山郡央土里口子、北渡鴨綠婆猪二江、至兀刺山城、在大野之中、四面壁立高絕、唯西可上、距理山郡二百七十里」とも、平安道渭原郡西越江三十里、有一洞、洞内平行、名曰也頓村、北距兀刺城一日程^(三)ともあり。茲に所謂兀刺は于羅と同音異譯なるは勿論とし、理山即ち今の楚山及渭原よりの距離と、大野の中に在る要害の地たりとの記事とに基づき、此山城を求むるに、大略今の懷仁縣城若くは其附近に在りしものなるべし^(四)。然れども于羅は東寧府の管下なる一城にして東寧府その者にはあらず、東寧府の何れの地に在りしかは未だ全く知られざるなり。唯前記の文の末尾に于羅占領の結果として「東至皇城、北至東寧府、西至海、南至鴨綠、爲之一空」といへるは注意すべきものなり。茲に皇城とあるは、固より北元又は高麗の帝都を指せるにはあらず、龍飛御天歌に「平安道江界府の西、江を越ゆれば大野の中に古城あり、大金皇帝の城と傳へらる、城北七里に碑あり」と記し、東國輿地勝覽には滿浦を去ること三十里の處に皇城坪^{坪は朝鮮語あり、義あり}に村あり、金國の都にして、皇帝墓、皇后墓、皇子墓と稱するもの

ありと見ゆれど、^(六)金の國都も帝陵も固より此かる地方に在るべき筈なく、二書傳ふる所全然俗説にして信するに足らず。然れども今の輯安縣舊名洞溝附近は高句麗の舊都なる丸都城の遺址にして有名なる好太王碑も現存し、古墳の數も無數なりと聞けば、御天歌編纂の以前に此地の土人の間に此かる附會の説傳はり、皇城の名も起りしなるべし、兎に角、皇城とは今の輯安縣附近を指せる事斷じて疑なく、高麗史に之を以て于羅の東に在りとせるは當れり。但し、鴨綠江を于羅の南とし、海を其西としたるは正しからず、蓋し時人の方角を誤れるなり、随つて于羅の北に在りとせらるる東寧府は實は其西に在りしものならざるべからず、換言すれば東寧府は當に今の懷仁の西方に於いて之を求むべきなり。

(二)高麗史卷四十二恭愍王世家十九年の條に曰く、春正月甲午彗星見東北方。我太祖○李成桂以騎兵五千步兵一萬、自東北面踰黃草嶺、行六百餘里至雪寒嶺、又行七百餘里、甲辰渡鴨綠江。……時東寧府同知李吾魯帖木兒聞太祖來、移保于羅山城、欲據險以拒太祖、至也頓村、吾魯帖木兒來挑戰、俄而棄甲、再拜曰、吾先木高麗人、願爲臣僕、率三百餘戶降。吾魯帖木兒後改名原景、其酋高安慰帥麾下嬰城拒守、我師圍之。……安慰棄妻孥、縋城、夜遁、明日頭目二十餘人率其衆出降、諸城望風皆降、得戶凡萬餘、以所獲牛二千餘頭、馬數百餘匹、悉還其主、北人大悅、歸者如市、東至皇城、北至東寧府、西至于海、南至鴨綠、爲之一空。

(三)龍飛御天歌卷五にも高麗史と同様の記事あり、前者は後者に比すれば稍、省略の跡を見るも、而も脚注を有して大に吾人を益す、于羅の位置に關するものの如きは其一例なり。

(三)此遠征より二年後、恭愍王は兵を遣はして五老山城を伐たしめ、遂に之を占領して、元の樞密院副使哈刺不花を虜にせること、高麗史卷十三に見ゆ。吾老は于羅兀刺等と同じく一音の轉にして又同一の山城なるべし。

(四)西征錄に朝鮮王世宗の建州女直征伐に關する記事あり、殊に婆猪江に據れる李滿住の動靜に就いて詳細なる報告を收む。中に兀刺山城の位置を髣髴せしむるに足る記事あれど不幸にして此地方の地形を詳にすべき地圖を得ざるを以て、兀刺山城と密接の關係ある幾多城名の比定を行ふこと能はず、随つて兀刺山城は懷仁附近に在りしものといふの外、一步をも進め難きは遺憾なり。

(五)龍飛御天歌卷五注に「平安道江界府西越江古古恐らくは一の誤百四十里有大野、中有古城、諺稱大金皇帝城、城北七里有碑、又其北有石陵二」とあり。

(六)東國輿地勝覽卷十五江界山川の條に「皇城坪距滿浦三十里、金國所都。」「皇帝墓在皇城坪、世傳金皇帝墓、隴石爲之、高可十丈、內有三寢、又有皇后墓、皇子等墓」とあり。

(七)御天歌は明の正統十二年、世宗即位の二十九年に成れる書なり。

東寧府の一支城たる兀刺山城の陷落始末は前に引用せる高麗史の記事によりて詳

なり、而して東寧府攻撃は實に同年八月に始まり十一月に終る、高麗史は此戰爭に關しても亦極めて精密なる記事を吾人に傳へたり、今其要旨を記すれば即ち下の如し、曰く、高麗人奇賽因帖木兒元朝に仕へて平章となる、彼の父轍本國に在りて亂を謀り遂に誅に伏す、^(二)彼之を以て本國を怨み、父仇を報せんと圖る、已にして元亡び明興る、彼乃ち遼陽藩陽の官吏金伯顔哈喇波豆德左不花等と共に元の遺衆を集め、東寧府に據り、以て新興の明に抗し、又高麗の北境を寇掠せり。^(三)是に於いて高麗の東寧征伐となり、已に此年正月を以て兀刺山城占領の事あり、而も賽因帖木兒等東寧府に據りて敢て降らず、これ第二回の遠征軍を出すに至りし所以なり。八月東北面元帥李成桂西北面元帥池龍壽副元帥楊伯淵等命を受けて征途に上り、十一月義州に至り、浮橋を造りて鴨綠江を渡る、三日にして全軍始めて遼東に入り、螺匠塔を経て遼城に迫る、城將の一人處明驍勇能く防ぎしが、城遂に陥り、賽因帖木兒は遁れ、金伯顔は虜にせらる。高麗軍乃ち城東に退き、榜を張りて元の遺會納哈出也先不花等を招諭し、又別に金州復州等に張榜して歸降を促し、^(四)鑑在東京の語を以て之を脅かせり。ついで遼城の西十里に次し、直に凱旋の途に就き、^(五)松姑^{即ち雪}裡店^雪を經、鴨綠江を渡りて本國に歸れりと。以上は高麗史記する所によりて戰爭の經過を略叙せるのみ、同書に曰く、八月己巳命我太祖及西北面元帥池龍壽副元帥楊

伯淵等往擊東寧府……十一月丁亥…渡鴨綠江、己丑進襲遼城、急攻拔之^(四)と、始めに東寧府を撃つといひ、後に遼城を抜くといふ、嘗て東寧府占領の事を言はざること、高麗史紀傳の記事を通じて皆同じ、洵に怪むべし。唯東國通鑑^{卷四十九}に、十一月我太祖及池龍壽等攻拔東寧府、奇賽因帖木兒遁走、金伯顔以歸誅之^(五)と書き出し、而して後、此征戰の始末を記すること全然高麗史の文と同じ。抑、奇金兩人は實に東寧府に據りて此遠征軍の當面の敵たり、然るに遼城陥りて奇は遁れ、金は虜はれ、其餘黨亦概ね亡びて更に兵を用ゆるの要なかりき、^(五)此事情より推測するに、東寧府と遼城とは其名異なるも其地同じきなり。縦令高麗史及び龍飛御天歌に之を明記せざるにもせよ、此推定は決して動くものにあらず、即ち通鑑の編者が遼城占領の始末を述べて之を東寧府占領の事と斷定したるは正當なる解釋といふべし。而して所謂遼城が今の遼陽に外ならざること、其行軍路に當りて義州あり松姑ありしに徴して既に明なるべく、殊に御天歌の注に「遼城遼陽之城」と明記したるに由りて寸毫の疑あるべからず。^(六)要するに元末明初の世、元の餘黨の據りて高麗の征討を被りたる所謂東寧府は、今の遼陽に比定せらるべきものなり。

(二)高麗史^{卷百三十一}奇轍傳。

(三)次の注参照。

(三)第二回の遠征始末に就いては高麗史卷十四池龍壽傳の記事最も精細なり曰く池龍壽：尋出爲西北面上元帥兼平壤尹初奇賽因帖木兒仕元爲平章元亡與遼藩官吏平章金伯顔等據東寧府憾其父轍誅將欲寇邊王遣龍壽及西北面副元帥楊伯顔安州上萬戶林堅味與我太祖擊之……師至義州令萬戶鄭元庇崔奕成金用珍等造浮橋於鴨綠江……凡三日畢濟……師至螺匠塔○御天歌注に在遼東城東二百里至今踏傍有石塔と見ゆ去遼城○御天歌注に遼二日程留輜重資七日糧以行……使裨將洪仁桂崔公招等領輕騎三千進襲……急攻遂拔之賽因帖木兒遁虜金伯顔是夕退師城東張榜諭納哈出也先不花等遣臣曰奇賽因帖木兒本國微臣昵近天庭過蒙殊恩位至一品義同休戚天子蒙塵于外義當左右先後效死勿去爾乃背恩忘義竄身東寧府以其父轍伏誅挾讐本國潛圖不軌年前國家遣兵追襲逃不血刃又不赴行在退保東寧城與平章金伯顔等結爲心腹松甫里法禿河阿尙介等處圍結軍馬又欲侵害本國罪在不原今舉義兵以問又與金伯顔等誘脅小民堅壁拒命哨馬前鋒生獲金伯顔外哈刺波豆德左不花高達魯花赤總管頭目盡行動捕賽因帖木兒又逃不首罪其所投各寨即捕獲飛報如有隱匿者○在東京又榜金復州等處曰……今舉義兵以問賽因帖木兒等據東寧城恃強方命大軍所至玉石俱焚噬臍何及凡遼河以東本國疆內之民大小頭目等速自來朝共享爵祿如有不庭○在東京翼日師次城西十里是夜有赤氣射營熾如火日官盧乙俊曰異氣臨營移屯大吉時萬戶裴彥等擊高家奴于石城未還欲留待以乙俊言班師初城陷我軍火倉廩殆盡由是軍中乏食諸將請由直路龍壽不從欲觀兵循海邊還師士卒大飢殺牛馬而食軍不得成列衆皆尤之遂取徑而還恐有追兵野宿必令士卒各作溷廁馬厩納哈出果躡後行二日曰作廁與厩

師行整齊不可襲也乃還三日師至松站鎮撫羅天瑞得穀數百石以餉之師遂以濟云々。

(四)同上卷四十二恭愍王世家。

(五)同書にも高麗史池龍壽傳所載と略ほ同様の記事あり殊に人名地名に脚注ありて大に便利なれども是れ悉く編者の原注なるや否や未だ詳ならず随つて之を引證するには多少の斟酌を要す。

(六)右の注(三)に見えたる二種の榜文の末段に「鑑在東京」とあり東京とは遼以來元初まで今の遼陽の別名なりき。遼城を指して東京ともいへるは遼城即ち遼陽なりとの一證とするに足る。

五 瀋陽路

元の太宗三年高麗高宗十八年西曆一二三一年八月將軍撒禮塔命を受けて高麗を攻むるや高麗麟州の神騎都領洪福源迎へ降り自ら率ゐる所の編民千五百戸を獻じ撒禮塔を導きて未附の州郡を攻め又親しく王京開城に至り高宗に勸めて和を乞はしむ撒禮塔は高宗より質子を得京府及び州縣の達魯花赤名官七十二人を任命し翌年四月師を班せり。然るに其年六月高宗復た蒙古に叛き都を江華島に遷し悉く蒙古置く所の達魯花赤を殺し州縣の民をして海島に竄れしむ。是に於いて撒禮塔また來り攻めしが流矢に中りて死し、

洪福源は已降の衆を領して留つて西京に屯せり。五年九月福源は高宗の宣諭使鄭毅を殺し、十二月嘗て招集する所の北界の餘衆を率ゐて蒙古に歸附し、自ら遼陽に居り、其衆をば遼陽と瀋州との間に居らしめたり。六年五月太宗は福源を管領歸附高麗軍民長官と爲し、十年五月には新に歸降せる高麗人趙玄習、李元祐等を遼陽に居らしめ、彼等に隨ひ來れる民二千人と共に福源の節制を受けしめたり。是より先き、瀋州は金末の大亂に全く廢墟となりたりしが、此時始めて城郭を築き、官署を設けしなり。世祖の中統二年一、二、六、蒙古は遼陽の官銜を安撫高麗軍民總管府と改め、二年の後には高麗の質子王綽を以て其長官と爲し、二千餘戸を分領して瀋州に治せしむ、三而して同時に洪福源の子茶丘は遼陽に在りて自餘の高麗人を支配したれば、高麗軍民の支配を目的とする官銜は一時遼陽、瀋州の二城に在りしなり。然るに成宗の元貞二年一、二、九に至り、元は此二官銜を合併して瀋州等路安撫高麗軍民總管府と名け、其治所を遼陽に定めき。三即ち所謂僑治なり。

(二)王綽は高麗王高宗の族子なり。太宗の十三年高宗は質子として蒙古に送り、爾來此時まで二十三年を経たり。

(三)元史地理志による。然れども高麗傳に「至元三年二月立瀋州以處高麗降民」とあれば瀋州に官銜を

置きしは王綽の總管となりし時より更に三年の後なりしに似たり。今姑らく地理志の記事に従ふ。

(三)以上は元史卷五十九地理志卷百五十四、洪福源傳卷百六十六、王綽傳卷百八十八、高麗傳及び高麗史卷二十三高宗世家卷百三十、洪福源傳等の記事による。

さて元一統志二に「渾河在瀋陽路、源出廢貴德州東北、西南經瀋州南一十五里、遼陽西四十里、會太子河、合遼水、南注於海、舊稱瀋水、水勢湍激、沙土混流、故名渾河、今水澄澈、遇漲則渾」と見ゆ。今渾河正に奉天の南十五里を流る、瀋州の今の奉天なりしこと蓋し疑なし。而して其地一に瀋陽といふは瀋水の北に在るが故のみ。さて瀋陽の名は元代に至りて始めて現はる、元史には大徳元年の條に其名始めて見え、其前年までは悉く瀋州とのみあれば、蓋し成宗が瀋州等路安撫高麗軍民總管府を置きし時より其名を改めしものか。即ち此長き名の官銜が普通に瀋陽路の名にて呼ばれ、同時に瀋州を瀋陽と稱するに至りしならん。果して然らば、瀋陽路は専ら元朝に降附したる高麗人を支配せしかといふに、必ずしも然らざりしもの如し。蓋し王綽が一時分領したる戸數のみにても二千餘ありしに徴せば、合併したる後の總管府の管轄戸數は少くも其倍數に達せしなるべく、又總管府の下には、五人の總管、二十四人の千戸、二十五人の百戸ありしのみならず、

元代の末期には其戸數五千八百八十三ありきと見ゆれば高麗人を主とし之と雜居せるもの若くは附近の住民をも管轄せしものなるべし。而も吾人は本路の疆域を知るべき資料の絶無なるを遺憾とす。若し吾人の想像を許さば吾人は金代の瀋州と貴德州(四)とを合せたるものを以て之に擬せんとす。果して然りとせば元貞二年以後の南滿州には北に瀋陽路あり南に遼陽路あり。而して瀋陽路は西は新民府附近を以て南は今の承德縣の南境を以て共に遼陽路に界し北は鐵嶺縣の北境を以て開元路に接せしものなるべし。

(二) 滿洲源流考卷十に引用せらる。

(三) 其文に曰く「是歲……遼陽瀋陽廣寧水」元史卷十九

(三) 地理志瀋陽路の原注に曰く「至順錢糧戸數五千一百八十三」と至順は西曆一三三〇年より一三三三年に跨れる元の文宗の年號なり。

(四) 二二頁參照

六 開元路

開元路(一)は遼陽大寧等の諸路とは異なり其管内に州縣の設なく全く特殊なる方法を以て支配せられし事と元史地理志の本路に關する記事が蕪雜を極めたる事とにより支那の學者は早く明初以來本路の治所及び疆域に就いて明確なる智識を缺き往々にして甚だしき誤解を傳へたるより元帝國の滿洲經路が如何なる程度にまで行はれたりしか今猶殆んど不明の事とせらるるは元代の歴史を研究する者の常に遺憾とする所なり。吾人は茲に開元路の研究を試むるに當り先づ之に關し從來發表せられたる諸家の説の大要を摘録し一々之に短評を加へ以て吾人の此企圖の決して無用の業にあらざるを明にせんと欲す。

(一) 開元路の名元代に始まる蓋し後に言ふ所の開元城より其名を得たるならんも孰れにしても其名たるや明かに漢名にして女眞名の音譯にはあらず。恤品路元の路名といへば當時の蘇濱水見恤品と今同音の綏芬河の流域なること胡里改路元の府といへば當時の胡里改江今の瑚爾喀江の流域なること合懶路曷懶路に作る一にはといへば當時の合懶水曷懶水には今の海蘭河の流域なること何人も容易に著想し得る所なれど獨り開元路又は開元城の名に至りては全然例外にて吾人をして其由来を知るに苦ましむ。從來之に就いて説明を試みしもの吾人の寡聞を以てしては唯一の遼東志卷一郡名開原の條に「開元唐名又元路名」とあるを知るのみ。但し單に唐名といふのみにて唐代に於け

る一府一城の名なるか、若しくは一地方の名なるか、編者の意甚だ明ならず、又何の據る所ありて然か言へるか、全く知るに由なけれど、從來學者のすべて沈黙を守れる中に、遼東志の編者が一語之に説き及べるは、眞に空谷の足音にも比すべきものなり。吾人が敢て之が説明を試みんとしたるは、實は此一語より得たる暗示に基くものなるが故に、卑見幸に學者の一顧を得ば、そは全く遼東志の賜なりといはざるべからず。

吾人の所見によれば、開元城及び開元路の名は唐の玄宗の年號開元より來りしもの如し、以下少しく其理由を述べん。元史地理志開元路の條に曰く、開元路古肅慎之地、隋唐曰黑水靺鞨、唐初渠長阿固、郎始來朝、後臣服、以其地爲燕州、置黑水府云々。肅慎の名は最も古く支那に聞え、後挹婁の名傳はり、後魏の世、勿吉といひ、隋以來靺鞨と稱せられしが、此等は皆大體に於いて今の滿洲の東北部に占據せる民族にして、後世に至るに隨ひ、支那の朝廷に朝貢すること漸く頻繁を加へたりしも、而も其地の甚だ遼遠なるを以て、隋以前歴代の朝廷中、其民族の招撫を試みたるものなきにあらねど、其地方の經略に著手したるは、あらざりき、而して其是あるは實に唐に始まれり。舊唐書卷百九靺鞨傳に曰く、唯黑水部全盛、分爲十六部、部又以南北爲柵。○新唐書靺鞨傳に、唯黑水完靺鞨分十部、三年、四年に作る。十安東都護薛泰請於黑水靺鞨內置黑水軍、續更以最大部落爲黑水府、仍以其首領爲都督、諸部刺史隸屬焉、中國置長史、就其部落監視。十六年、其都督賜姓李氏、名獻誠、授雲麾將軍兼黑水經略使、仍以幽州都督爲其押使、自此朝貢不絕と。さて黑水靺鞨といひ、靺鞨の黑水部といふは、黑水

即ち黑龍江の流域に據れる靺鞨民族なり、此民族此地域の經略に著手し、終に之を羈縻するを得たるは實に唐代に始まり、而も開元年間に始まりしなり。是に於いて吾人は敢て次の如き想像説を提供す、曰く、金末此地方の沿革に通曉せる者、今の依蘭府舊名附近の一城に開元城の名を與へ、之と同時に、若くは稍後れて松花江流域一帯の地をも開元と呼ぶに至りしものならんと。吾人は特に「金末」といふ、蓋し元人の始めて開元の名を聞きしは、元の太宗の五年、即ち金の亡ぶる一年前なれば、此名は決して元人の命じたるものにあらず、而して金史以下金代の記録には絶えて其名を見ざるを以てなり。兎に角、金末に又開元城といふ城名あり、開元城につきて、金の亡びし翌年、即ち太宗の七年西曆一二三五年には開元萬戶府は今の農安縣城に設けられたり。之を要するに支那人の勢力が實際今の黑龍江方面に及びしは、唐の開元年間此地方に據れる黑水靺鞨の諸酋長を臣屬せしめ、其地に黑水府と名くる官衙を置きしを以て始とするが故に、後世此地方を開元といひ、其地方の一城に命ずるに開元城の名を以てするが如きは決して必無の事にあらざるべし。猶一言すべきものあり、唐代の所謂黑水は嚴密に今の黑龍江を指せるにあらずして、松花江の下流をも其名の下に稱せしものと推測せらるるのみならず、黑水府の位置は當時に於いては恐らく今の依蘭府より甚だ隔絶せる處にはあらざりしなるべきが故に、金末に於ける開元城と唐代に於ける黑水府とは或は略ほ同一地なりしかとも想像せらる。黑水靺鞨が再び勢力を得て建設したる金帝國の時代に在りては、此依蘭府は胡里改路の治所となり、金を滅ぼして代つて此地方を領屬せる元帝國の世に至り

て又胡里改萬戸府を此地に置き、其西に近く韓梁憐萬戸府、其東に近く桃温萬戸府を置けり、後文吾人が黒水府及び開元城を以て依蘭府附近に擬定せんと試むるは、實に此歴史的事實あるがためなり。若し以上の所見にして幸に大過なからんには、吾人は更に一步を進めて開元の名は金代の末期に於いて蒲鮮萬奴が當時の胡里改路の治所なる胡里改城に與へたる別稱ならんと想像す。萬奴は當時豆滿江流域に據りて國號を東真といひ、自ら天王と稱し、且天泰と建元し、萬事支那の制に倣へり。此支那風を喜べる萬奴が松花江沿岸に在りて古來の要地たり、又近く胡里改路の治所たりし今の依蘭府に漢名を與へんとし、終に開元の二字を擇びしものと推測するは、必ずしも牽強附會の説にあらざるべし。萬奴が東真國王としての居城なる南京の名も、或は彼自身の命名に係り、金の上京に對して此く稱せしものにあらざるか。

イ 明一統志卷二遼東都指揮使司の條には、「三萬衛在都司城○今の遼陽北三百三十里。古肅慎氏……元改爲開元路、本朝洪武二十一年置兀者野人乞例迷女直軍民府、二十二年罷府置衛」と見え、同じく古蹟の條に「開元城在三萬衛西門外。元志○元一統志開元城西南寧遠縣、又西南曰南京云々」(二)とあり。即ち明一統志の編者は開元路の治所たる開元城は終始明代の三萬衛治即ち今の開原に在りしものと信ぜしなり。本路の疆域如何に就いては嘗て一考をも費さざりしに似たり。

(二)此全文後三九五頁に出づ。

□ 明史卷四十一地理志遼東都指揮使司の條には、「三萬衛元開元路、洪武初廢、二十年十二月置三萬衛於故城西、兼置兀者野人乞例迷女直軍民府、二十一年府罷、徒衛於開元城」と記す。是れ亦元代の開元城即ち今の開原と信じ、毫も其間に疑を挾まざるなり。

ハ 讀史方輿紀要卷三十七山東八三萬衛の條に「開元城今衛治、元或作原、悞也。蒙古窩闊台六年○七年の誤初置開元南京二萬戸、治黃龍府。或以今城即黃龍城非也、蓋初寄治於黃龍府、後徙今治、明初因舊城設三萬衛云々」とあり。是れ三萬衛の治所たりし開元城は元初以來所謂開元城にあらずして、嘗て一たび黃龍府と同處に在りし事を言ふものにて、前二書の説に比して確かに一步を進めたるものなれども、黃龍府に在りし開元城は始建のものにあらずして、更に他より移り來りしものなる事には想ひ及ばざりしなり。

ニ 大清一統志卷三十九奉天府古蹟の條に「開元故城今開原縣治、元初設開元府○即ち開元後改開元路、明洪武中改元爲原、以其地爲三萬衛」といひ、又同書卷三十八奉天府開原縣の條には「由今開原、以知明三萬衛、由三萬衛、以知古開元城、可知改元爲原非二也」と論斷せり。之れ明一統志と同じく、元の開元城は終始今の開原を指ししものと信ずるもの、卓見に富める同書編者の平生にも似ぬ不見識といふべし。(三)

(二)同書奉天府古蹟故三萬衛の條に「按三萬衛在渤海日扶餘府在遼日黃龍府在金日會寧府在元日開元路其實一也」といふが如き誤謬の尤も甚しきものなり。扶餘黃龍兩府は共に今の長春府農安縣附近にして、金の會寧府は今の哈爾濱の東南なり。四二頁及一五三頁參照。

水滿洲源流考^{卷十}疆域、元の開元路の條に「按開元本金上京境内地名、元兵至此、遂定其地、而上京一帶俱已殘毀、因改建開元路、非開元即上京也、其初寄治黃龍府、後徙於今開原縣地、明初因以設衛、亦非今開原即黃龍府」と説けるは、略ぼ紀要と同じ。たゞ開元を以て本と金の上京境内の地名と爲すは一顧の値あるべし。猶同書^{卷十}疆域、金の會寧府の條に「元初開元一路、所轄至廣、凡吉林寧古塔等地、皆在其中矣」といへるは、縱令其説が元史地理志所載の開元路沿革に關する漠然たる記事に據れる自然の推測に過ぎざるにもせよ、本路の疆域について説くものの絶無なる中に在りて、此一語なりとも發表したるは多とするに足るべし。

へ盛京通志^{卷百}古蹟開元路の條に曰く「按開元之地、元時所轄甚廣、吉林寧古塔以北皆在其中。但元史志云、即唐黑水府、元一統志亦云、三京故國、五國舊城、則開元路之爲黑龍江地面、毫無疑義、不得以其後徙治開原、且因明有開原衛之設、遂拘泥以爲開原一縣之地、始爲開原路也」と。是れ源流考の説に一步を進めたるものなり。

ト東三省輿地圖説に見ゆる開元開原辨に曰く「據地理志、開元路即唐黑水府、是開元在今黑龍江地面。據一統志、三京五國狗車木馬、……則由長白山至黑龍江、凡東北濱海諸地皆隸開元路也。又按元初乙未歲、立南京萬戶府、治黃龍府、至元四年更遼東路總管府、二十三年改爲開元路。是移開元於今農安城、已非黑水之舊。厥後徙治開元、蓋因遼河以東早已割隸開元路、籍爲遼東保障。明洪武中改元爲原、於此設開原衛、今爲開原縣」と。是れ現今滿洲の古事に通曉すと稱せらる老儒曹廷杰の説なり。開元に關する最近^{吾人の}限に於いての説だけありて、從來の諸説に比して數歩を進めたるの功は沒し難し。

以上列擧する所によりて知らるる如く、開元路の疆域に關する論證は、次第に詳細を加へたること疑なきも、右の諸説は概ね餘りに簡略にして、其疆域が時代によりて出入ありし事を言はず、又其四至を明言せず、其最も進歩せる曹氏の説に於いても、吾人は唯「南長白山、北黑龍江、東北濱海地皆其境」といふを聞くのみ。其西境は那邊に達せしか、其南境は果して長白山山脈に止まりしか、合蘭路恤品路の名猶當時に存せしか、若し存せしとせば、兩路と開元路との疆域上の關係如何、その他水達達路の建置沿革及び疆域、咸平府と開元路との關係等、數へ來れば吾人の解決を要する問題猶頗る多し。因つて吾

人は以下(一)開元路の四至、(二)合蘭路及び恤品路、(三)水達達路、(四)斡朶憐等五萬戶府、(五)咸平府の五項に分ちて卑見を述べ、以て大方の教を乞はんとす。

一 開元路の四至

開元路の問題が從來の學者によりて稀に研究せられ、大に誤解せられたる所以のものは、之に關する元史地理志の記事頗る簡略にして又甚だ明確を缺けばなり。由來地理志載する所の各路の記事皆多少の誤謬を含めること已に述べたるが如し、而も元史の他の部分に存する關係記事を摘出して詳かに比較論證せんには、必ずしも其真相を究め難きにあらざる事、遼陽路以下に關する吾人の研究を讀みたる人々の首肯する所なるべし。吾人は此稿に於いても同様なる研究法を採用す。而も地理志の記事は後文屢、參照を要するものなるを以て、讀者の便宜を計り、左に其全文を録す。曰く、

開元路古肅慎之地、隋唐曰黑水靺鞨。唐初渠長阿固郎始來朝、後乃臣服、以其地爲燕州、置黑水府。其後渤海盛、靺鞨皆役屬之、又其後渤海浸弱、爲契丹所攻、黑水復擅其地、東瀕海、南界高麗、西北與契丹接壤、即金鼻祖之部落也、初號女真、後避遼興宗諱、改曰女直、太祖烏古打既滅遼、即上京設都海陵、遷都於燕、改爲會寧府。金末其將蒲鮮萬奴據遼東、元初

癸巳歲○太宗五年西曆一三三三年出師伐之、生禽萬奴、師至開元恤品、東土悉平、開元名始見於此。乙未

歲○太宗七年立開元南京二萬戶府、治黃龍府、至元四年○西曆一三六七年更遼東路總管府、二十三年

改爲開元路、領咸平府、後割咸平爲散府、俱隸遼東宣慰司。至順錢糧戶數四千三百六十七。

さて専ら右の文に基づきて開元路の疆域を考ふる時は、黑水靺鞨の最大版圖か、金の上京路の疆域か、蒲鮮萬奴の建設せる東真國の領土か、若くは此三者に共通する地方を以て其四至を定めざるべからず。而も二萬戶府の治所たる黃龍府が今の長春府農安縣にして、餘りに西方に偏せるの嫌あると、今の奉天府の屬縣に開原と名くる地ありて、其名の開元と酷似せるとに由り、明一統志以來諸說紛々として起り、甚しきは全然地理志の記事を無視して、今の開原縣境內を以て開元路疆域の全部なりと誤解するものさへありし事は、已に緒言に於いて述べたる所の如し。兎に角、右の記事は不完全にして、據つて以て本路疆域の一斑を推定するに足らず、又決して曹氏の所見以上に出づること能はざるなり。是に於いて吾人は元史の他の部分は勿論、普く元明兩時代の文獻を涉獵して本路の地域に關する有らゆる資料を蒐集し、審かに之が批判を遂げ、及ぶ限り精密なる境界線を發見せんことを努めざるべからず。

地理志に開元路始設の年次を明記せず、唯太宗高麗台汗の七年開元南京の二萬戶府を置

き世祖の至元四年遼東總管府と改め、同二十三年更に開元路と改めし事を言ふに止まる。舊説皆本路の始設を至元二十三年に繋くるは、一に此記事に據れるが爲めのみ、而も是れ全く誤解なり。以下少しく辯ずる所あるべし。先づ元史卷百二十吾也而傳を見るに、太宗の十三年西曆一四一二年吾也而は命を受け高麗を伐つて和を乞はしめ、其王高宗の質子を伴ひ歸りしが、太宗大に彼の殊勳を賞し、北京、東京、廣寧、蓋州、平州、泰州、開元府、七路の行兵馬都元帥に任命したりといふ。さて泰州は金の北京路所屬の一州にして今の嫩江と松花江との會流點の西に當り、平州は金の中都路所屬の一州にして今の永平府に相當し、東京、蓋州、北京、廣寧の四路は今の直隸省の北半部一名東蒙古と盛京省の西半部とを包含せるものなり。三而して養息牧河流域を占めたる懿州路も、鴨綠江流域の西部を占めたる婆娑路一名婆速府路も、亦恐らくは當時已に存在せしなるべし。四果して然らば開元路或は開元府路は上に數へたる八路中、平州路を除ける七路と共に、少なくとも東京、北京、泰州、蓋州、廣寧の五路と共に、太宗の十三年以前、今の滿洲に創置せられしものなる事斷じて疑なく、而して其管轄區域も他の諸路の疆域以外、即ち今の吉林省方面たりし事は自ら推測し得らるるなり。加之、太宗の十三年は東真國亡びてより八年目、開元萬戶府を置き、てより六年目に當れば、此間に於いて蒙古の東方經營は更に幾分の進歩を見しなるべし。

く。或は萬戶府の創設と同時に開元路の名起り、之を以て西は黃龍府今之農安より東は南京今之延吉に至る地方を汎稱せしものにあらざるか。南京萬戶府が開元萬戶府と同時に、同じく黃龍府に創設せられたるもの蓋し偶然にあらざるなり。

(一) 八六一七頁參看。

(二) 大清一統志卷十永平府盧龍縣の條參看。

(三) 二七一、二七四、三三一、三三七頁參看。

(四) 二九四、三二一頁參看。

(五) 二六四頁參看。

其後定宗貴由汗憲宗蒙哥汗二帝の世には、元即ち蒙古は西域及び支那の征討に従事し、東方經營の餘暇なかりしが爲めにや、此間開元路の名絶えて元史に見えざりしが、世祖忽必烈汗の中統二年一二六一年に至りて再び現はれ來りぬ。世祖本紀元史卷四に曰く、九月以開元路隸北京宣撫司と。北京宣撫司は去年五月支那本部に置かれたる他の九宣撫司と同時の設置に係りしが、是に至りて開元路をも其管下に加へしものなり。然るに此年十一月、北京等十路の宣撫司は悉く廢せられぬ。元史に曰く、罷十路宣撫司、止存開元路と、茲に所謂十路の路は臨時に定められたる區域を示す名稱にして、常置の行政區劃を示すもの、例

へば遼陽路、大寧路等の路とは、全く其意義を異にせること勿論なり。さて、此文面にては、開元路の名も行政區劃名として之を見る能はざるが如きも、必ずしも然らず、蓋し本路は所謂十路の一にあらず、又嘗て本路に宣撫司の設置なし、随つて此記事の意義頗る曖昧なれども、試みに之を解すれば、去年置く所の十路宣撫司は悉く之を廢したれども、開元路には却て其必要を認めて之を新設せりとの意味なるべし、果して然らば當時已に行政區劃名としての開元路は存在せしなり。更に進んで中統三年の條を讀むに「六月……割遼河以東隸開元路」の文あり、是れ實に本路の存在と、其西境とを明示するものにして頗る注意を値す。さて遼河以東といへば、金州半島も遼陽奉天も悉く其區域に包含せらるべきは普通なれども、今の遼陽に治せる東京路、蓋平に治せる蓋州路、九連城に治せる婆娑路は皆當時存在したるのみならず、開原に治せる咸平府も亦同時に存在したりと思惟せらるるが故に、茲に所謂割遼河以東云々の語は、開元路の西境が遼河の一部に達せりとの意味にして、換言すれば咸平路以北、遼河以東の地、即ち今の奉化、懷德等諸縣が此年を以て本路の管内に編入せられしものと解釋すべきなり。之を要するに、從來開元路の西部は伊通河流域に限られしも、此時始めて遼河流域の一部を領有するに至りしものなるべし。^(四)

(二)世祖本紀中統元年五月乙未の條に、燕京益都濟南河南北京平陽太原眞定東平大名彰德西京京兆の十路に宣撫司を立てし事を記す。十路中今の長城以北に在りしもの唯一の北京路のみ。

(三)世祖本紀中統四年四月の條に「罷開元路宣慰司」と見ゆ。宣撫司と宣慰司とは概ね其職掌を同うす。茲に宣慰司とあるは宣撫司の誤りにて、二年前設けられしものの廢止を言へるものによ。宣撫司及び宣慰司につきては元史卷九十一百官志を參看せよ。

(三)後文咸平府の條參看。

(四)當時の信州と韓州との境界が即ち開元路と咸平府との境界なりしならん。四一八頁參照。

本路の西境は遼河に達したりし事上述の如し。然らば他の三方面は何れの地を以て其境界をなしたりしか。

元一統志に曰く、開元路南鎮長白之山、北浸鯨州之海、三京故國、五國舊城、亦東北一都會也。^(一)此文潤飾多く、意義稍、明確を缺くも、長白之山は今の朝鮮の北境外に連互する長白山山脈をいひ、鯨州之海とは恐らく東方の大海を指ししならん。^(二)而して三京とは蓋し渤海の上京今の吉林省寧古塔の南なる東京城、中京今の松花江附近及び東京今の琿春附近を指し、五國は遼の五國部(金代また五國の名あり)にして今の牡丹江一名瑚略江の河口より烏蘇里江口に至る間の松花江の沿岸にありし五大部落を指せるなるべし。^(三)果して然らば開元路は南長白山

に至り、北は松花江及び黒龍江に達し、東は日本海に臨みしものなり。然れども右の資料は未だ以て本路の境界を畫するの根據となすに足らず、吾人は更に精密なる論證によりて各方面の極限を明にするの必要を感ずるなり。先づ其北境に就いて研究する所あるべし。

(二) 滿洲源流考三 卷十 疆域 元開元路の條に引用せらる。盛京通志卷百 古蹟故開元路の條には元一統志を引き、明一統志卷八 女直風俗の條には開元志を引き、之と全く同一の記事を載録す。開元志とは蓋し元一統志の開元路に關する部分を略稱せるものにて、此名を有する書が別に存するにはあらざるべし。そは同じき明一統志が元史の地理志に見ゆる合蘭府水達達等路の條を稱して元史合蘭府志といへるによりて推測せらる。

(三) 皇明實錄 洪武十五年二月の條に、元の世置く所の鯨海千戸所の長官即ち速哥帖木兒女眞より帝都に來りて東滿洲の地理に關する談話を爲せる事を記す。之によれば、所謂鯨州之海は單に大海を意味する雅名にあらずして、或は日本海が鯨を産するに因りて當時此名ありしものによ。

(四) 渤海五京の比定に關しては、未だ定説なし。從來の諸説中、一部の學者に認めらるものは丁鎰大韓 考所 及び故那珂博士地學雜誌 第二百五號等の説なり。今松井氏の「渤海の疆域」(本書第一卷所載)に從ふ。

(四) 一九五、一六頁參看。

元史卷九 兵志 兵制の條に曰く、中統四年十一月女直水達達及乞烈賓地合僉鎮守軍、命亦里不花僉三千人、付塔匣來領之、并達魯花赤官之子及其餘近上戸内、亦令僉軍聽亦里不花節制と。茲に所謂水達達は明代に所謂江夷にして黒龍鳥蘇里兩江の下流域に散居せる野人の總稱なるべく、乞烈賓は黒龍江下流域に居住するギレミ(Gillenni)族を指せるに外ならず。(一) 又同書世祖本紀に曰く、至元元年十二月辛巳征骨鬼、先是吉里迷内附言、其國東有骨鬼亦里干兩部、歲來侵疆、故往征之と。又曰く、至元二年三月癸酉骨鬼國人襲殺吉里迷部兵、勅以官粟及弓甲給之と。骨鬼は今の樺太島、若くは同島居住の民族を指せるものなるが故に、(四) 此等の記事は、樺太に居りし骨鬼人が黒龍江口に渡り來りて、其地方に住せる吉里迷人若しくは、其地守備の任に當れる元朝の軍隊を襲殺したるにより、或は遠征軍を出し、或は吉里迷人に賜給せし事を示すものにして、吾人は之に因つて當時元朝の勢力の實際、黒龍江下流域に及びし事を知るなり。爾後此地方の經營次第に進捗せしならんも、事遼遠なる邊陲に屬するがため、例の粗雜なる元史のこととして、精細なる記事を録することなく、唯或る事變の生せる毎に零碎なる事實を傳ふるを見るのみ。即ち世祖本紀の至元十年九月の條には、征東招討使塔匣刺請征骨鬼部、不允(五)と見ゆるも

の其一なり。征東招討使は其字義より推測すれば、東方民族を招撫若くは征討するの任務を帯びたる官吏ならんも、臨時官たりしか常置官たりしか、明かならず。唯塔匣刺は中統四年に此地方の鎮撫を委ねられたる塔匣刺と同一人なりし事疑なければ、爾來十年間引續き黒龍江地方に居りて守備隊統率の任に當れるものなるべし。元文類四卷一十遼陽、鬼骨の條に此年塔匣刺の朝廷に上れる報告書の一部を載録するが、之によれば、彼は久しく骨鬼征討を計畫したれども、風波のために妨げられて未だ實行するを得ざりき、而も去年は弩兒哥を征して之を服屬せりといふ。六弩兒哥は元史其他に所謂奴兒干にして今の黒龍江下流の右岸キジ (Kidji) 湖以北の地を指す。七明の成祖の永樂七年一四〇九年。此地に都指揮使司を置き、奴兒干都司と稱し、滿洲東北部を總轄せしめしより以來、頗る有名となりしものなり。さて至元十年以後、此地方と骨鬼即ち樺太との交渉頻繁を加へしと見え、元史には至元二十年より二十三年までの間に、骨鬼征伐に關する記事凡そ五たび録せられ、元文類には大德二年一二九〇年より至大元年一三〇八年までの間に、屢骨鬼を征伐せる事を詳記す。其後吉里迷及び骨鬼に關する記事は元史にも其他の記録にも絶えて之を見るを得ず、唯奴兒干に關しては元史七卷二英宗本紀十九卷二泰定帝本紀及び山居新話等に散見するも、此等は皆罪を得たる官吏の此地に流謫せられし事を言へ

るのみなり。八是に由つて之を觀れば、黒龍江下流域を以て終始元朝の領域たりしものと見るに必ずしも妨げなきも、其官吏を派遣し、若くは軍隊を駐屯せしめて實際に之を經營せしは、世祖成宗武宗の三代に限られ、仁宗以後に至りては國家多事にて東北邊防に心を用ゆるの遑なかりしものなるべし。九然らば吉里迷、奴兒干等の地は元の行政區劃中何れに屬せしか、之を定むるは吾人當面の急務なり、而して吾人は此等が開元路に屬せし事を信せんと欲す。元史、世祖本紀に曰く、至元十二年二月命開元宣撫司、賑吉里迷、新附饑民と、又曰く、至元二十一年四月命開元路宣慰司、造船百艘、付狗國戍軍と。一〇狗國とは所謂使犬部にして、黒龍江下流域を指す。さて此二つの記事には、開元路の宣撫司又は宣慰司とあれば、單に開元路とあるとは異なり、臨時の官衙なりしは明かなれど、而も之によりて此地方が開元路の治下に在りし事略ぼ推測せらるるなり。一一尤も此地方は元帝國の行政區劃以外にありしかとの疑もあれど、後年、之を劃して水達達路と爲せるを見れば、元朝の政令、少くとも其兵威の十分に行はれたる世祖時代に在りては、寧ろ行政區劃内に在りしものと推測するが穩當なり。之を要するに、開元路の北境が黒龍江口に及びしこと殆んど疑なきに似たり。

(一) 乞烈賓は金史元史殊域周咨錄開元志等には吉里迷に作り、元文類には吉烈迷に作り、明一統志引く